

会報

第48号

国立大学協会

昭和45年6月

会 報

(第 48 号)

目 次

近代の大学の管理機構について—フンボルト大学の問題点—……………小 塚 新一郎…(1)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(6)

(1) 理事会, 大学運営協議会, 各研究部会
の合同会議 (45. 2. 15)……………(6)

(2) 理事会 (45. 2. 15)……………(10)

(3) 理事会 (45. 3. 27)……………(13)

(4) 第1常置委員会 (45. 2. 15)……………(18)

(5) 第2常置委員会 (45. 1. 12)……………(18)

(6) 第2常置委員会 (45. 2. 23)……………(19)

(7) 第2常置委員会 (45. 3. 27)……………(21)

(8) 第2常置委員会 (45. 4. 17)……………(23)

(9) 第3常置委員会・在京役員合同会議
(45. 2. 26)……………(25)

(10) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(45. 1. 14)……………(26)

(11) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(45. 2. 10)……………(27)

(12) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(45. 2. 25)……………(29)

(13) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(45. 3. 5)……………(31)

(14) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(45. 3. 19)……………(31)

(15) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(45. 4. 1)……………(33)

(16) 第7常置委員会 (45. 3. 2)……………(34)

(17) 第7常置委員会 (45. 4. 6)……………(36)

(18) 図書館特別委員会 (45. 1. 19)……………(37)

(19) 図書館特別委員会 (45. 2. 13)……………(39)

(20) 図書館特別委員会 (45. 3. 27)……………(40)

(21) 研究所特別委員会 (45. 4. 15)……………(41)

(22) 特別会計制度協議会 (小委員会)
(45. 2. 7)……………(42)

2. 諸 会 合……………(47)

B 要望書等

1. 文化系サークル部室の新営について
(45. 3. 3)……………(48)

3. 中教審第26特別委員会の高等教育の改革
に関する基本構想試案に対する各大学の意
見について (45. 4. 15)……………(52)

2. 国立大学教官の待遇改善について
(45. 6. 1)……………(56)

C 予算・決算

1. 昭和44年度国立大学協会歳入歳出決算(59)
(付)財産目録……………(60)

2. 昭和44年度歳入歳出追加予算 (案) (1),
(2)……………(61)

3. 昭和45年度歳入歳出予算 (案)……………(62)

D 調 査

昭和45年度国立学校特別会計予算小観

E 資料

1. 研究部会発表の「大学問題に関する調査研究（中間報告）」の送付その他について……………(86)
2. 「文献センターの利用案内」の送付について……………(87)
3. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について（依頼）……………(87)
4. 大学卒業予定者の就職推薦開始時期共同意見表明……………(87)
5. 国立大学協会の会議出席委員旅費支給、会費増額および昭和45年度予算案等について……………(89)
6. 東京大学総長より国立大学協会会長宛国立

大学協会の「会費の基準」が前年度と同一の場合における翌年度の会費承認方について……………(92)

7. 入試問題に関するアンケートについて……………(93)

F その他

1. 学長・役員等の異動について……………(95)
 2. 寄贈図書……………(96)
- 第46回総会議事要録中誤植訂正について……………(97)
3. 窓
- おおすみの打上げ……………(52)
 - 建築ブームとシロアリ……………(55)
 - 沖縄医療派遣団のことなど……………(63)
 - おいしいスイカ……………(63)

近代的大学の管理機構について

——フンボルト大学の問題点——

小 塚 新 一 郎

今から恰度 160 年前に、ウィルヘルム・フォン・フンボルトを中心として創設されたベルリン大学は、近代的大学の典型といわれてきた。たまたまフランスでは、大革命によって殆んどどの大学は閉鎖され、1896年に再建されるまで、約 100 年間は大学らしい大学を欠いていたが故に、新たに生れたベルリン大学は、ドイツ国内はもとより、ヨーロッパ大陸から、やがてはアメリカや日本の大学制度にまで、いろいろな形で影響を及ぼしている。しかし、かつて模範とされた大学にも、時代の推移とともにさまざまな問題が生じているので、そのうちでも重要と思われる「大学の管理機構」について述べてみようと思う。

ベルリン大学は、何よりも先づ「学問研究の場」として考えられていた。研究の自由や教授の自由は、既にハレ及びゲッティンゲン大学創設の際に、大学の根本方針とされていたのであるが、この両大学は、なお学校として、高等教育機関としての性格を強くもっていた。ベルリン大学は、教育的使命と並んで、というよりも先づ研究所（“Forschungsinstitut”）としての任務を果たすべきものとされていた、（ドイツの近代的大学は、今日でいう大学院大学にあたるものと考えられるであろう。）そしてフンボルトによれば、学問研究は完全なる自由のもとに於てのみ、その成果を期待しうるものであるが故に、いわゆる学問の自由と、これを守るために大学の自治を強く要求しているのである。

学問の自由（或は学園の自由）は、人々に研究の自由と教授の自由と勉学の自由とを無制限に許している。それと同時に、総ての大学人に対して「真理への全き奉仕とその法則の尊重」という重大な責任を課している。真理に仕へるべく充分強力ならぬもの、研究と自己発展の戒律を守り得ないものは、学園の市民として不適格である。このように、学園の自由を保証する最も重要な基盤は、大学人の倫理観である。それ故、大学の自治、大学の管理についても、何よりも大切なのは「人」であり、精神の問題であるという主張がくり返されてきた。これに対して、人の問題が大切であることは間違いないが、だからといって管理機構の問題を軽視するのは誤りである、という意見もある。ここでは、ベルリン大学教授ルードウィヒ・ベルンハルトの「フランスおよびドイツの大学自治」(Ludwig Bernhard, Akademische Selbstverwaltung in Frankreich und Deutschland. Ein Beitrag zur Universitätsreform. Berlin, 1930) と題する著書を中心に、大学管理問題にふれてみたいと思う。

今日（1930年頃のドイツ）の大学自治の形体、および大学自治と国（州）の文教行政との関係は、4つの歴史的要素によって規制されている。その(1)は中世紀末に源をもつ大学の同業者組合的体質で

あり、(2)は19世紀初頭の地方自治促進への動き、その(3)は17世紀から18世紀にわたる約200年間に、大学に対して強力に押し進められた、国家権力による財政管理 (“cameralistische Administration”) であり、(4)は19世紀から20世紀への転換期～いわゆるアルトホフ (Ministerialdirektor Friedrich Althoff) 時代の国家的圧力による大学自治の後退である。

ベルリン大学創設当時は、シュタインーハルデンベルクの改革に影響されて、大学も地方自治体にならって、自主的管理 (大学自治) への努力を重ねるべきであるというのが、人々の一般的な考えであった。しかもそれは単に精神的・道徳的な意味だけではなく、財政上の自主性をも持つべきであるとされていた。しかしながら、人々の努力にもかかわらず、財政上の自治は19世紀中には終に与えられず、大学自治は完全な形の自治とはなり得なかったのである。そして、その理由として次の2点があげられている。～(1)は、国家権力が大学を統御する最も有効な手段として、財政上の管理権を手離さなかったことであり、その(2)は、大学には十分に組織された管理機構がなく、一般に管理能力が欠けているという判断によるものである。大学関係者は、大学に自治能力ありと考えるのが普通であるが、中には異った意見の人々もあるので、少し、この問題に触れてみることにする。

大学自治の中核をなすものは学部教授会であった。それ故、大学の自治は学部の自治である、という見解も成り立ちうるわけである。この重要な意味をもつ学部、或は教授会とは、どんな性格をもったものであろうか。ベルンハルドは次のように述べている。～学部行政は、元来、比較的小人数の教授たちのグループによって行なわれてきた。彼等は、たがいに近隣にすまいをもち、個人的には時に衝突したり、憎しみ合ったり、不和であったりしながらも、一つの統一体を組織している。この統一体 (教授会) の運営方式は、いわばクラブ的のものである。総ての人々が自由に、遠慮なく発言し、そして学部長には、教授間で充分満足が行くまで話し合われ、結論が出されたものだけについて、執行を委かせるという仕組みになっていた。

このような教授会に対して、大学の管理をまかせることに消極的であった人々も少なくはない。ゲーテもその一人であり、フンボルトも、文教の責任者としては、当時の大学教授に管理能力があるとは、判断していない。ベルンハルドも、ドイツの大学は18世紀以来大きな矛盾をかかえているといっている。すなわち、大学教授はもともと行政を掌どる能力を持ち合わせていないのに、この無能力者に大学行政をまかさねばならなかったという矛盾をいだいている。むろん、教授会に対してこのようなきびしい態度をとる人々ばかりではない。多くは教授会を積極的に評価し、また平時には一応無事に大学は運営されてきた。

しかしながら、その他にも大学には重大な組織上の欠陥があることが屢々指摘されている。これについて、ベルンハルドは次のようにその状況を描いている。～たとえば、相互に可成りの程度に自主性を持ち、且つ特定の目的をもった200人の人々から成る組織があるとする。この組織は4部に分かれ、各部にはそれぞれに「長」をおく。これら4部の上に、各部長および各部の代表者より成る委員会 (評議会) がおかれ、その長として、また組織全体を代表するものとして総長がおかれているとする。この3段階の構造は、次のような仕組みになっている。すなわち総長は、各部内で行なわれていることについては、知ることができないような状態のもとにおかれている。或る部において、組織全

体の存立を危くするが如き事態が生じてても、総長はこれを新聞で初めて知るような有様であり、これを知っても、これに対して手を下すことはできないようになっている。

上部の委員会（評議会）の権限は制限されていて、部内で起こった重要な出来事について調査したり、部内の意見対立を調停したり、外から決定を与えたりすることは認められていない。また個々の部は、相互に何の連絡もなく、各部の構成員は他の部内で何が進行中であるか知る由もないのである。

それぞれの部は組織全体から切り離され、全く自主的なものであり、総長からも上部の委員会からも影響されない存在であるが、しかし行動能力を十分に具えた独自の指導部を有しているわけではない。部の「長」は、極く些細な事柄まで部の全員会議に諮らねばならない。会議で論議されたことは部外秘であり、総長にも評議会にも伝えられてはならないのである。

その上、総長および部の長の任期が1ヵ年であり、再任は極めて稀であるということが事態を一層困難なものとなしている。ドイツ大学の場合、総長も学部長も、複雑な全組織のメカニズムをどうやら理解し得た頃には、任期は終るといった状態である。このような機構のもとでは、紛争や故障や誤解が起るのは避けられないであろう。われわれは大学人を無能力者よばわりするよりも、制度、機構のばからしさを非難すべきであると言う人々もある。

このような機構上の欠陥から、さまざまな憂慮すべき問題がおきている。これまでも大学の閉鎖性ということが、屢々批判的とされてきたが、それは大学の閉鎖性というよりも、むしろ「学部閉鎖性」が問われるべきであろう。そして学部閉鎖性と秘密主義の故に、大学にふさわしからぬ事件を生んでいるのである。たとえばテオドル・モムゼン（Theodor Mommsen）は、1876年に「ドイツの偽博士」と題する文章の中で、学位授与に関してゲッチンゲン、イエーナ、ロストックの哲学部を激しく攻撃している。またラインホルド・ゼーベルク（Reinhold Seeberg）は、「売られた」名誉博士号について、関係学部をやり玉にあげている。このようないまわしい事件は、大学内の1学部とか、或はより小さい単位～1学科とか、数名の教授グループによることが多いが、もしも管理機構が十分に整備されているならば、一部に生じた欠陥や権利の乱用は早期に発見され、最高責任者はこれを正すこともできるであろう。しかし大学はそうにはなっていない。総長には何も知らされず、評議会には学部の実情を調査するような権限は与えられていないのである。

同様の問題は、学部の有する大学教員の資格審査権（Habilitationsrecht）、或は教員に関する人事権（Vorschlagsrecht～推薦権）に関しても起りうるのである。上級審査機関もなく、また充分整備された行政機構をもたない大学は、この種の権利の乱用を防ぎにくい状況にある。教員資格審査は、本来、極めて優れた制度といえるが、その実施については慎重を要するのである。この審査権は、学部教授会のモノポールであり、審査経過は学部秘密として部外よりは窺い知ることはできず、権利の誤用や判断の誤りはこれを立証できないような仕組みになっている。否とする票数が多数を占めれば、何等の理由も示されずに不可とされてしまうのである。ベルンハルトは、一定の条件（たとえば正教授3名の文書による申出であるような場合等）のもとに、総長が改めて最終決定を下すというような規則でもできれば、権利の乱用も防げるのではないかと言っている。そしてその際総長は、評議員、或は当該学部に関係のない教員によって構成される特別委員会に、再審査を委任するような方

法もとれるであろう。

われわれの時代、すなわち20世紀に入ってから、大学問題は解決の方向へ向っているかといえば、むしろ危険は増大する傾向にある。従来の教授会や評議会のほかに拡大教授会 (die weitere Fakultät), 拡大評議会 (der weitere Senat) が設けられ、また、教授会 (die engere Fakultät) には助教授、講師の代表者が加わり、僅かな制限がある以外は正教授と同様の権限を行使しうることとなった。このように機構は拡大され複雑化したが、組織そのものは依然として緩やかであり、ルーズであって、上級審査機関の制度もないようでは、事態の好転は期し得ないであろう。1929年に試みられた改革も実効を現わさず、このままでは大学自治は失われてしまうか、或はより強い国家的統制を受けるのではないかと危惧されている。

それ故、真に効果ある大学の改革が望まれるわけであるが、それにつけても先づわれわれは、大学改革に伴う困難性について十分な認識をもっている必要がある。ベルハルドは、「非实际的な」教授たちの代りは、「实际的」な、修練をつんだ管理の専門家、管理のエキスパートをつれてきても、大学の管理・運営が直ちによくなることはないと言っている。

また現在の大学の管理機構は、外部から押しつけられたものではなく、中世以来 600 年にわたる長い歴史のうちに大学内部から生育してきたものであって、その間大学は外部からの力に対しては、常に激しく抵抗してきたのであった。1816年に、総長、各学部長、および各学部の代議員より成る「大学評議会」の新設に当って、ベルリン大学の15人の教授が政府に対して行った反対運動は、その間の事情をよく説明している。そして、そこには大学行政に関する伝統的な思想が示されている。～すなわち、大学の内部機構に上級の機関を設けることは、大学の基本精神に反するもので、全く承服しがたい。総ての教授は、大学にかかわる総ての事がらに参画する正当なる権利がある。かりにこの種の上級機関を置く必要があるとしても、それ自体一個の「独立した世界である学部」には、一切介入を許さないというのである。

それ故、大学管理制度の改革は大学自身の手によって行なわれるのが望ましいが、それには又さまざまな困難が附随している。大学の管理機構が不備であり、大学には管理能力なしといわれながらも、600年の長きにわたって、このような制度を保持しつづけたのには、何等かの理由があったのであろう。～すなわち、大学における研究と教育は、それぞれの専門分野により、また個々の研究者によって、そのやり方には甚しい異いがある。研究・教育上の具体的な方法にしても、これを一律に定めることは困難である。大学の自治、大学管理の本来の任務は、学問研究のための基本的条件である個人的な、またその他のさまざまな必然性に対応する精神的な「ゆとり」と、行動上の「よりどころ」を確保することにある。これまでの組合的な、「ゆるやかな」管理機構は、学園生活を守る上では「目的にかなった」ものであり、行政的な事務遂行の上では全く「目的にそわない」ものである。われわれの大学の自治制度は、「非实际的」でありながら、しかも大学には将に「ふさわしい」もの (“unpraktisch aber angemessen”) であるという、真に厄介な矛盾をかかえこんでおり、それだけに大学管理制度の改革は、難かしい問題となっている。

しかしながら、大学の現状について憂慮する人々は少なくない。そして、とりあえず、研究・教育

という大学本来の任務を遂行する部門と、厳密に組織された管理部門とを分ち、管理能力を有する選ばれた人々が、その業務に当るような方法を講じてはどうかと提案されている。

或は、教授（教員）によって選ばれる総長、学部長、評議員の任期を延長し、これらの諸機関に一層広範囲に自由な活動を認めるようにすべきではないかともいわれている。また、実質的な上部審査機関、内部的な監査機関、調整機関の創設などを積極的に考えるべきではないか、という意見もある。

ベルンハルドは、1930年までの大学自治について述べているが、第二次大戦後は大学は一層大きな転機を迎え、大学制度改革のために、さまざまな努力が重ねられている。たとえば、学部制度にしても専門の分野別に3～5の細かい単位に分ち、実質上の管理能力を増すと共に、学部の厚い壁を取り除こうと努力している。しかし、大学の管理については、今後に残された問題がなお数多くあるのである。

（戦後の改革については、大学資料第34号の「ドイツにおける大学改革」を参照していただければ幸いである。）（国立教育会館館長）

A 事業報告

1 諸会議議事要録

(1) 理事会、大学運営協議会および各研究部会の合同会議議事要録

日時 昭和45年2月15日(日) 午前10時～午後6時

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 加藤会長

本川, 和達各副会長

堀内, 柳川, 秋月, 福井, 宮島, 馬場, 中川, 塚野, 今西, 前田, 藤本, 稲荷山, 前川, 久保, 田中, 中塚, 広

田各理事

後藤(第5), 近藤(第6), 鎌田(第7)各常置委員会委員長

細谷, 横田各監事

波多野図書館特別委員会委員長

加藤(東工大), 池田, 五嶋, 谷口, 藤吉, 伊藤, 野田各大学運営協議会委員
武田, 田上各臨時委員

伊藤, 雄川, 小野, 柿内, 成川, 沢田, 三島各大学運営協議会専門委員

加藤会長主宰の下に開会。

会長より, 開会の挨拶があって後, 前理事会以後における理事, 常置委員長, 大学運営協議会委員の異動について次とおり報告があった。

役職名	旧	新
理事	小塚 新一郎(東京芸大)	福井 直俊(東京芸大)
第1常置委員会委員長	小塚 新一郎(東京芸大)	中川 善之助(金沢大学)
大学運営協議会地区委員(関東甲信越)	加藤 一郎(東京大)	加藤 六美(東京工大)

この外, 第2研究部会長の小塚東京芸術大学長が退任されたので, 研究部会の関係者と協議した結果, その後任部会長に和達副会長を, また, 学生問題に関する合同研究部会の座長に, 柳川第1研究部会長をそれぞれお願いした旨報告, 了承を得た。

ついで, 丁子主事から本日の配付資料の説明があり, 議事に入った。なお, 本日は時間の都合上前回の議事要録の朗読は省略し, 訂正すべき点があれば後で事務局に申出て貰うこととした。

議事

1. 大学問題に関する調査研究(中間報告)案の審議について

会長より, この中間報告(案)については, 各研究部会長をはじめ各委員の方々が, それぞれ本務のお忙しい中を大変な努力によりこの大部の報告をお取りまとめいただいたお骨折に対し感謝の意を表せられ, なお, この中間報告(案)の出来上るまでの審議経過を資料4(大学問題に関する研究部会等開催表)によって説明があり, 続いて, 資料5, 6によって編集の方法と配付の範囲, 方法等について協議を行なった結果, 資料5)の4)編集の内容中関係委員会の意見として教養課程に関する特別委員会の

報告「大学における一般教育と教養課程の改善について」を資料として加えること。また、5)の配付方法については、2案を採ることとし、各大学には、所要部数を実費配付し、申し込みによる限定出版とすることとし、なお資料4の研究部会等開催表を入れることが了承された。ついで中間報告案の内容その他についての審議に入った。

初めに、本日の審議の方法と進め方について協議した結果、本報告案は頁数も多いので各項の朗読は省き、先ず全体の「まえがき」を説明し、次に部会長または関係委員から各担当部門の概略について説明を願い、その後、各項毎に問題点その他の意見を伺いながら審議を進め、最後に報告(案)の全体について審議することとした。

以上の方法により、先ず、全体の「まえがき」から審議を始め、その全文を朗読の上意見を求めたところ、最初の部分が全体の研究会の「まえがき」として、やや第1研究部会の「まえがき」的な感じがあるという意見があつて、この部分は、一部修正を加えることとし、なお、この外に一部の字句の修正があつて了承された。

ついで、各研究部会ごとに、それぞれ部会長或いは関係委員から各担当部門について次のとおり説明があつた。

第1研究部会中間報告(大学の管理運営)

初めに、柳川部会長から、第1研究部会の中間報告は、現行法を基にして、その枠内でできそうなことを建前として検討したものである旨、その全般的の説明があり、ついで各起草委員よりそれぞれ次の事項について、その内容と考え方の説明があり、これについて種々意見の交換が行なわれ、これにもとづいて起草委員のもとで一部修正をすることとして、承認された。

I 人 事(田上主査説明)

- (1) 文部大臣の権限
- (2) 学長の選考
- (3) 学部長の選考 この項については、①学部長選考に学生参加は好ましくないという理由が薄い、②学部長選考の方が、むしろ学生の参加がよいのではないか、等の意見があつた。
- (4) 教官の人事 この項の終りの部分については、起草委員の下で一部字句の修正をすることとした。

II 学内機関(伊藤専門委員説明)

- (1) 大学の自治と学部の自治
- (2) 執行機関と審議機関
- (3) 学長の権限
- (4) 学長の補佐機関
- (5) 教授会の構成
- (6) 事務局

第2研究部会中間報告(大学の研究と教育)

松田主査欠席のため、柿内専門委員が代つて、次のとおり3案に分けて立案したこと、およびその内容、考え方について全体的説明があり、なお、小野専門委員より、特にカリキュラム関係のことについて説明があつた。

A 総合大学における研究と教育

1. 国立大学のあり方についての前提と原則
2. 国立大学の研究・教育組織
3. カリキュラムの編成

B 特定の専門に重点を置いた大学の構想

1. 改革の理由と基本的方向
2. 改革案の目標
3. 教育・学修組織
4. 研究組織
5. カリキュラムの構成(例示の科目名など慎重に扱うこと。)

C 現行制度下の大学改革案

以上の説明があり、時間関係上、この問題についての質疑応答は午後に行なうこととして、午前の会議を閉じた。

(午後12時50分再開)

議事再開に先だち、会長より、本日昼食時に第1常置委員会を開催し、かねて欠員中の第1常置委員会委員長を下記のとおりに決定した旨報告があった。

新委員長 中 川 善之助(金沢大学長)

次いで、午前の会議で説明のあった第2研究部会の中間報告についての質疑に移ったが、A案はあまりラジカルで、未だ決っていないことを既に決っているような考え方で論じているようだが、現状の枠内で考えてほしい等その他の意見があり、これにもとづいて、修正することとして承認された。

○ 第3研究部会中間報告(大学と社会)

初めに、中川部会長より、報告案の全般的説明があり、次いで武田主査より、報告案は、先ず大きく次の三本の柱を建てて、これを中心として検討し、まとめたものであるとその内容について説明があった。

1. 制度
2. 研究
3. 教育

つづいて、質疑応答および修正意見が述べられ、これにもとづいて一部修正を加えることで承認された。

以上をもって、一応各研究部会の報告説明と検討が終り、続いて合同研究部会の中間報告の説明に入った。

○ 合同研究部会中間報告(大学と学生)

柳川第1研究部会長が合同研究部会の座長となって、別紙報告案の

IV 「大学と学生」によって、その審議の過程と全般的の内容について説明があり、ついで

各委員より、それぞれ次のとおり各担当事項について説明報告があった。

1. 大学における学生の立場

担当委員から説明があり、これについて種々意見が述べられた結果意見にもとづいて修正することとして、了承された。

2. 学生の自主的団体

担当委員から説明があつてのち、意見の交換が行なわれ、了承された。

3. 学生の政治活動

担当委員から説明があり、質疑応答および意見の交換が行なわれ検討の結果、了承された。

4. 学生の課外活動

担当委員から内容の説明があつて、了承された。

5. 学生部のあり方

担当委員から内容の説明があつて、了承された。

以上をもって本日の「大学問題に関する調査研究(中間報告)」の説明と審議が終わり、この報告案は、本日審議の際の意見にもとづいて、それぞれの部会でさらに検討の上修正を行なった上、「大学問題に関する調査研究(中間報告)」として1冊にとりまとめ、各研究部会の名をもって発表することが承認され、各大学および関係方面へ送付することとした。

なお、この中間報告は本日のご意見による各研究部会の修正を明後17日までに了え、本月22日頃までに印刷製本を完了して24日頃までに各大学に送るようにし、公表は2月23日にすることとし、その日まで「秘扱い」とすることを申し合わせた。

2. 図書館特別委員会中間報告について

波多野委員長より、図書館問題については、予てから図書館特別委員会において検討を重ねてきたが、この程漸く別紙のとおり中間報告(案)がまとまったので、本日はこれについて審議を

願いたいと述べられ、続いて、この問題を検討することになった経緯と報告案の内容について説明があった。ついで、この取り扱いをどうすべきかについて諮られたところ、この報告は、始め本日審議した「大学問題に関する調査研究（中間報告）」（案）の附録の形として公表したらどうかという考え方で検討に着手したのであるが、正式に公表するとすれば、総会にも諮る必要があるので、時間的にもその余裕がなく、取り敢えず、各大学へこの報告案を送付（必要部数を照会して）して内容の検討を願い意見を求めることとした。

3. 中教審第26特別委員会「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」について の問題点とその他について

会長より、去る1月12日中央教育審議会第26特別委員会において、上記の試案（中間報告）を公表されたが、これに関連して、当協会としては同試案の中から問題となるべき点を取りあげ、各大学の検討資料に供したいと考えている。また、中教審第26特別委員会からも意見を求められているので、大学運営協議会の各研究部会の関係委員にお願いして、別紙会議資料10「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」の問題点のとおり問題点を取りあげて貰った。ついては本日この問題について検討願いたいと述べられ、各研究部会の担当委員よりそれぞれ資料10によって、その問題点の内容について説明があり、意見の交換が行なわれた。

検討の結果、この取りまとめた問題点は、もちろん国大協の意見ではないが、至急各大学へ送付して、それぞれの大学の参考資料として貰うこととした。

4. 中教審第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」についての意見聴取

の会議出席について

2月26日に、中教審第26特別委員会と国公立大学関係の諸団体との間において、本試案に対する意見聴取のための会議を持つことになっており、先方より本協会に対し、1～2名程度の出席方を申し越したので、この際意見を述べるのが適当だと思う。なお、その際の資料とするため、各大学で提出された意見の写を20日までに協会へ送って貰うこととしたい。以上、内容なり取扱について意見、質問があれば、本日は時間の都合で無理のようだから、文書でお願いすることとしたい。いずれにしても、各大学の中教審試案に対する意見のとりまとめは、時日の関係から、協会としての意見にまとめて述べることは不可能と思うので、当日は、当協会の代表者としてではなく、協会から適当な学長に出席をお願いし、出席する学長はそれぞれの立場からの意見を述べることにしたいと思う。現在のところ3人位にお願いしたいと考える。意見を述べる資格が以上でよろしければ、旧設大学と所謂新設大学、地理的な点も考慮して考えたい旨が諮られ、当日の出席者については、会長に一任することとし、資格についても出席の学長それぞれの立場で述べるのが了承された。

なお、中教審は中教審のペースで進行するような印象を受けるが、国大協としての考えはどうかとの質問があり、会長より、中教審も先ず大学とも懇談し、その後公聴会を開き、5月頃には中間答申をするが、最終答申は来年3月と聞いている。早急の制度化を考えていないようであるが、それも明確ではない。何れ国大協の意見も聞いてくると思う。その機会は残っていると思う。今後は、6月の総会が、必要によっては理事会で相談してこの問題を進めてゆきた

い旨を述べられた。

以上で、合同会議を閉会。

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和45年2月15日(日)午後6時～午後8時30分

場 所 神田学士会館 210 号室

出席者 加藤会長

本川, 和達各副会長

堀内, 柳川, 秋月, 福井, 宮島, 馬

場, 中川, 塚野, 今西, 前田, 藤本,

稻荷山, 前川, 久保, 田中, 中塚, 広

田各理事

後藤第5常置委員会委員長

近藤第6常置委員会委員長

鎌田第7常置委員会委員長

細谷監事

加藤会長主宰の下に開会。

会長より開会の挨拶があつてのち、丁子主事から本日の会議資料の説明があつて、議事に入った。

I 会務報告

1. 昭和45年度予算に関する重点事項について

先般、来年度予算査定の段階において、さらに大蔵省に対し要望することが適当だと考えたので、去る1月17日文部省との会合をもち、大蔵省の来年度予算に関する査定方針その他の状況について検討を加え、「昭和45年度予算に関する重点事項」(別紙資料4)を作成し、1月20日会長と第6常置委員の加藤東工大学長(近藤委員長代理として)、鎌田第

7常置委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長が、澄田大蔵事務次官(藤井主計官同席)と面接し、重点事項の各項目を説明するとともに、定員問題についても特別な理解と配慮方を要望した。このことは取敢えず資料4にもあるように書面で通知したが、この際改めてご報告する。

2. OECD教育調査団との懇談について

去る1月来日したOECD教育調査団の希望により、1月21日神田学士会館において、会長、和達副会長および各研究部会の主査、専門委員が、高等学校長代表とともに大学問題および入試問題等について懇談を行なった。

3. 特別会計制度協議会小委員会開催について

去る2月7日特別会計制度協議会の小委員会を開き、来年度予算に対する当協会としての「重点事項」作案に参加された在京学長を交えて、村山大学学術局長その他文部省側の委員より、予算案の内容全般と、さきに当協会より提出した「重点事項」との関連について詳細な報告と説明をきき意見の交換を行なった。

4. 第2常置委員会の教員委員候補について

過日書面をもってお願いした、第2常置委員会の教員委員の候補者(新たに1名増員の分)については、全員同意の回答があつたので、原案どおり、弘前大学の松永教授に決定した旨を報告し了承を得た。

II 協議事項

1. 文化系サークル部室の新営に関する基準試案およびこれについての要望について

井上第3常置委員長欠席のため細谷第3常置委員会委員より、上記の試案は前総会においてその処理を、第3常置委員長と会長に一

任されていたが、基準試案にその後若干の修正を加え、別紙要望書案（資料5および6）を作成した。なお、末尾の参考資料を省いてはとの意見もあったが、委員会で検討の結果、参考として添付することとなった。本日の理事会の了承を得れば、以上の要望書と基準試案を文部省に提出したいと説明があり、協議の結果、原案のとおり了承され、文部省に提出することが承認された。

2. 国立大学協会昭和44年度追加予算（案） および一時借入金について

初めに、事務局長より、大学問題に関し、大学間の連絡を強化するため、各大学改革案等を頒布した収入があったのと、支出面で、これに見合う頒布費を要した外、昨年8月の臨時総会開催、各種委員会の開催回数増加および各研究部会の大学問題に関する中間報告の作案のとりまとめ等のため、経費の不足を生じたので、予算の追加を必要とするほか、さらに不足分については一時借入金をもって差し繰り支弁する必要があるので審議してほしいと説明があり、続いて別紙会議資料7₁および7₂によって詳細な説明があった。

審議の結果、

○ 昭和44年度追加予算案（資料7₁）

○ 一時借入金をする（資料7₂）

の両案とも原案のとおり承認され、従来の慣例と本協会会計規程によって、次回総会で追認を願うことが承認された。

3. 学長以外の委員の会議等出席旅費を国大協支弁とすることについて

現在、当協会の会議に出席される学長その他の委員の旅費は、総て各大学にお願いしてあるが、予てから大学側よりこの旅費は、当協会に負担されたいとの意見が出ていたので、

事務局でその経費の見込を調査したところ、学長も含め全部の旅費を協会に負担することになると、2千数百万円という巨額な金額となり、到底負担しきれないことがわかった。よって、過日当協会の幹事（各地区代表の事務局長）にお集まりを願って協議した結果、学長以外の委員の旅費のみを協会に負担し、それに見合う分は会費の増額分で賄ってはどうかという意見があった。

よって、昭和45年度から、差当たり学長以外の委員の旅費を当協会に負担することとし、別紙資料8によって事務局長より詳細な説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、次回総会で追認を願うこととした。

4. 国立大学協会会費の増額について

会長より、昭和45年度予算は、一時借入金で差し繰りした経費および学長以外の委員の旅費を支出するとすると、その旅費額その他諸経費の自然増に伴ない当然会費を増額する必要がある。このことは文部省その他事務上の関係で本日の理事会にお諮りする案が得られなかったので、いづれ具体案を作成して改めて理事会を開き、45年度予算（案）とともに審議を願う予定である。従って本日は、別紙資料9により現在事務局で考えている具体案の説明をきき、予めご意見を伺がい善処したいと述べられ、ついで事務局長より具体案の説明があった後、意見の交換があって協議の結果、諸情勢から見て、増額することには異論はなく、その実施案については、結局一応②で実施しておいて、次第により④でいくことがよいとの意見が多数で、次のとおり会費基準を改めることに意見が一致した。

○ 従来の会費以外に、新たに一大学当10万円の会費基本額を加える外、現在の学部当

2万6千円を4万とする。

なお、事務局長より、会費増額については、文部省の承認事項になっているので、その結果をまって、次の理事会で改めて会費の基準についてお諮りすることになる旨を述べ了承された。

5. 大学卒業予定者のための就職推せん選考開始時期等について

事務局長より、従来の国公立各団体の申し合わせの内容とその実施が充分に行なわれていない現状の説明（資料11参照）があったのち、来たる2月25日学士会分館において国公立各団体の就職問題打合わせ会があるが、国大協としての意見について既に第3常置委員会において検討され、前回の総会において会長、第3常置委員長に一任されていたが、その後会長と第3常置委員長とで相談願った結果国大協としては前年の申し合わせどおりということになったこと、また、この申し合わせを推進するため大学側の各団体と日経連、文部省との共同声明を出すという話がある旨の説明と報告がなされ、これについて協議した結果、特に従来の申し合わせを変更させる強い理由の意見もなかったので従来どうりとする事および日経連との共同声明についても今後進めることが承認された。

6. 特別委員会委員の補充について

会長より、学長の異動により、次のとおり特別委員会の委員を補充したい旨が諮られ、承認された。

委員会名	旧	新
図書館特別委員会	鈴木学長事務取扱(徳島大)	北村学長取扱(同大)
教養課程に関する特別委員会	樋口学長(岩手大)	黒沢学長(同大)

同 小塚学長(東京 福井学長
芸大) (同大)

7. 常置委員会教員委員の補充について

事務局より、下記の退任委員(教員)の後任として前任委員の地区より適任者の推せん方を依頼した。

- (1) 第3常置委員会教員委員 滝川春雄前大阪大学教授の後任として近畿地区より1名
- (2) 第6常置委員会教員委員 広中俊雄東北大学教授の後任として、北海道・東北地区より1名

8. 国立大学協会のあり方について

初めに、会長より、前回の理事会(44.12.19)の際、今後協会のあり方の問題について、理事会として検討することになっていた(奥田前会長は前回の総会で今後の新しい問題として取りあげてよいといわれている)が、本日はこのことについて自由討議を願いたいと述べられ、

(イ) 協会のあり方の問題点は何か

(ロ) その対処のしかたはどうか

の二点を中心として意見の交換が行なわれたが、その主なる意見は次のとおりであった。

① 協会の存在意義について

a) プラスの面としては、協会本来の目的の外に、現実にはある面ではお互いの連絡機関として、また他面、関係方面に対する圧力的存在にもなっている。

b) マイナスとして考えられることは、協会が代表者である学長が中心となっている団体であり、一般に文部省に近い団体だとのイメージがあるように推量され、これを前提として学生方面には解体論もないではない。また、国大協は、自主規制路線だとも言われている。

② 協会として今後どのように対処すべきか

- a) 本協会の目的は(1)大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、(2)その振興に寄与することとあり、その意味では、(1)に限定すれば自主規制路線はありえない。また、一致して反対声明を出せば、外部に対しては圧力的団体となり、反面内部では拘束力を強めるとの非難が出る。内部に対しては、情報交換などを強力に行なうことでよい。
- b) 学生や教官のマイナス イメージは、誤解、不満感、不信感より来るものであり、これについては、学長は機会あるごとに、つとめて協会の情報を伝え存在意義をひろめること。
- c) 会報を増刷して、広く配付する。
- d) 教員委員を増すこと。

③ 総会に、オブザーバーを加えることの可否について

- a) オブザーバーを加えることは、学長不信任の感がある。
- b) 一つの大学において、意見が二つに分れる場合もあり得る。
- c) 実際面において、会議の場合自由に意見の交換が出来にくい点がある。
- d) 学長は協会で意見を述べる際、厳密な意味では大学の代表意見としては困難な場合があるので、このような点についても考慮する必要がある。
- e) オブザーバーは、現在の状態では認めても差支えないと思うが、実際面において人数の増員によって経費その他の運営面で問題があると思うので急ぐべき問題ではない。

以上の討議ののち会長から、主な問題点は以上の諸点と考えられるが、今後の協会の運営、

総会の運営あるいは常置委員会の運営はどうあるべきか、次回にも引続いてこの問題について意見を伺いたい。また、場合によっては委員会を設けて検討することも考えられるので併せて考えておいてほしいとの要望があった。なお、総会公開の問題に関連して東北地区国立大学教官連合より別紙資料10のとおり要望書の送付があったが、これに対しては既に回答済みであるので資料として見て頂くこととした。

9. 北大砂沢教授の発令問題に関する集会から、同大砂沢教育学部長発令問題について理事会宛電報があったことが披露された。

○次回理事会

日 時 3月27日(金)午後2時～4時

場 所 神田如水会館

(3) 理事会議事要録

日 時 昭和45年3月27日(金)午後2時～午後5時

場 所 如水会館(神田)

出席者 加藤会長、

和達副会長

堀内、秋月、馬場、今西、前田、藤本、
稲荷山、坂本、倉田、広田各理事後藤
(第5)、近藤(第6)、鎌田(第7)各
常置委員会委員長、細谷、横田各監事

加藤会長主宰の下に開会。

初めに、加藤会長より開会の挨拶があつてのち、前回理事会以後の理事の交替について次のとおり報告があつた。

大学名	旧	新
東京教育大学	宮島 竜興	宮島 竜興

(事務取扱)

福井大学 塚野 善蔵 木村 里雄

(事務取扱) (事務取扱)

香川大学 前川 忠夫 倉田 貞美

ついで、丁子主事から、本日の会議資料の説明があり、続いて二宮主事前回の議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

I 会務報告

(1) 中教審第26特別委員会出席および研究部会の「大学問題に関する調査研究」(中間報告)について

会長より、このことについては、去る3月2日付で、各大学長宛にご報告をしておいたとおり、2月26日開催の中教審第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」に対する各団体の意見聴取の会議に出席し、その際本協会の代表者としてではなく、学長それぞれの立場から意見を述べ、また特に会長としての立場から約4点の希望を述べたこと、なお会議終了後、新聞記者会見を行なったことなど別紙会議資料(4)によって詳細に説明があった。

(2) 文化系サークル部室新営についての要望書提出について

会長より、この要望書は、去る2月15日の理事会で、すでにご承認を願ったのであるが、3月3日横田監事と鐘ヶ江第3常置委員が、文部大臣宛要望書を持参し、関係者と懇談、説明の上提出した旨報告があった。なお、これについて横田監事より要望書提出の際文部省側から、この問題は本年度の予算要求には既に時期的に間に合わなかったが、今後はできるだけ希望に応ずるよう努力する旨回答があった。

II 協議事項

(1) 昭和44年度追加予算(案)について

加藤会長より、さきの理事会(2.15)においてご承認を得た44年度の予算不足分250万円に対する一時借入金は、45年度以降において償還することになり、年度がまたがる関係で、44年度において追加予算をする必要があるので審議を願いたい旨を述べ、鶴田事務局長より、先ず本案の審議を願う根拠規程(国立大学協会会計規程第9条・第20条等)について説明の上別紙(資料5)により、本案の内容ならびに追加予算を要する理由について詳細にわたり説明があり、異議なく承認された。なお、会長よりこの追加予算は、前例により6月の総会において追認を受けることとしたい旨諮られ、併せて承認された。

(2) 国立大学協会会費の基準改正(案)について

会長より、「国立大学協会会費の基準」の改正について諮られ、局長より会費の増額については、前回の理事会(2.15)において協議され、その際一大学の会費が4万円程度で協会としてその大学のために要する経費を下廻るような大学もあり、また100万円以上の大学もある関係から、大学間の負担の均衡をはかるため基本額のようなものを定めてはとの意見により、一大学10万円の案が一応承認されたが、その後事務局において来年度の予算案その他各大学の会費増加率等について具体的に再検討を加えた結果、一大学の会費基準額を4万円とすることとして、別紙(資料6)のとおり、「国立大学協会会費の基準改正(案)」を立案した旨説明があり、なお、案の内容ならびに改正理由について説明があって、異議なく承認された。会長より、会費の基準は、会則第35条(規則集6頁)により総

会の決定を必要とするので、従来の例により取りあえず文書をもって各大学の下承を得て、6月の総会において追認を受けることにしたい旨諮られ、承認された。

(3) 昭和45年度会費額(案)について

局長より、新しい会費の基準によって算出した各大学の会費の額について別紙(資料7)により説明があり、会長より、説明のとおり、会則第35条により各大学の会費を決定してよいかについて諮られ、承認された。

(4) 学長以外の委員に会議出席旅費を支給することについて

前回の理事会で学長以外の委員に会議出席旅費を支給することについて承認されたので、別紙(資料8)のと通りの基準により支給することとしたい旨説明があり、承認された。なお、各大学に対しては、早速文書をもって連絡し下承を得ることとした。

(5) 昭和45年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長より、只今ご承認を得た会費の新基準により昭和45年度の国立大学協会の歳入歳出予算(案)を別紙(資料9)のとおり編成したので審議願いたい旨述べ、局長より本予算立案の趣旨ならびにその内容について詳細にわたり説明があり、原案どおり承認された。なお、本件は従来の例により6月の総会で正式に追認を受けることについて併せて承認された。

(6) 昭和45年度大学卒業予定者の就職推せん開始時期等の申し合わせその他について

会長より、この問題は、2月15日の前回理事会で申し合わせの内容は前年どおりとすることに意見が一致しておるので、本協会としてはその方針で、今日まで3回にわたり各団体間の打ち合わせ会を開いて協議し、各団体

共大体前年どおりとすることであった。ところがこの度突然私立大学連盟から、就職事務開始時期の事務系7月1日、技術系6月1日の区別を廃止して、両系共6月1日とする案を強く出してきたので、他の団体と意見が対立して今日まで申し合わせがまとまらなかった。よって私立大学連盟に対して、国大協その他の団体より再考を要望したので、私大連盟では3月1日開催の同連盟総会で再検討することになっている。この総会で私大連盟が同調した場合は、(会報48号 頁参照)の声明書を出すことになっているが、その場合この文案(第3常置委員会および在京役員の合同会議で審議ずみのもの)でよろしいかどうか審議を願いたい。また、私大連盟が同調しない場合はどうするかこの点も併せて審議してほしいと述べられ、今までの経過説明があった。

審議の結果、文案については異議なく承認され、打ち合わせ会に出席する委員(鐘ヶ江委員その他)からできるだけ8団体がまとまるよう努力してもらうこととし、若しまとまらなかった場合には、改めて本協会として相談することとした。

(7) 中教審第26特別委員会試案に対する各大学の意見のとりまとめについて

このことについては会長より、次の二点について意見を求められたが、いずれも原案のとおり下承された。

1) 過日各大学長に対し、上記試案に対する意見の要旨または、中教審に出される文書の写しを当協会宛お送り下さるようお願いし、資料12にあるように今回までに51大学から回答があり、そのうち意見のあるものが45大学あった。なお、これを印刷配布することについては各大学の下承を得てある

のでこれを印刷製本の上各大学に送り、大学問題検討の際の参考資料に供したいので了承を願いたい。

- 2) 上記試案に対する各大学の意見を集録して各大学へ送付する場合、さきに大学運営協議会の研究部会で検討した「中教審試案に対する問題点」も未定稿ではあるが(附)として集録することにしたい。

(印刷製本が出来た際は、各大学へ1部ずつ送付し、それ以上各大学で必要な場合は、必要部数の申込みを受け実費で頒布することとした)

- (8) 「各大学における大学問題の改革についての申し合わせ」について

会長より、去る11月24、25の両日開催の国大協総会において、各大学における大学問題の改革について申し合わせ(資料13の別紙1参照)をし、これが実施については各大学共その実現にご協力を願うことになっているので、今後各大学において、改革案を検討され、この申し合わせに該当する問題があった場合は、きん密な情報および意見の交換を行なうよう協力されたい旨を重ねて依頼した。

- (9) 特別委員会委員の交替について

会長より、学長の交替によって特別委員会委員を、次のとおり補充したい旨諮られ、承認された。

委員会名	旧	新
図書館特別委員会	塚野学長事務取扱(福井大)	木村学長事務取扱(福井大)
教養課程に関する特別委員会	前川学長(香川大)	倉田学長(香川大)
入試期特別委員会	山田学長事務取扱(名工大)	森島学長事務取扱(名工大)
同上	前川学長(香川大)	倉田学長(香川大)

- (10) 常置委員会委員(教員委員)の交替について

会長より、現在第1常置委員会の教員委員をお願いしている田畑京都大学教授は、大学運営協議会の時臨委員をしておられ、研究部会の主査としてお骨折願っているが、今回同教授より第1常置委員会の教員委員辞任の申し出があり、後任として山田敏郎京都大学教授を同大学より推せんがあったので、第1常置委員会の教員委員を、以上のとおり交替したい旨を諮られ承認された。

- (11) 第46回総会日程について

- (イ) 第46回総会日程については、会場の都合で次のとおり決めたい旨諮られ、了承された。

① 期 日 6月23日(火)、24日(水)

事務連絡会議は26日(金)

(注) なお、文部省招集の学長会議は、25日(木)に開催の由である。

② 場 所 国立教育会館

- (ロ) 次に11月の第47回総会開催期日についても会場確保の関係上、予め決めておく必要があるということで、これについても次のとおり決定した。

① 期 日 11月25日(水)、26日(木)

事務連絡会議は27日(金)

② 場 所 学士会館(神田)

- (12) 次回理事会日程について

例年総会直前に開催することを例としている理事会は次のとおり決定した。

日 時 6月22日(月)午後1時(場所未定)

- (13) そ の 他

- 1) 大学設置審議会大学設置分科会委員の候

補者推せんについて

文部省より、標記の現委員である鎌田東京学芸大学長ならびに近藤東京農工大学長が、来たる4月30日をもって任期満了となるので、その候補者の推せんの依頼があったが、協議の結果、つぎのとおり推せんすることとした。（定数の倍数を推せん）

鎌田正宣	東京学芸大学長
近藤頼己	東京農工大学長
波多野完治	お茶の水女子大学長
小野勝次	静岡大学長

2) 国際大学協会総会にオブザーバーとして
当協会より出席することについて

在パリの、国際大学協会から、本年8月下旬から9月上旬にかけ同協会の総会がモントリオールで開催されることになっているが、当協会よりオブザーバーとして出席して欲しい旨の招待があったことについて諮り、同総会に出席することを希望する学長は、4月20日までに会長宛申し出るようになった。（ただし、旅費は国大協では負担しない）

3) 国立大学協会のあり方について

初めに、会長より、国大協総会公開の問題については、昨年8月以来、理事会、総会その他で、検討を続けてきたが、未だ結論は得ない状態になっているので、今後もなお検討してほしいと述べられ、続いて、林宮城教育大学長より、最近、非公式ではあるが引続いてこの問題をさらに総会で再検討をしてほしいとの申出があった旨報告された。

ついで、公開問題の是非について種々意見の交換が行なわれたが、①次回の総会で急に予備検討もなく自由討議の形で討議を

行なっても容易に意見もまとまりそうもない、②次回理事会までに若干の理事の間で一応検討してはどうか、③総会に提出するには、その前に予め理事会で検討することが必要である、等の意見があり、討議の結果、各地区から委員を1名づつ選出しworking group をつくって検討して貰い、その結果を理事会に諮ってどうすべきかをきめて貰うこととした。working group（会長、副会長を入れる）に参加する委員は次のとおりとし、会の名称は「地区代表理事懇談会」とした。

北海道・東北地区	本川副会長、堀内理事
----------	------------

関東・甲信越地区	加藤会長、和達副会長、宮島理事
----------	-----------------

中部地区	今西理事
------	------

近畿地区	前田理事
------	------

中国・四国地区	久保理事
---------	------

九州地区	広田理事
------	------

なお、この「地区代表理事懇談会」は、5月30日（土）午後1時より開催することとした。（場所未定）

4) 中教審の「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」に関する公聴会について

会長より、上記試案に関する公聴会の模様について報告について報告があり、なお同試案は、本年5月頃第2回目の中間報告をし、明年3月頃最終報告がある予定になっている旨報告があった。

(4) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和45年2月15日(日)午後12時20分
場 所 学士会館 210 号室
出席者 堀内, 福井, 宮島, 中川, 谷口, 前川, 広田各委員

議 事

委員長選出について

かねて欠員中の第1常置委員会委員長の選出については、書面投票により選挙を行なうこととし、去る、2月9日国立大学協会会議室において書面投票の開票を行なった結果、中川委員が選ばれたが、その後同委員の承諾を得ないままになっていたのを、本日、臨時第1常置委員会を開いて同委員の承諾を得て、中川委員が第1常置委員会の委員長に決定した。

(5) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和45年1月12日(月)午後1時
場 所 国立大学協会会議室
出席者 秋月委員長
実方, 横田, 長崎, 続, 山田(代, 森島), 藤本, 五嶋, 菅, 飯島, 熊谷, 入江(代, 佐々木), 六反田各委員
肥田野専門委員

秋月委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があつて後、丁子主事より配付資料について説明があり、次いで前回(44.11.11)の議事要録を朗読し、同要録中

2の「1.入試の問題点となっている」の⑥の次に「⑥単科大学など入試科目を担当する教官のいないところまたは少ないところを一括して出題委員会を設ける必要がある」を追加して承認された。

続いて、代理出席について、九州大学長の代理として佐々木教授、名古屋工業大学長の代理として森島教授が出席、また新任の肥田野専門委員(東京大学教育学部)の紹介があり議事に入った。

先ず委員長より、アンケートの結果については数字的な点ばかりでなく、各大学の大体の意向を知りたいということもあつてアンケートした旨述べられ、アンケートの内容等については、さらに専門委員にお願いして十分にご検討してもらいたいと考えている。ついては、専門委員、教員委員各一名づつ増員の必要があるのでお認め願いたいと述べられ、了承された。

続いて、丁子主事よりアンケートの集計について説明があつて後、各委員より大略次のような意見の開陳があつた。

○ 入試に関するアンケートの各事項は、学部によって意見が違ふところもあり、大学として一本にまとめることは極めて困難である。入試の目的、現行制度の弊害とその除去方法など先ず協会としての原案を示して貰わなければ大学としては相談のしようがない。専門委員で案をつくり、それをたたき台に示して貰えば大学としての意見はまとまり易いようだ。

○ 1・2期校の区別廃止については、文部省での壁もかなり厚く、同一人に2回の受験のチャンスを与えたいという原則を除くことは文部省としても難かしい。

○ 1・2期校の廃止について、大学の集団制

みたいなのを考えられないか。(例えば北海道・東北、関東、中部・近畿、中国・四国・九州)などの4区分にし、どこの高等学校を卒業しても、どこの大学でも受験できる考え方である。その代り第2次志望、第3次志望は同一地区でなければならないとする。

- 内申書をコンピューターにかけて、ブロック別に定員を各大学の3倍位にしぼり、その3倍位になったのに論文試験を課してふるいにかけることはどうか。
- 内申書重視の場合、浪人の扱いが問題となる。試験科目についての学力は増しているが、内申書の場合は不利になる恐れもある。
- 入学試験は振り落すためにあるのか、または大学教育を受けるのにふさわしい人を選ぶのかその辺をはっきりさせるべきであるので、国大協として先ず、考え方を示すべきではないか。
- 試験問題をつくる場合、自分のところの大学には、こんな学生が欲しいという考え方で問題を作る大学が多い様だが、高校課程のそしゃく程度の高い者から入学させるという考え方にしたらどうか。
- 試験方法については教員委員・専門委員の間で十分検討していただき、先ず国大協の考え方を示して貰いたい。
- 筆記試験だけで内申書を考慮しないことは高校側から不満があるようだが、大学では内申書と併用の意見が今まで多かった。
最後に委員長より、本日の意見をとり入れ、以前のものよりさらに煮つめて、アンケートを出して各大学の意見を伺いたいが、先ずその基礎となる点を検討して欲しい旨述べられ、本日問題点となった次の4点の確認をして今後の検討問題とした。

1) 入学試験の目的について、その根本的態度の確立について

2) 現行の入学試験の弊害とその除去の方法について

3) 実施上の問題点について

4) 入学試験を内申書だけとした場合、高校教育への影響

- 次回の委員会は2月21日(土)午前10時国立大学協会会議室で開催することとし、出来れば当日までに問題点の目やすをプリントしてもらふこととした。

なお、閉会后、2月9日1時より小委員会を開いて「アンケート案」について検討することとした。

(6) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和45年2月23日(月)午前10時

場 所 国立大学協会会議室

出席 秋月委員長

実方、松永、横田、長崎、続、五嶋、
飯島、入江各委員

肥田野、小西各専門委員

秋月委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、新たに委員(教員)となられた弘前大学の松永教授と専門委員になられた東京教育大学の小西教授の紹介があつて議事に入った。

1. 入試方法の改善について

初めに、委員長より先般各大学から回答していただいた「入学試験制度改善に関するアンケート」の調査結果についてその回答に現れた意見の概要について説明があり、続いて、去る2

月9日小委員会を開いて、別紙小委員会議事要録に記載してあるとおり次の四つの問題点を中心として意見の交換を行なった旨の説明があった。

- (1) 入学者選抜の目的とその根本的態様の確立について
- (2) 現行の入学試験の弊害とその除去の方法について
- (3) 入試方法の変更をする場合、その実施上の問題について（この問題は、今後の検討問題として本日はふれなかった）
- (4) 入学試験を内申書だけとした場合の高校教育への影響

以上、本日までの経過説明があり、続いて委員長より本日はこの改善案についてさらに深く検討してほしいと述べられ、次のような意見の交換が行なわれた。

- 入試方法の変更を検討する場合に問題となるのは、入学試験は高校修了者に、大学へ進む資格を与えるための選抜として行なわれるのか或いは大学間で分配の作業として選別するのかこのどちらに重きをおいて選ぶかが問題となるのでないか。
 - 入試方法の改善は、先ず、入学試験をなんのために行なうかその目的をはっきりさせ、その根本的態度をきめるべきであり、この理念を先ず打ち出してから現実的の実施策を検討すべきだ。入学試験を実施する場合、例えば第1次試験で単に定員の2倍とか3倍までに足切りするというだけでなく、全国的に高校卒業者数、進学希望者数、収容力等を考慮して、その数を割出すべきであろう。
 - 高校卒業者ということで、それが直ちに、大学へ進学する資格があるとは考えられない。資格試験は必要である。次に国立大学へ進むか私立大学へ進むか、資格のほか分配の問題がある。
 - 大きな弊害は、入試即卒業であること。入学できたことと卒業することとの点をはっきりさせることが必要だ。大学として反省しなければならない。
 - 教育の仕方に、自動車学校式と料理学校式があるようだが、国立大学は料理学校式ではありえないものだ。
 - 教育投資がむだにならぬように、国立大学としての方策のたて方を考えねばならない。協会としては、基本的な点を明らかにした上で、現実問題についての対策を出すべきであり、バックのふまえ方で色々変ってくる。
 - 国立大学の立場からの基本的態度と受験生の立場も考えねばならない。
 - 国大協の立場として、高等教育の普遍化か、エリート教育か、大学の大衆化か学問維持か、問題点を指摘してかからないと将来の責任はもてない。問題点を整理して貰って、それについて検討したい。
 - 入試問題は、現実には大きな問題となっている。これをどう処置するかが現実の問題である。大学へ進学する基礎資格は認めるが、入学資格は認めない。入試により素質をもった者を選ぶほかない。又国立には進ませるが私立にはやれない家庭がある上から2回受験の機会を与えるもの。分配の問題は国立大学全体で考えないといけない。学校群とか統一試験とか。
 - 医学部志望者には、統一試験を行ない、各大学へ分配するとか、7大学共同の統一試験を行なうとか、商船大学は2大学で行なうとか。
- 以上で、理論的な問題を打ち切り、続いて現

実の問題に入り、次のような問題点を取りあげて意見の交換が行なわれた。

- 入試を全国一回一斉に行なう問題。
- 統一試験は現実には無理でないか。
- 統一テストだけでは無理で、第2次試験は必要。

大略上記のような意見があつて、入試の方法改善案についての本委員会としての今後の検討のすすめ方について協議の結果、入試の改善方法を検討するには先ず、入試の目的は何んであるか、そういう基本的なことから検討することとし、小委員会を開いて検討することとした。

以上で、午前の会議を閉じ、午後東京大学入試制度調査委員会との懇談会を催し、懇談会終了後引続いて委員会を再開することとした。

(この間東京大学入試制度委員会との懇談会開催)

(午後3時40分再開)

午前に引続き、入試の改善に関して先ず委員長より1期校・2期校の問題を改めるには、今が最もよい機会であると思うので、この際本委員会として今後どのように検討を進めていくことがよいかと諮られ、意見を交換し、協議の結果、新しい委員もその後多くなっているの、この時点でもう一度現状の分け方では困まる点(特に2期校の)を整理再考の上改めて検討することとし、次回の委員会までに肥田野、小西両専門委員にお願いし(飯島委員にもお願いして)、本日話し合った意見を考慮に入れ原則論を考えて、叩き台的な案を作ることになった。なお、2期校の弊害の理由については委員長と松永委員で検討することになった。

- 次回委員会開催日

日時 3月27日(金) 午前10時

場所 国立大学協会会議室

2. 東京大学入試制度改善に関する試案について

本日午後第2常置委員会委員と東京大学の入試制度調査委員会委員との間で行なわれた入試問題に関する懇談会の時配付された下記の資料は、第2常置委員長名を以て各大学へ参考として送付することとした。

入試制度改善に関する試案

入試制度をめぐる問題点

(以上東京大学入試制度調査委員会)

(7) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和45年3月27日(金) 10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 秋月委員長

松永、横田、長崎、統、森島、藤本、
五嶋、熊谷、入江(代、佐々木)、六反
田各委員
肥田野、小西各専門委員

秋月委員長の主宰により開会。

始めに、前回の議事要録を朗読し、これを承認の後、直ちに審議に入り、先ず前回の申し合わせにより、松永委員において作成の別紙1・2期の問題について、同委員より説明を聞き、これを中心に、およそ次のような意見の交換があった。

- 1) 2回の受験の機会を与えるということが歌い文句になっているが、その2回の機会のために、受験生が大変な損をしている。入学を許可されてもそれを辞退する受験生が多いため、大学側ではそれを予測して入学定員を上廻らないように辞退者数を勘案して入学者を

決めることになるが、それにしても全国的に見れば辞退するものが多くて、定員を下廻る分が非常に多くなっている。(ここで、この問題の実態を知るため、各大学に照会してその実数を調査することとなった。)

2) 地方の受験生にとっては、その地元の国立大学へ入学するよりも、東京などの大都市の私立大学へ入学することを有利と考える例がある。それは在学中にアルバイトが容易に出来るということにあるようであるが、こうした社会政策面からの問題もある。

3) 1・2期制から来る大学の所謂格差の問題は、間違った世論によるものであり、それを大学自身が肯定している点に問題がある。

4) 1期の国立大学のうちの3大学に志願し、さらに2期の国立大学のうちの2大学に志願している者があったり、只大学へ入学することを第一目的とし、志望する学部や学科を第二目的にしている者もあるなど、受験生の無気力に起因する問題もある。

5) 2期の大学から見た弊害もあるが、1期の大学の弊害もある。

6) 特に医学部では、入学するものがその地元出身者であることを理想とするが、現実には、地元出身者が少なく他府県からの者が多いのが実情である。これが原因は色々あるが、医学部を置く大学が地域的に見て1期に片よるか或は2期に片よるために入学志願者が片よって集中することにあると云えよう。これが対案としては、入試期の地域制を考えると、大学の種別を勘案して配分するとか、東日本と西日本に分けて行うとか、或いはまた全国一斉に行なうなどの案も考えられる。

(ここで委員長より、1・2期制の弊害につい

て例を挙げて、その原因やこれに対する改善策(未定稿)について説明があった。)

6) 一斉に1期にふみきるためには、先ず大学が内申書方式を採用して50%なり30%なりを選抜し、それについて一斉に試験を行なう方法もあるが、1・2期に分けたことによって起きる弊害(例えば格差など)が大きいかあるいは1・2期に分けない方が大きいかについても検討する必要もあろう。

しかし、現実的には論外で、ここでは姑息な方法よりも一回一斉がよいとの意見も出された。

7) 1・2期は存置することを原則として論議を進めて来たが、その審議の過程において、期日を3月1日から20日までとし、その間に行なう案が有力となったが、結局手直しは無理となり、一斉説が出て来た。入試期の問題についての今日までの審議の推移から見て、第2常置としての審議の発展につながるものであることが必要と思う。①一定期間内で各大学の都合により実施する案から②一斉に実施する案への理由づけが必要である。

8) 現在1期である大学の教官が一斉説を理解するような、また社会が納得するような、もう少し高所からの論理はないものか。各大学が特色をもつべきだとすれば並列でなくてはならないと思う。

9) 入試制度特別委員会としても結論を得るにいたらず、本問題は一応振り出しにもどって根本的に再検討することとなったので、先ずここで更めてアンケートによって各大学の意向を調べ、今後の検討の方向付けの資料とすることとしてはどうか。

以上、種々の意見が出されたが、入試方法の改善については、文部省の入試改善会議でも抜

本的な改善を考えているので、できればそれとも連絡をとりながら第2常置委員会としての考え方をなるべく早くまとめる必要があるが、今少し調査も含めて意見を整理した上で方針を樹てることとした。

次に、小西専門委員より、別紙「大学入学者選抜制度について」について、この資料は、話し合いの材料として出したものであり、委員会としての案のつもりではないことを特に説明の上 1. 選抜の意義 2. 選抜の方法（指導制・資格制・競争制・抽せん制）3. 改善の方向（推せん制の加味・内申書・統一テスト・特設試験・その他）について説明があり、これに対し教育を受ける権利、推せん制のデータなどその他種意見の交換があった。

次に、今後の進め方としては、原則論などについて小委員会で先ず掘り下げて検討した上、これを委員会で審議することとする。アンケートの文案についても、原案を作ってこれを前もって委員に送りご検討を願った上4月17日（午後1時～5時）に委員会を開いてさらに検討を願うこととした。

（8） 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和45年4月17日（金）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 秋月委員長

実方、松永、横田、藤本、菅、飯島、

熊谷、入江（代、佐々木）各委員

肥田野、小西各専門委員

秋月委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回

（3・27）の議事要録を朗読し、これを承認のち、議事に入った。

1. 入試改善の問題について

委員長より、本日は前回委員会で話し合ったとおり、何故に入試方法を改めなければならないのかというような根本的な原則論から始めたいと挨拶があり、ついで、この問題の検討に入る前に、先ず東京大学で目下検討されている入試制度の改革に関する委員会の考え方を、肥田野専門委員からきくこととし、同専門委員から次のとおり説明があった。

東京大学では、入試問題について、従来から改革準備調査会に入試関係の委員会を設けて入試制度の問題、入学試験方法の問題等について検討を続けているが、現在までの入試は能力重点主義のシステムであり、できるだけ能力のある学生を受け入れるという考え方で、そのため競争試験を行なってきた。然も委員会で検討した結果、今後は、質のよい学生を競争してとることよりも、先ず一定のレベル以上の資格のある豊かな可能性をもった者を探っておいて、入学の後よく教育し育てることに努力を傾けるべきだとする一つの提案に変ってきていると全体的傾向について説明があり、さらに現行の入学試験制度が大学教育のみならず、高校、ひいてはそれ以下の学校教育を著しく歪める一つの原因となっていること。試験問題の出し方を検討することの必要性、内申書の重視や面接の実行は現実に実行する場合、別の弊害や危険が生ずることも予想され、その制度の採用も慎重な考慮を要する点、集中的に多くの入学希望者が集まる傾向をどうしたら解消することができるか実現性のある方法はすこぶる見出し難い等の点について、東京大学の入試改善案の状況について詳細な説明があった。

続いて、この問題について、次のような質疑応答や意見の交換があった。

- 一律的の大学入学資格試験を行なって、その合格者を入学させるという考え方には賛成であるが、実際には、定員の関係もあり、それらの者について各大学では別個に独自の選考をすることにならざるを得ない。
- 入学試験の大きな弊害の一つは、高校における教育方法が将来その人にとってあまり役立たないことに力を入れさせすぎている点であり、高校の3年間でブランクになってしまいう感がある。
- 現在の入試方法でも、出題の態度ややり方によっては或る程度弊害を無くすることができる。
- 現行の制度で、受験中心主義の教育方法を改めることができるか。問題の出し方によって多少は改善することが出来るが、問題の出し方を変えれば、また、それに対する対策的教育方法が生まれてくる心配があって、改善は現行の制度ではすこぶる無理のようだ。
- ペーパーテストの改善はある程度は出来るが、全然廃止することは困難である。
- 資格試験(統一試験)、内申書、選抜試験の三つを併用するのが最もよいようだ。
- 能研テストの廃止理由は、1)東京大学、京都大学その他大きな大学で採用しなかったこと。2)大学側があまり積極的に採用しなかったため、能研テストの受験者がだんだん少なくなってきたこと。3)経済的に成り立たなくなってきたこと。4)国家統制的だとして、反対が多くあつたこと。5)試験の結果に順位をつけたこと等が受験生に嫌われたこと等であつたので、統一試験を行なうとすれば、能研

テストのイメージのないような表現を考えなければならない。

- 試験の採点日程も現在のように極めて短い日数に限られている以上、○×式で採点するような試験方法にならざるを得ない。
- 統一試験は賛成であるが、その場合どこで実施するか、国大協あたりが主となって、しっかりした規約をつくってやらなければならないと思う。
- 試験合格者が入学辞退によって定員未満となる大学がかなりあるが、このことも今の制度下の弊害の一つである。
以上のような意見の交換があつて、最後に委員長よりどうすれば現在の入試制度の改善を実施に移せるか具体的に話し合つてほしいと提案があり、これについては次のような意見があつた。
 - ① 内申書だけで入学させた者は、入学後成績が悪ければ場合によっては退学させ得る制度を設けるべきだ(これに対しては実施が困難との意見があつた。)
 - ② 従来の制度を改めて具体案をつくる場合には、内申の手順、形式などについても充分検討の必要がある。
 - ③ 内申書の具体的なつくり方、形式などを小西専門委員に考えて貰つたらどうか。
(このことについては、小西専門委員が了承されたが、内申書の形式(案)をつくる場合に、大学側で最も要求するところは成績であるか、学修態度のことであるかと質問されたが、これに対しては明確な答が得られなかったが、何れにしても私見の入らないデータを望みたいとのことであつた。)
 - ④ 統一テストを実施するとすれば、どういう風に行なうか、秘密保持の方法なども含めて

さらに各委員で検討の必要があるので各委員で検討の上、次回に持ちよることとした。

- ⑤ 能研テストと資格試験の相違する点も考えておく必要がある。
- ⑥ 統一試験を行なうとすれば、どこが主体と
なっているかこの問題も充分検討の要がある。
- ⑦ 統一試験実施の場合、学生による妨害対策
等も考えておく必要がある。
- ⑧ 全国統一試験を原則としたいが、それは無理
のようであるので、地方別にするか県別に
するか等について検討する必要がある。

2. 入試改善問題に関するアンケート案について

委員長より、第2常置委員会では、予てから大学入試改善に関し、根本的な立場から改善案を審議中であるが、その場合現行のように1期・2期に分けて行なうかどうか、それによって対策も変わってくるので、先ず各大学では今日の時点でどのように考えているかを伺い、その大勢の上になつて改善策を審議したいと考えている。今までの調査では1期・2期の区別を廃止する意見が絶対的に多かったが、今回別紙のようなアンケート(案)によって改めて各大学の意見を伺いたいと述べられ、同アンケート(案)の説明があり、協議の結果、アンケート案は、長崎委員(新潟大学)より示された意見を取り入れて別紙のように一部様式を修正し、5月31日までに回答を得るよう各大学へ照会することとし、秋の総会までには一応の報告案をまとめることとした。

なお、小西専門委員よりアンケートの形式は、整理上パンチカード式にすればよいとの意見があったが、これについては、先ず今回の回答の結果を見た上で改めて考慮することとした。

○ 次回委員会開催日は

日時 6月27日(土) 午前10時

場所 未定

(9) 第3常置委員会・在京役員 合同会議議事要録

日時 昭和45年2月26日(木) 午後3時

場所 如水会館

出席者 加藤(東京大)、和達(埼玉大)、柳川
(弘前大)、宮島(東京教大)、加藤
(東京工大)、横田(東京商船大)、板
垣(一橋大代理) 各役員
鐘ヶ江、池田各第3常置委員

1. 卒業予定者就職推せん時期に関する申し合 わせならびに共同声明について

初めに、事務局長より、この問題については例年大学関係の各団体間で検討協議の上申し合わせを行なっているが、その申し合わせの実行が極めて困難であり、今回も各団体と5回にわたり話し合った。昨日(2月25日)もこの問題について日経連を交え関係団体の会議を開いて打ち合わせを行なったが、効果的な実行案は見出せなかった。従来の就職事務の開始は7月1日(但し技術系については6月1日とすることが出来る)からであったが、本年は事務系、技術系を問わず6月1日に統一してはどうかという意見が私大連盟から突如出されたが、その他の団体は何れも前年通りを主張し、昨日は話合いがつかずもう一度各団体で検討することになった。ついで、国立大学側としての態度はどうすべきかについて意見の交換を行なったが、昨日話の出た事務系と技術系を共に6月1日に統一することは、国立大学協会でも前にその意見

も出たが、1)申し合わせを確実に実行出来るなら兎も角、実行ができなければ強いて6月1日に変更の必要もないのではないか。2)従来の申し合わせは、大学側の各団体だけで申し合わせを行なったが、今後は日経連にも加わって貰ったらどうか等の意見が出たが、結局国立大学側としては、従来どおりの申し合わせをすることが再確認された。ついで、事務局長より従来の申し合わせは大学関係の団体だけのものであって、これを完全に実施するためには、業界側を代表して日経連がこの申し合わせに参加する必要があるということで、大学側の団体より日経連に対し強く要望して来たところ、日経連としては申し合わせに加わることは目下のところ困難である、ということで文部省が仲介の労をとり、別紙「大学卒業予定者の就職問題に関する共同声明」のようなものを公表してはどうかということで、昨日の打合会でこの案が大学側の各団体に示されたので国立大学側として、これについて意見を出す必要があるので、本日はこの問題特に次の三点について検討していただきたい旨が述べられた。

① 声明書を出すか出さないか

② 出すとすれば、別紙の文案でよいか

③ 声明文を公表する側の団体名をどうするか
討議の結果、この問題は次のとおり取り扱うこととした。

① に対しては、申し合わせの内容が、従来とあまり変わらないとすれば、特に声明を出す必要もないとする意見もあったが、声明を出すことによってある程度プラスの面もあるので、形式さえ整えれば、声明団体に加わった方がよいという意見があり、討議の結果、共同声明を公表することに方針をきめた。

② 公表する場合、この「声明書」の文案で

は、大げさ過ぎて適当と思われないので標題の「声明書」の文字を削って他に適当な文字に変えることとし、また案文についても、申し合わせと対応して出来るだけ事務的な表現にするということになり検討の結果、別紙のとおり修正した。

③ 次にこの発表文の主体は、次のとおり団体名とし、会長等の代表者名は書かないこととした（順位もこのとおり）。

大学関係の各団体名

日本経営者団体連盟

文 部 省

以上、本日の検討の結果については、鐘ヶ江東京外国大学長にお願いして文部省側に伝えることとした。

2. 「文化系サークル部室の新営に関する基準（案）」に関する要望書について

会長より、この要望書の原案は、第3常置委員会で検討し、前総会（44.11.25）に報告、その際その大綱については了承され、一部字句の修正を行なって文部省へ提出することになっていたが、この程修正した基準案と要望書案が出来たので、これを文部省へ提出したいと要望書（案）を朗読の上意見を求められた。協議の結果、原案のとおり承認され、近日中に適当な日を選んで、会長に代わり横田、鐘ヶ江各学長が同道し文部省へ持参して説明の上要望することとした。

(10) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨

日 時 昭和45年1月14日（水）午前10時～12時

場 所 溜池明産ビル

出席者 国公立各大学団体関係者

文部省、日経連

文部省石川学生課長の司会により開会。

日経連より就職問題についての主要会社の現状および意見等について詳細な報告があった後、この報告を中心に懇談した。なお日経連が申合せに参加することについての大学団体側よりの一致した熱心な参加要請があったので、これに対し

- ① 日経連としては趣旨徹底には昨年と同様最善の努力をする。
- ② 申合せに参加することについては折角の要望なので再検討はするが見込はあるまい。
- ③ 申合せに参加しないとしても、例えば別紙で、この問題についての日経連の見解を述べて送付することについては、次回までに部内で協議してみるようになった。

なお、この打合わせ会は来月半ばにもう一度開くこととし、それまでに、各大学団体は内部の意思統一をはかることとし、申合せは来月末までには行なうことに了承された。

(附記) 懇談の中では次のような話も出た

- 今年は安保斗争前に内定したいということもあって、企業界の出足は更に早まりそのピークは3月～4月になると思われる。
- これまでは申合せに遠慮する面も見せたが、昨年あたりは堂々と違反していると云った感じだとのこと。
- 業界では、大学側は申合せについての実情を知っていないと云う。企業界は寧ろ憤懣の気持すら抱く。
- また、各大学の就職担当の窓口を整備する必要がある。就職委員会と事務部の権限がはっきりしないことはよくないという。

(鶴田局長より非公式に私大側の意向を確かめたところ、本年の申合せの内容は従来どおりの線での意向であった由。)

(11) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨

日 時 昭和45年2月10日(火) 10時～13時

場 所 私学会館

出席者 国公立各大学団体関係者

文部省、日経連

概 況

文部省石川学生課長の司会により開会。

- その後の各大学団体の動きとして、国大協はまだ最終的な決定をしていない旨を述べ態度を保留し、また他の大学団体もとくにその後変った状況はない旨であった。
 - 次に、日経連喜多村雇用課長から、前回、大学団体よりの申入れのあった「日経連が申合せに参加すること」について回答があり
 - ① 申合せそのものに参加することは日経連と各企業との関係から云って賛成し難いが、
 - ② 申合せとは別個に、例えば就職時期の問題について、大学団体、文部省とともに日経連も加わって然るべき共同声明を出すことについては、同意する旨を述べた。
 - これに対し、大学団体としては、日経連が申合せそのものに参加するの でなければ実効を期し難いが、次善の策として共同声明を行なうことは、これまでより前進したものとして歓迎する意向であった。
- ついては、共同声明の原案については、次の打合わせ会までに文部省と日経連が協議してもって来ることにした。

- 次に大学団体の申合わせは、次回の会合では正式にとり決めたいが、本日はその下相談として、例えば、昨年の申合わせを原案として協議してはどうかとの文部省の提案に対し、一応これによって協議することになった。
- 前年の申合わせの内容のうち前文は従来のままでもよいか、或は今年は共同声明を出すというようなこともあるのだから、最後のところに、なお書をつけ加えて「なお、大学側としても新しい情勢に即応した体勢で申合わせを守るよう努力したい」という程度のものを入れることはどうかとの再び文部省の提案があり、これに対し一部の同意があったので、これについても一応次回に協議することになった。
- 今回は2月25日（水）10時～13時とし、短大関係者も加え本年の申合わせの正式決定と共同声明の案文を協議することとした。
- 今回は前からの予定で、国大協が当番会場に当ることになった。

（参考） 文大生第141号
昭和44年2月8日

各事業主殿

文部省大学学術局長

村山松雄

大学および高等専門学校卒業予定者のための推薦選考開始時期について（依頼）

大学および高等専門学校卒業者の就職につきましては、毎年格別のご配慮をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、大学卒業予定者のための採用選考時期については、従来より各事業主にご協力かたご依頼申しあげ、関係者のご努力をいただいておりますが、それにもかかわらず、ますます早期化の傾向をたどっておりますことは大学教育関係者としてまことに憂慮にたえません。

大学教育において重要な時期にあたる最終学年の学生の修学上の障害は、単に大学教育の問題にとどまらず、各事業体において期待されている人材確保に大きな影響を及ぼすばかりか国家的見地からみましても多大の損失を招来することになってまいります。

このたび大学側は、これらのことを考慮して、卒業期にあたって学生が勉学に専念できる期間を確保し、大学として学生に対し、じゅうぶん教育をほどこしたうえで責任をもって学生を社会に送り出したいと強く念願して、来年度についても次のような大学側の推薦選考時期等に関する申し合わせを行ないました。

つきましては、貴社におかれましても、この趣旨をじゅうぶにご賢察いただき、この申し合わせに対して格段のご協力をたまわりますようお願い申しあげる次第であります。

なお、高等専門学校卒業予定者につきましても、同様の趣旨から当分の間大学側の申し合わせに準じて取り扱うこととしますので、あわせてご協力をお願いいたします。

また、採用選考に際しましては、職業選択の機会均等の本旨にのっとり、求人の際の大学に対する差別、昼間部・夜間部の差別等本人の資質、能力に関係のない形式的理由により、不利益な取り扱いをすることなく公平に行なわれますよう、また女子学生に対しても適職配置の機会を極力増大していただけますよう、重ねてお願いいたします。

申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭

和44年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

1. 就職事務は、7月1日より前には一切行わないこと。ただし、技術系については、この期日を6月1日とすることができること。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和44年1月28日

国立大学協会会長

奥田 東

公立大学協会会長

外山 修

日本私立大学連盟会長

永沢 邦男

日本私立大学協会会長

稗方 弘毅

私立大学懇話会会長

高垣 寅次郎

国立短期大学協議会会長

松村 定雄

全国公立短期大学協会会長

各務 虎雄

日本私立短期大学協会会長

松本 生太

(12) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨

日時 昭和45年2月25日(水) 10時～13時

場所 学士会分館3号室

国公立各大学団体関係者(短大を含

む)

日経連

文部省

村山大学学術局長、石川学生課長ほか

初めに、村山大学学術局長より、卒業予定者の就職推薦開始時期についての申し合わせを守るべく、関係者間で懇談して来たが、時期的にもいよいよ切迫して来たので、文部省として斡旋をすることにした次第である旨挨拶があり、石川学生課長より、関係者間で5～6回にわたり懇談して来たが、大体において昨年なみに進める方向にまとまりかけたが、本日は関係団体毎にお話しをうかがって、申し合わせの内容とこれに関連して別途関係者で意思表示(声明)をすることについて懇談を願いたい。なお企業者側から特に日本経営者団体連盟の方にも参加願ったのでよろしく願いしたい旨の挨拶があって懇談に入り、先ず、短期大学協会側から、今まで懇談会に加えられなかった理由および今日までの懇談会の経過、特に焦点となった事項について質問があり、石川学生課長より前者についてはさきに、短期大学協会側から、本問題は4年制の大学と殆んど同様の問題であるので、まず、4年制大学で協議して貰い、その結果をきいた上で、処理したいとのご意向であったことによったものであります。また後者の点は、卒業期にあたって学生が勉学に専念できる期間を確保するために出来るだけ就職斡旋およびその事務をおそくしてほしい、即ち具体的には従来の申し合わせの線をお互いを守るよう努力することを中心に話し合ってきた経過について説明があり、短期大学協会側より、4年制大学の申し合わせには賛成はするが、今後は懇談会に当初より参加させてほしい旨の要望が出さ

れた。続いて本日の主たる話題について懇談に入った。

1. 申し合わせ事項について

先ず、文部省関係官から、申し合わせの内容については、今日までの度々の懇談の内容から見て、大体において、昨年と同様に、別紙のとおりに進めてよいようであるがどうか、更に今回は前文の後に、なお書として、

なお、大学は就職事務に対して、新しい情勢に対応し得るよう、学内の態勢の確立を図るものとする。をつけ加えることにしてよいかどうか。の二つの点についてご意見をうかがいたいと提案があり、各団体からそれぞれ次のような発言があった。

国立大学協会——国大協としては、第3常置委員会でアンケートにより各大学の意見をききながら検討して来たが、その際事務系の6月案も一部にはあったが、総会においては会長と第3常置委員長に一任され、その後協議の結果、6月にして業界関係その他が、この申し合わせを守られるのであれば6月にしてもいいが、守られなければ従来どおり7月にすべきだということになり、前回この席で日経連にも伺ったところ、6月にしても守れないというお話しであったので、もちかえって相談した結果前年通りということに決定した。次になお書については、各大学が通知する場合の文面に入れるべき性質のものであって、各団体の申し合わせに大学がなお書で確認をはかるとすることはおかしい。国大協としては、本年度は特にこの点を注意するよう、文書をもって各大学に通知する予定である。

公立大学協会——国大協の意見のとおりで異議はない。

私立大学連盟——2月20日に13大学で慎重に

討議したが、申し合わせがほとんど守られないようであれば、事前の策も意味がない。癌は技術系と事務系を分けることであり、技術系、事務系を一本にして6月1日とすることを連盟の委員会で決定した。

私立大学協会——従来どおりでよろしい、これを守るように努力しよう。なお書は、大学内で調整していけばよいので、つけ加える必要はない。

私立大学懇談会——昨年どおりでいきたい。

短期大学協会——従来どおりでよい。なお書は加えることに賛成である。

公立短期大学協会——基本的には前年通りに賛成である。なお書は不要と思う。

以上、申し合わせは従来どおりでよろしい、なお書はそれぞれの団体にまかせてほしいとの意見が多数であり、それぞれもち帰って多数意見にそうて善処することとした。

2. 就職問題に関する共同声明について

先ず、声明文(案)が示され、①これが内容と②参加する団体について懇談に入り、日経連としては、できるだけ関係団体が加わることを希望し、全体としては、大学側と企業者側とそれに文部省が加わるかどうかの点が論議に上ったが、各団体とも一応持ち帰って、

① 共同声明を出すことについて

② 共同声明を出すとするれば、その声明文について

③ 参加団体、とくに文部省を加えることについて

の3点について検討の上、3月5日までに文部省へ報告することとし、文部省が声明に加わる方法については、文部省で検討願うこととした。

今回は、公立大学協会が当番となり、3月5

日午前10時より国立教育会館において開催することに申し合わせ散会した。

(13) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨

日 時 昭和45年3月5日(木)10時~13時30分

場 所 国立教育会館第1特別会議室

出席者 国公立各大学団体関係者(短大を含む)

日経連関係者

文部省

村山大学学術局長, 石川学生課長ほか

概 況

村山大学学術局長の司会により開会。

○ 2月25日開催の, 前回の懇談会の際の協議に基づき, 申し合わせと共同声明案に対し, その後各大学団体においてどのような意向であるかを述べることになり

○ 国大協は鶴田事務局長より,

去る2月26日, 急拠第3常置委員会と在京役員
の合同会議を開き協議した。

① 「申し合わせ」については, さきにこの会議で意見を述べたとおり, 前年どおりということが再確認された。

② 「声明文」については, 形式, 案文, 声明の全体について活発な意見が出て修正案を, 本日の会議に申し出ることになった。その考え方は, 1)案は出来るだけ事務的な内容表現とする。2)題名は「共同声明」というのは大げさ過ぎるので修正案の程度にする。3)発表文の主体は, 各大学団体名, 日経連, 文部省とし, 会長その他代表者名は書かない(以

上)

○ 続いて公大協, 私大協, 私大懇, 公短協, 私短協(国短協は欠席)は, 何れも申し合わせについては前年どおりがよいとの意向を表明したが, 私大連のみは事務系, 技術系とも6月1日の線で行くことにしたい。これは内部的に強い希望である。その理由は①前年どおりの申し合わせでは(事実上空文化しているので)意味がない。また②事務系, 技術系の一本化は連盟としての, かねてからの要望である旨を強調した。

○ そこで大学団体の意見をまとめるべく, 相互に懇談が行なわれたが, 結局本日はまとまらず, 私大連ももう一度再考すること, また他の団体も再考の余地があるかどうか検討することとして, 次回は日時を決めず改めて文部省より連絡してくることになった。

(出来得れば次回には各団体の印を持参して集まるようにしたい。)

○ 次に, (若し出すようになればとして)共同声明案の問題について, 文部省より示され協議されたが, 大筋において全員が賛成であった。なお, 発表の主体は大学卒業生就職問題懇談会とし, 括弧して団体名を列べ代表者名は出さないこととした。

(注) 懇談の中で私大連は, 国大協が6月説を提唱したかの如き発言を行なったが, そのような事実は全くない。(会報47号記録のとおり)

(14) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨

日 時 昭和45年3月19日(木)10時~13時

場 所 霞山会館さつきの間(9階)

出席者 国公立各大学団体関係者（短大を含む）日経連
文部省
村山大学学術局長，石川同学生課長ほか

概要

- 初めに石川学生課長より，文部省側として，期日の関係もあり早くまとまることを希望する旨の挨拶があり，続いて各大学団体のその後の意向が述べられた。
- 国立大学協会は，国大協役員として出席した横田商船大学長（前第3常置委員）から，国大協としては，去る2月26日開催された第3常置委員会と在京役員等の会議で協議し，昨年どおりの申合せの方針が再確認されている旨を強調され，補足として鶴田事務局長から，昨日も加藤会長と協議した結果その線にvarietyない旨を報告した。
- 次に，私大協，私大懇，国短協，公短協，私短協から，順次それぞれ報告があり，何れも昨年どおりの線を希望するとともに，私大連との十分な話し合いを期待した。（公大協は本日欠席したが，代って石川課長から，公大協としては従来どおりで異議がなく，なお本日の会議の決定に従う意向である旨が伝えられた。）
- 最後に，私大連は前回と同じく，申合せを守りやすくするために，今年は6月1日に変更したい旨を，（右欄参照）に基づいて縷々説明した。
- これに対し，国大協を初め各団体とも隔意のない意見交換を行ない，期日を変更して守られるものならよいが，企業側は余り守れないだろうと云っている。申合せ時期を変え

て，一度退いたらそれをまたあとに戻すことは仲々容易でない。今年は，日経連も共同声明に加わり，同じ土俵の中に入ったことは，少しながらも前進だと見るべきである。今年の結果を見てから，来年のことは考えてはどうか。来年は工業教育協会も6月にこだわることなく，むしろ10月に繰下げてよいような空気すら出ている。交渉を文部省だけに任せず，来年は各団体が共同して工業教育協会にあたってはどうか等種々の問題について討議した。

- 私大連側は，自分の方の決定は総会に俟たねばならぬ，その総会は早くから3月31日に決めているので，それまで待つて欲しい。自分の方も他意はないので，本日の会議の模様を十分に総会に伝えて，考えて貰うつもりでいると答えた。
- 次回は，前日の私大連の回答を聞いて，翌4月1日午前10時から開催することとした。

昭和45年度の大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期に関する申し合わせに対する当連盟の態度
（日本私立大学連盟）

1970・3・6

（参照）

大学卒業予定者のための就職推薦選考に関する大学間の申し合わせは，10数年来の歴史を閲し今日にいたっていますが，ここ数年来のこの申し合わせ成立に至る過程において，絶えず大学側のこれを守ろうという態度に対し業界側の積極的な協力を得られないままに，申し合わせの履行は益々困難の度を加えています。

当連盟としては，今日のこの事態を予測して，この種申し合わせは大学間のみの申し合わせでは協定の期日を守ることの困難を見究め，

日経連をはじめとする業界側のこの申し合わせに参加することを提唱してきましたが、今日に至るも業界側の賛同を得られず協定期日は著しく乱れているのが現状であります。

そこで、昨年当連盟では昭和44年度の申し合わせ制定に関する文部省幹旋の就職懇談会において、現状の混乱状態を苦慮して、正常化への足がかりとしてあらためて業界側の申し合わせ参加を提言し、その協力を得られない場合は44年度以降の申し合わせについては、教育的立場からその態度を留保せざるを得ないとの方針を打ち出しました。しかるに業界側の賛同を容易に得られず、期日の切迫もあって前年度通りという懇談会の大方のうす勢におされ、条件付で当該年度に限り前年度通りの申し合わせに同意する（昭和44年1月28日）こととなりました。

その結果、44年7月1日開始という申し合わせ期日はその実質的な意味を失い、申し合わせ期日は前年以上に無視された状態に陥り大学関係者の憂慮を深めました。

この様な経験を踏まえて、45年度の大学卒業者のための就職推薦開始期日の申し合わせに関する事前の打合会（44年10月25日）において、当連盟は次の様な態度でこれに臨みました。

それによれば(1)大学側諸団体の従来のような申し合わせでは、これまでの経験に徴してその効果が期待できない(2)従って業界も参加する大学側と業界との申し合わせとすべきである(3)そのために、大学側から業界各団体に対しこの申し合わせに参加するよう強硬に申し入れる必要がある。この提案の裏付資料として文部省において業界400社と大学に対し「申し合わせ（従来通りの）」を存続することの可否等についてアンケートを求めることを提案しました。

しかるに、当連盟を除く他の団体からはその趣意を了としつつも依然として積極的な協力が得られず、申し合わせの存続の必要を認めながらも「守られる開始申し合わせ期日」について積極的な姿勢が見られませんでした。

そこで当連盟としては学生就職委員会、役員会等において申し合わせの内容について検討し次の様な結論を得て文部省幹旋の懇談会（45年2月25日）に臨みました。

- (1) 申し合わせは存続すること
- (2) 申し合わせは守られることを前提に、本年はその内容を次のように改善すること
 - (イ) 事務系、技術系の差別撤廃
 - (ロ) 大学を取りまく状況が流動的であるからその判断の上に立って申し合わせ期日を6月1日とする。

本案の申し合わせ期日を6月1日としたのは、乱れた現状において先ず関係者一同足なみを揃えて、学生の利益をよう護する方向へ踏みだすことが先決問題であると考えたからであります。また本案は、これを最善の解決策とは思いませんが、現状においては申し合わせを守りやすくするための最も適切な方策であると考えます。

当連盟案が関係者諸氏のご理解とご賛同を得て事態の改善に役立ち、申し合わせの存続が名実ともに実効を増すことを強く望むものであります。

(15) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨

日 時 昭和45年4月1日（水）10時～11時

場 所 霞山会館さつきの間（9階）

出席者 国公立各大学団体関係者（短大含む）

日経連

文部省村山大学学術局長ほか

概 要

村山大学学術局長の司会で開会。

- 他の団体からは特別の発言はなかったが、最初に私大連盟から発言を求め、昨31日私大連盟の総会で協議し、申合わせについては他の団体と同調することになった旨を述べた。
 - 村山局長より、ついては、申合わせは前年どおりということになるが、今年度としてはさらに実行に努力するため、大学団体のほかに日経連と文部省も加わって共同の意見表明を行なうことにしたい。これについてもかねてご協議頂いていたのであるが、その後案文に多少字句の修正があったので、本日改めてご審議を願いたいと述べ、案文を朗読、国大協鶴田事務局長から、修正意見を提出したことについて説明があったのち、とくに異議がないので原案どおりに決定された。なおこの取扱い、本日の午後報道機関に公表するよう村山局長に一任することとされた。
 - このとき専修大学相馬学長より付言して、私大連のこの申合わせは、本年に限ってのことであり、来年についてはさらに進んだ協定の改善が出来ることを望むものであると述べた。これに対し村山局長よりも、来年の申合わせについては、工業教育協会の関係もあり秋頃から初めて十分に時間をとり、論議を尽し改善をはかりたいと述べた。
- なお、国大協鶴田事務局長より、国大協は、この会議で約束したとおり、今年の各国立大学への通知には各大学の就職窓口の整備について、十分言及するつもりであると述べた。以上をもって本日の会議を終わり、来年度の申合

せの書類に各団体代表者の捺印を行なった。

(16) 第7常置委員会議事要録

日 時 昭和45年3月2日(月)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川、波多野、伊藤、山崎、稻荷山、
田中、池田、藤吉各委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

1. 教員養成制度について

初めに委員長より、今回中央教育審議会第26特別委員会より、中間報告として発表された「高等教育の改革に関する基本構想試案」を見ると、教員養成の問題については今後検討を進めることになっている。当委員会としては、今後はなお一層教員養成の問題については積極的に取り組んで検討していきたいと考えるが、先ず開放制と教員養成、免許制度と開放制、高校の教員養成について、また、教員の処遇改善の問題をどうするか等の点について自由な討議を願いたいと挨拶があり、次のような意見の交換があった。

- 開放制の教育方法と専門職的教育方法(いわゆる閉鎖制)のどちらがよいか再吟味の要があると思う。専門制は授業には強いが、アカデミックな面で弱い、枠をはずした広い視野が必要だとの意見もある。
- 開放制と専門制が対立して一致点が見出せない状態だと、本委員会あたりで、おんとうな案をまず出すとよいではないか。
- 腰かけ的な教員は、受け入れたくないという意見がかなり強くなってきている。
- 現職教員の教育は是非必要である。それに

は予算を十分に出すべきだ。

- 小学校課程と中学校課程に分ける教育の仕方は、学生にとって不満のようだ。
- 教育学部を出て免許状を持たない者があっても差支えないのではないか。
- 学芸大学と教育大学の名称はそのいずれがよいか。特に教員養成機関としてどう考えるべきか。
- 教員としての専門職の概念規定を先ず決めること。それには、制度の確立、財政的な裏づけ、現職教員の在り方などについての問題点を究明すべきだ。
- 専門職の権威を、もっともたせるような教育をすべきだ。
- 基本的人権に関係する職業には、高度の教育が必要だと云われるが、教員についてもそのとおりである。
- 教員の専門制を考える場合には、教員倫理の問題、教科内容にふさわしい学識、教育対象に対する十分な知識、学校教育の特質、教育技術等のことが問題になる。
- 専門制と開放性との関係は、教員になる場合は大学卒業後1年乃至2年の特別な教育が必要だということで行くことにしてはどうか。
- 開放制では長期にわたる教員の需給の見通しがたたない。
- 広域人事を考えねばならぬことになると、現在のように、教員免許状を各県の教育委員会で出すのはおかしい。文部省なり或いは他の全国的な機関で統一した一定のレベル化した免許を出すべきである。全国の中・小学校長会の意見は、教員養成機関で責任をもって出す意見が強い。
- 採用試験はあってもよい。

- 教職に関する専門単位は少くとも30単位は必要で、12単位では少なすぎる。

以上のような問題について意見の交換があって、最後に、委員長から第7常置委員会として今後どのように審議を進めてゆくか教員養成制度の問題については、できれば4月中には一応の考えを整理し、6月の総会までには第7常置委員会としての具体的意見をまとめたい。若し6月の総会にその報告をするとすれば、至急小委員会を作って検討（場合によっては2～3日泊りこみで作業）しなければならないのではないかと述べられた。

よって、協議の結果、この問題については専門委員を増員し、専門委員の間でさらに検討していただき、例えば、施設設備の拡充、人事の問題、身分の保障の問題など大きなテーマを五つ位たてて原稿用紙2～3枚位にそれぞれ文章化して貰って、これをたたき台として、次の委員会で検討して貰うこととしたい。

（次回委員会にはできればテーマを刷り物にして検討する。）

2. 専門委員の増員について

専門委員を増員する場合には、なるべく東京に近いところからの推せんにして頂くこともよいが、全国的に見てバラエティーに富んだ方を、出来れば、理科、社会、体育、音楽その他5教科全部について選出してはどうか、特に文書で依頼することを省略し、各自で適任者を推せん願うこととした。なお、次の二人については、本日推せんがあったので、これを承認願ったこととして協会より正式に依頼することとした。

志田延義（山梨大学教育学部教授）

（特に免許関係）

松原元一（東京学芸大学教育学部教授）

（特に現職教育関係）

なお、このほか、今後体育関係が重要になってくと思われるので、体育関係の専門委員を増員してほしいとの希望があった。

3. 教員委員の増員について

第7常置の教員委員は現在2名であるが、1名増員できることとなったので、適当な方を推せんしてほしいと依頼された。ただし、推せんの場合は、現在第7常置委員会の委員になっていない大学からとすることとした。

○ 次回第7常置委員会

日 時 昭和45年4月6日(月) 午前10時
場 所 国立大学協会

(17) 第7常置委員会議事要録

日 時 昭和45年4月6日(月) 午前10時
場 所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川、林、波多野、伊藤、武居、稲荷山、池田、藤吉各委員
松原、志田各専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より開会の挨拶があつてのち、新たに専門委員になられた、松原元一教授(東京学芸大)と志田延義教授(山梨大)の紹介があり、続いて、前回(3月2日)の議事要録を朗読し、修正の上、承認された。なお、委員長より、本議事録に記載してある専門委員と教員の増員については、つぎのようにしたいと考えている旨附言説明があり、了承された。

○ 専門委員増員について

(特に急ぐ必要がなければ当分現在のままとする)

○ 教員委員の増員について

(特に急いで増員する必要もない)

議 事

○ 教員養成制度について

初めに委員長より、本日は前前委員会(44.11.23)議事要録にあるとおり、今後この問題をどのように審議してゆくか、できれば6月の総会には、本委員会としてどのように考えているかその具体的意見を報告したいと考える旨述べられ、昨年7月以来討議を重ねてきた事項を一応次のように整理してみたので、これらの項目を柱として今後さらに検討を進めていったらどうかと提案があった。

記

1. 教育大学・学部の教員養成についての分析と評価

教師像、専門職意識(教員養成制度)

2. 高等教育(大学)の改革と教育大学・学部の位置づけ、教員養成機関

3. 教員免許制度について

教育基準、開放制等

4. 教育実習の問題

附属学校の在り方にも関連して

5. 広域需給と人材確保についての問題点

待遇改善、広域人事交流

6. 研修制度の確立について

7. 高等学校教員の養成について

8. 6・3・3・4制についての問題点

ついで、昨年7月14日以来の本委員会(44年7月14日、9月8日、10月14日、11月10日)の議事要録を朗読して改めて問題の所在を確認の上、今後のとりまとめについて種々意見の交換を行なった。主として問題としてとりあげられことは、次のような点であった。

○ 幼稚園教員の養成問題は特に緊急を要する

ので、上記の検討項目につけ加えておくべきだとの意見があり、協議の結果、(8)の「6・3・3・4制についての問題点」を繰り下げて(9)とし、(8)として「幼稚園教員の養成について」の項目を加えることとした。

- 養護教諭の問題も今後は問題となってくるので、何れかの項目に含めておいたかどうか。(このことについては、今回の問題からは除外することとした)
- 開放制の教育方法と閉鎖制の教育方法の何れがよいか。
- 教育基準の設定は必要である。
- 教員免許状は、①有効年限をつけるべきだとする案、②免許状は現在教育委員会より出しているがその是非について、③免許状は国家試験を行なって出すべきだとする案、④外国の例(ドイツなどでは国家試験を行なう)等も参考にして検討してはどうか。

- 教員採用試験方法の問題
- 教員の広域需給問題
- 教員志望者に、8教科全部の単位を要求することは酷のようだ。
- 小学校高学年の授業内容は程度が高くなっているので、教員の質を高くし、教科担任制をとる必要がある。
- 小学校低学年の教育はオールラウンドでなければ現実には無理である。
- 音楽、美術、体育は専門的の教員を当てなければ無理である。

大略上記のような点を挙げられ、意見の交換が行なわれたが、討議の結果、この問題についてのとりまとめは、先ず、専門委員にお願いして意見の草案をつくって貰い、それを基として小委員会、委員会を開いて検討し、6月の理事会までに本委員会としての意見をまとめること

とした。

なお、小委員会には委員長の外に特に波多野、伊藤両委員の参加を願うこととし、その日程を次のとおり決定した。

○ 小委員会(場所国立大学協会)

第1回 4月24日(金)午前11時～午後4時

以後、親委員会前に1～2回程度の小委員会を開く

(第1回の小委員会には、各専門委員より検討項目のドラフト(2・3枚程度)の用意を願い、5月20日頃までに委員会としての一応の原案をまとめることとした。)

○ 委員会(場所国立大学協会)

5月7日(木)午後1時

6月5日(金)午後1時

(18) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和45年1月19日(月)午前10時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 波多野委員長

細谷(代、柏倉)、加藤、広橋、谷口
(代、大倉)、北村、田中各委員

松田、日高、深川、吉武各専門委員

波多野委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があつて後、前回の議事要録を朗読し承認され、ついで委員長より、本日は予てより専門委員によって検討を重ねてきた図書館に関する問題点についての中間報告案が一応まとまったので先ず各提案者より説明を願い、その上でご意見を伺いたい旨述べられ、提案者より担当問題についてそれぞれ次よ

うに説明があった。

○ 施設計画上の問題点について（吉武専門委員説明）

別紙報告案によって各項目にわたり、その内容の説明があった後、委員側から次のような意見があった。

- ① 冷房の設備その他具体的な問題をもりこんでおくと参考になる。
- ② 自習図書館（分散して）の必要性についても、もり込んでおいてほしい。

○ 大学の教育・研究と附属図書館のあり方について（日高専門委員説明）

別紙資料によって、先ず実現性のある問題点を指摘して、その項目と内容について説明があった。

なお、この問題については、委員側より自由閲覧室の設置、ロッカーの設備、暖冷房の設備等積極的にすすめて貰うよう報告に盛り込んでほしいとの意見があった。

○ 大学図書館全般について（松田専門委員説明）

別紙資料のメモによって大学図書館の全般的問題についてその内容の説明があった。

ついで、委員長より、今回発表された中教審の「高等教育の改革に関する基本的構想試案」（中間報告）を見ると、図書館問題については僅かに「教育方法の改善の方向」の最後の部分（資料10頁下から3行目）に「学生の自習室や図書館の整備充実をはかる必要がある」ととりあげられてあるだけで極めて不満であるので、当委員会としては、図書館問題を是非国大協の報告の中へとり入れる必要がある旨重ねて強調された。

ついで、松田専門委員より、予算関係のことで、図書館の新規要求は容易に文部省、大蔵省

で認めてくれない旨例を挙げて説明され、今後積極的に文部省へ要求する考えである旨述べられた。

（昼食 午後12時30分再開）

○ 司書職制度の実現に当たっての問題点（深川専門委員説明）

別紙の報告案によって、各項目にわたりその内容の説明があったのち、協議の結果、報告案は内容は結構だがやや文案が長いようだから幾分短縮してほしいとの注文があったので、次回小委員会までに短縮することとした。

以上で各起草委員の説明が終り、このあと松田専門委員より、中間報告をまとめる際、各問題の配列を次のとおりにしたい旨述べられ、承認された。

1. 大学図書館全般の問題
2. 大学の教育・研究と附属図書館のあり方
3. 図書館施設の問題
4. 司書職制の実現に關しての問題点
5. 機械化の問題

以上協議の結果、中間報告案は、本日の意見を考慮に入れ、さらに各起草委員が修正を加え、来たる1月23日までに国大協事務局まで提出することとした。

（後で、この報告案は、1月29日までに事務局へ提出することに〆切期限を変更した。）

○ 次回小委員会開催日

日 時 1月21日（水）午前10時30分
場 所 国立大学協会
議 題 報告案の作成打ち合わせについて

(19) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和45年2月13日(金) 午前10時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 波多野委員長

加藤(代, 桶谷), 北村(代, 鈴木)

各委員

松田, 日高, 吉武, 深川各専門委員

説明員 田保橋文部省大学図書館係長

波多野委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があつて後、代理出席の東京工大の桶谷教授、徳島大学の鈴木教授の紹介があり、次いで前回の議事要録を朗読し、字句修正の上承認された。

1. 昭和45年度図書館関係予算の概算要求について

田保橋文部省大学図書館係長より、昭和45年度の図書館関係予算の概算要求について次の項目についてその内容、要求額等について説明があった。

1. 図書館専門職員の研修経費の要求

○ 3週間の研修 30名

○ 在外研修費の要求(年間5名)

(本年は認められなかったが、文部省は別枠で本年度派遣の予定)

2. 図書館維持費の増額要求

(37%の増額を認められたが、この内には開館時間の延長による時間外開館手当、若干の光熱水料、カード作成、速報印刷費等も含んでいる)

3. 図書購入額の増額要求(一般図書・特別図書・指定図書)

4. 図書館近代化の設備費(特に機械化装置

等)の要求

以上の説明があつた後、2, 3の質疑応答があり、そのあと文部省に対し、文献センターの所長は、現在助教授であるが、教授の定員をもつて充てるよう努力してほしい旨の希望ならびに従来からの継続要求項目に対しては、今後も積極的に努力してほしいとの意見が述べられた。

2. 図書館問題に関する報告案について

初めに、委員長より、中間報告案の内容は、前回の委員会において大体の了承を得てあるが、その後小委員会、専門委員会を開いて検討した結果、別紙のとおり一応の成案を得た。また、松田専門委員に依頼してあつた報告案の「まえがき」の文案ができたので、これについても検討を願いたいとの挨拶があつた。

続いて、委員長より、報告案の検討に入る前に、出来上つた中間報告(案)の取り扱いをどうするか、近く公表する予定になっている「大学問題に関する調査研究」の中間報告に附して公表するか或いは、別に参考資料として各大学へ送付して意見を求めるか等について検討されたい旨述べられ協議の結果、この報告案は次のとおり取り扱うこととした。

1) 報告案の名称 図書館特別委員会第2中間報告(案)

(後で次のとおり変更した。図書館特別委員会中間報告(案))

2. 2月15日開催の「理事会、大学運営協議会および各研究部会の合同会議」に提出して、その取り扱いは正式には総会できめて貰うことになるが、このたびは資料として添付し、最終的には「大学問題に関する調査研究中間報告(案)」の取り扱いと同様に、正式にとりあげてもらふことでよろしいことに了承された。

ついで、松田専門委員から別紙立案の「まえがき」と「目次」についての説明があり、了承され、続いて前回の小委員会で検討した結果、修正された中間報告（案）について、立案された日高、吉武、深川の各起草委員（本日欠席された森口起草委員の報告案については、松田専門委員説明）からそれぞれ説明があり、さらに一部字句の修正などがあって中間報告案が承認された。

○ 次回図書館特別委員会開催日

日時 3月27日（金）午前10時

場所 国立大学協会会議室

(20) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和45年3月27日（金）午前10時

場所 東京大学図書館会議室

出席者 波多野委員長

細谷、加藤、広橋各委員

松田、日高、吉武、佐藤、深川各専門委員

桶谷東京工大図書館長

波多野委員長主宰の下に開会。

委員長より、去る2月15日の理事会・大学運営協議会・研究部会の合同委員会に出席し、「大学の研究と教育にたいする図書館の在り方とその改革について（中間報告案）」の概略を説明し、了承を得たのでこれを各大学へ送付し、それに対する意見を求めることになった旨の報告があって、続いて、本日は最近ドイツ、オーストリア、スイスの各大学の図書館を視察して帰国された、松田、佐藤両専門委員から視察談を伺いたい旨述べられ、議事に入った。

先ず、松田専門委員より去る2月18日～3月6日の17日間ドイツ、オーストリア、スイスを訪問して、各大学の図書館を視察した旨報告があり、主としてその管理・運営の方法、施設状況、利用状況等について詳細な説明があった。次いで、佐藤専門委員より図書館の建築関係特にその施設・設備について詳細に報告があった。なお、今回の委員会の際には佐藤専門委員が「スライド」を持参してさらに施設状況について説明することとなった。

1. 「大学の研究と教育に対する図書館の在り方とその改革について（中間報告案）」の扱いについて

委員長より、「大学の研究と教育に対する図書館の在り方とその改革について（中間報告案）」は、次回総会に報告したいと考えているが目下この報告案は各大学の意見を照会中であるので、その回答を待ってさらに検討し、修正を加えるべきところはこれを修正して提出したい。また、今後本委員会としては本文中 p. 14 の(2)教育のための大学図書館の改善、p. 24 の3電算化推進上の問題点の項等を中心に検討していきたい旨が述べられ、了承された。次いで、報告案作成委員からの申し出により、同報告案本文のまえがきの項、p. 1の8行目「～については報告書を作成し、すでに提出済みである～」を「～については、すでに報告済みである～」に修正した。また、報告案の表題および本文中に「研究と教育」と「教育と研究」という字句が不統一に記されているが、これは統一すべきだという意見があって「教育と研究」に改めるなど一部字句修正を行なうことになった。なお、今回の委員会には文部省の情報図書館課長を招いて図書館運営の近代化（電算機の問題、予

算措置の問題等の問題)について説明をきき
検討することとした。

○ 次回の委員会開催日

5月8日(金)午前10時

(備考)

東京工業大学図書館長	桶谷教授	} 次回より
山形大	白石教授	

当分の間陪席させて欲しい旨の要望があつて
了承された。

(21) 研究所特別委員会議事要録

日時 昭和45年4月15日(水)午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 本川委員長

加藤、前田、谷口各委員

三宅、鈴木各専門委員

柿内、星野両教授(東大)

本川委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本委員会は昭和42年6月の理事会において設置が認められて以来、1昨年12月までに委員会を開くこと9回にわたり検討して来たが、昨年以来大学紛争を契機として大学改革問題が盛りがって来たので、研究所の問題もこの改革問題と切り離して論ずることもどうかとの考えもあつて、各大学の改革案の進行状況等を待っていたが、本日この委員会を再開して、大学改革の一環として研究所の問題を検討することとした次第である。従つて、今後は以上の趣旨により新しい観点から検討を進めたい、なお本日は特に東京大学の柿内教授(物性研究所)をお願いして、国大協の大学運営協議会の研究部会で検討した「大学問題に関す

る調査研究(中間報告)」の中の研究組織等について、また、同じく東京大学の星野教授(法学部)にお願いして、東京大学大学改革準備調査会研究・教育組織専門委員会から発表された研究・教育の問題について、それぞれお話しをうかがうことといたした旨挨拶があり、続いて新たをお願いした鈴木専門委員(東大、生産技術研究所教授)の紹介があつて、早速、柿内教授より第2研究部会で検討の研究と教育特に研究組織についての荒筋とその背景について①研究と教育との関係、②研究組織、③研究所と大学院、④共同利用研究所と科学院、⑤大学の自治と研究の自由等にわたり説明があり、既存の大学附置研究所と研究院、研究と教育の分離、巨大科学の研究と大学および研究院の関係等について質疑応答が交わされた。

次に星野教授より東京大学における研究のあり方等について、個人的立場よりの発言であるとして、大学は研究と教育との機関であり、研究と教育は車の両輪の如きものであること、大学においては、教育のために研究は必要であり、研究者にとつても大学における教育が有益であること、ただ教育と研究が、教育機関である大学で行なわれるが故に、大学にある研究組織には一定の限界があるものと考えられること、大学の教育に当たるものは、研究者であることが要求されるが、研究者は必ずしも教育者でなくてもよいとの考えもあり、学生のいない組織は純粹の研究機関であっても大学ではないとの意見もあることなどの点についての考え方について説明があり、これに対し、大学の研究の特色として①教育のための研究が要求されること②目前直接の有用性とは無関係に開始し継続しうること③研究能力養成のために行なう研究が多く存在すること④とくに大学の研究の自由が

研究の成果を挙げていることなどについて、また、場所と法的組織がくっついていなくてはならない理由はなく、大学の教授の身分でなくては研究ができない理由はないこと、研究には自由は必要だが、これは大学だと大学外の研究機関だとに変わりはないことなどについて質疑応答が交わされた。

以上で、本日の会を閉じ、なお本問題については引き続き検討を加えることとした。

次回は、5月22日(金)午前10時より開催し、関係者のご出席をお願いして、文部省所轄ならびに国立大学附置研究所長会議の審議の動向ならびに意見等についてうかがうこととした。

(22) 特別会計制度協議会(小委員会) 議事要録

日時 昭和45年2月7日(土) 午前10時

場所 国立教育会館 第1特別会議室

出席者 文部省側

村山(大学学術局長)、安養寺(官房会計課長)各委員

清水、渋谷大学学術局各審議官

吉田(大学課長)専門委員

根本庶務課長補佐、中村大学病院課長補佐、青木会計課第3予算班主査外3名

国立大学協会側

加藤議長(会長)

近藤(東京農工大)第6常置委員会委員長

加藤(東京工大)第6常置委員会委員

鎌田(東京学芸大)第7常置委員会

委員長 清水(東京医歯大)医学教育に関する特別委員会委員長

鶴田、藤吉、海野各専門委員

加藤議長主宰の下に開会。

初めに、加藤議長より、開会の挨拶があつて後、各委員の自己紹介があり、次いで安養寺委員(官房会計課長)から、昭和45年度特別会計予算の概要について、別紙会議資料「昭和45年度国立学校特別会計内示額」(各大学に配付済)によって説明があつた。なお、受託研究費の取扱いについてこのたび繰越明許が認められることになったので、今後はこれについて厳格に運用されたい旨が述べられた。

続いて、村山委員(大学学術局長)より、文部省としての「昭和45年度概算要求重点事項」について、特別会計と一般会計を通じて各事項別に前年度予算額と45年度予算額を比較しながら、その内容について説明があつたほか、さらに国立大学協会より大蔵省および文部省に提出しその実現方を要望した「昭和45年度予算に関する重点事項」の経過結果その他について詳細な説明があつた。

以上の文部省側委員からの説明があつた後、定員削減に関する問題に対する対策その他について質疑応答および要望があつて本日の会議を閉じた。

なお、本日文部省側委員より、説明のあつた国立大学協会の「昭和45年度予算に関する重点事項」についての報告と説明は、別紙のとおりであつた。

(別紙)

国大協要望の「昭和45年度予算に関する重点事項」に関する報告および説明

さきに、45年度予算の大蔵省査定の段階において、国大協より重点事項として大蔵省および文部省に提出し要望された各事項については、

文部省としてもこの要望に添うべく極力努力した。お蔭をもって十分とは言えないが一応の成果を得たので各事項について報告かたがた説明をする。

1. 教官当積算校費および学生当積算校費の増額

(1) 教官当積算校費について

教官当積算校費の増額については、国大協の要望に添い講座制と学科目制との格差是正を配慮して要求を行なった結果、講座制5%、修士講座制8%、学科目制15%単価が増額された。

なお、一般教育、教員養成学部等の非実験科目の一部が実験科目化され、附属学校教諭の単価が33%増額された。

また、附属病院教官については、教授、助教授は14%、講師、助手は22%、(ただし、教育職(二)の講師は37%がそれぞれ増額され、附置研究所については、講座制と同じく5%が増額された。

(2) 学生当積算校費について

学生当積算校費の増額については、大学院に重点を置いて単価増を要求したが、一律に8%増額されることになった。

また、教員養成関係については、国大協の要望もあり単価を文科と理科の平均とするための3年計画の第2年次にあたり、45年度においては、大学院修士課程で50%、学部で17%単価が増額された。

なお、国大協の重点事項にはないが、教官研究旅費の増額について説明する。すなわち教官研究旅費は、旅費法改正のこともあって講座制19%、修士講座制21%、学科目制28%、附属病院については、教授32%、助教授・講師・助手31%附置研究所については、19%が

それぞれ増額された。

2. 教育・研究のための施設および設備の整備充実

(1) 施設

昭和45年度において、国立学校の施設整備費として計上した予算総額は484億3600万円で、本年度に比べて約6.64%、34億4523万円の減少である。45年度において約10%の単価引き上げにもかかわらず総額で減少となった主な要因は、既往年度において行なわれた学生急増対策による施設整備の事業量が減少したことと不動産購入が本年度に比べて減少したためである。

なお、学生急増対策による学生増募関係分を除いた既設学部施設の整備は前年度比約7%、17億円の増である。

(2) 設備

国立学校における研究用設備、教育用設備および医療用設備の充実等に必要な経費として、昭和45年度においては147億7268万円を計上したが、本年度に比べ、5億3595万円の減少である。減額となったおもな理由は、学生急増対策に関連する学科新設等に伴う設備費が減少したことなどがあげられる。なお、学生急増対策に関連する設備費を除いた既設学部等設備の整備は、前年度比約3.8%3億3545万円の増である。

3. 不完全講座および既設学科目の整備充実

このことについては、来年度予算は特に定員増加の困難な状況にあったが、国大協からも特に強い要望もあり、極力増員について努力した結果振替を含め、不完全講座の充実として教官19人、既設学科目の整備として教官48人の増員が認められた。

4. 教員養成学部の整備充実

(1) 小学校教員養成課程の学生増募

昭和49年度以降小学校の児童が大幅に増加し、これに伴ない小学校教員の需要が増加することが予想される。これに対処して、昭和45年度は過密地域にある6大学について、小学校教員養成課程の学生を400人増募することとした。

昭和45年度は、一般教養担当の教授11人、助教授9人、計20人を配置することとしたが、昭和46年度以降は、専門担当の教官を学年進行により配置することとしている。

教職員の増を伴う新規要求関係の予算が困難な状況にあって、400人の学生増募が認められたことは、小学校教員の養成確保という観点から大きな成果といえる。

(2) 学科目の新設・整備

教員養成大学・学部 of 教官組織の整備については、昭和41年度から、学科目の新設・整備をはかってきているが、昭和45年度においては新設・整備に伴う教官の純増が13人、助教授・講師等から教授・助教授への振替が40人認められ、一段と充実されることとなった。

5. 科学研究費補助金

科学研究費補助金については、最近における学術研究の進展に即して国大協よりの強い要望があったが、文部省としても引き続き文教予算の重点事項の一つとして強く増額を要求し、前年度予算60億円の20%増72億円が計上された。

科学研究費補助金の昭和42年度の予算は41億8千万円であったが、これでこの3年間毎年対前年度20%の増額を続けたこととなり、科学研究費補助金の沿革上一つの時期を画す

るもので（過去の平均伸び率は毎年10%程度）未だ十分とは云えないにしても、その成果は一応評価すべきものといえよう。

(昭和44年度) (昭和45年度)

採択課題数	5,351件	5,970件(予定)
申請に対する採択率	25.3%	28.4%(〃)
採択1課題当り配 分額(平均)	1,109千円	1,210千円(〃)
採択1課題当り充 足率(平均)	58.4%	63.7%(〃)

6. 在外研究員等の増員

45年度の概算要求では、国際研究集会の派遣に重点をおいて要求した結果、かなりの増員が図られることとなった。

国際研究集会研究員派遣旅費

区 分	前 年 度	45 年 度
派 遣 人 員	57人	75人
予 算 額	31,132千円	42,863千円

なお、一般在外研究員については日当、宿泊料が増額されたが、遺憾ながら増員は見送られた。

在外研究員旅費

区 分	前 年 度	45 年 度
派遣人員	330 ^{甲134, 乙140} 人	330 ^{甲134, 乙140} 人
予 算 額	550,211千円	612,614千円

(注) 日当、宿泊料について単価の改善がなされた。

7. 保健管理センターその他学生の厚生福祉に関する施設設備費の増額

学生厚生福祉の充実 44年度148,118千円
に対し、45年度は、156,011千円

(1) 保健管理センターの新設44年度9大学
(126,756千円) に対し、45年度は9大学

(122,611千円) 41年度より43年度の間に毎年4大学ずつ設置されてきたが、44年度においては大中に増設され9大学に設置されたのであるが、45年度においても9大学に設置することになった。

なお、保健管理センターの設置大学は、45年度分を含めて30大学となる。

- (2) 保健衛生設備 44年度 21,262千円 に対し、45年度は33,400千円

保健衛生設備については、保健管理の重要性にかんがみ、使用ひん度と必要性の高い設備について予算措置を行なうこととし、従来から計上されていたX線装置のほか、自動血圧計等の保健設備についても新規計上した。

8. 大学および大学院の奨学制度の拡充

- (1) 大学院の拡充 44年度 3,202,800千円 に対し、45年度 4,092,000千円 (889,200千円増)

学術研究者の養成確保を図る観点から、従来から毎年重点的に拡充整備を図っているが、とくに45年度は約9億円を増額して貸与人員の増員と近年における諸物価の上昇を考慮して貸与月額を増額をはかるとした。これによって採用人員については大学側の要望をみたし得るものと考えている。

	44年度	45年度
貸与人員	修士 8,900人	10,200人(1,300人増)
	博士 8,400人	9,400人(1,000人増)
貸与月額	修士13,000円	15,000円(2,000円増)
	博士18,000円	20,000円(2,000円増)

(注) 全学年改訂

- (2) 大学特別貸与の増員 44年度 8,102,520千円 に対し、45年度は 8,528,520千円 (426,

000千円増)

全学年 44年度88,200人に対し、45年度は90,900人 (2,700人増)

(参考)

育英奨学事業費 44年度 17,448,432千円 に対し、45年度は 18,826,587千円 (1,378,155千円増)

うち政府貸付金 44年度 14,055,750千円 に対し、45年度は 15,133,905千円 (1,078,155千円増)

9. 大学附置研究所および附属研究施設の整備、充実

研究所、研究施設等の新設、整備の要求については、現在、学術審議会等において大学における研究体制について基本的な検討が進められていることもあり、慎重に検討されたわけであるが、研究所の定員増は86人(うち振替12人)というほぼ昨年の定員を確保しえたこと、また研究施設についても、研究部門の増設は昨年度よりも上廻ることができたことは、かなりの成果といえよう。

10. 附属病院の整備充実(病院教官等の増員および処遇の改善・看護業務要員の増員)

附属病院の研究、診療体制を整備充実するため、昭和42年度以降病院教官(講師、助手)の増員を行なってきたが、これは診療科等の組織の新設に伴うもの以外の増員であり、異例の定員措置である。

看護業務要員の整備についても、昭和44年度以降5年計画であったものを計画年次を1年短縮して4年計画としたものであり、定員のわくの苦しい中であったが、相当努力したつもりである。この増員も組織の新設に伴う

ものでなく異例の定員措置であることもあわせ考えれば大きな成果であると考ええる。

昭和45年度には、病院教官の増員のほかに非常勤診療職員の予算措置が講ぜられることとなったが、その数も前年度の臨床研究医（謝金支給）の数1,800人に対して3,300人となっており、この非常勤職員化を活用することによって大学病院の診療要員を確保し、同時に無給医局員の解消も促進されるものと考えられる。大学側としてもこれを好機として無給医局員の解消ならびに診療責任の体制確立に努力する必要がある。

最近多くの大学で問題となってきた診療当直についても、人事院勧告に載らなかったために新手当の創設は実現しなかったが、診療当直のための手当に相当する分として超過勤務手当が増額措置されている。

次に以上について、具体的に数字をあげれば、

1) 病院教官の整備 34人

講師 24人（麻醉科、歯科の未整備分）

助手 10人

他に診療科の新設等に伴う分 56人

2) 非常勤医師

人員数 3,300人（前年度1,800人）

手当額 月額 42,500円（前年度35,000円）

日額 1,700円（ " 1,400円）

手当総額 1,838,000 千円（ " 756,000千円）

本年度の臨床研究医（謝金）を切り替えるもの

3) 臨床研修医

人員数 2,751人（前年度2,836人）

謝金額 月額 31,500円（ " 27,500円）

日額 1,260円（ " 1,100円）

謝金総額 1,039,000千円（ " 935,000千円）

4) 看護業務要員の整備

定員増 270人（前年度135人）

賃金 200人（前年度245人）

他に診療科の新設等に伴う分 定員52人

11. 国立大学の教官等の定員削減について

教官定員の削減については、すでに各大学に通知されている46年度までの削減3ヵ年計画に基づき、45年度においては国立大学全体で助手143人の定員減が行なわれることとなっている。

定員削減については、国大協よりも強い要望があり、特に教官についての定員削減は極めて困難であることは文部省においてもじゅうぶん理解したうえで、極力これが防止に努めたが、結局教官については一般行政職員の場合に較べ5分1という極めて少ない削減を行なうことになったが、国家公務員の定員削減が国の方針とされている以上、今回の削減は一応やむを得ないものと考えられる。

なお、新規増員措置については、国大協要望書の趣旨にそい今後共努力するつもりであるが、45年度においては、国立大学教官の総数において前年比増になっている。

2. 諸 合 会

(昭和45年1月～4月)

月	日	曜	時刻	会 議 名
1.	12	月	10時	図書館特別委員会専門委員会
1.	12	月	12時	第2常置委員会
1.	14	水	10時	大学卒業予定者就職問題懇談会
1.	17	土	10時	図書館特別委員会小委員会
1.	19	月	10時20分	図書館特別委員会
1.	21	水	14時	O E C D 視察団懇談会
1.	24	土	10時	学生問題に関する合同研究部会
1.	25	日	10時30分	学生問題に関する合同研究部会
1.	26	月	15時	幹事会
1.	31	土	12時30分	図書館特別委員会小委員会
1.	31	土	13時	学生問題に関する合同研究部会
2.	7	土	10時	特別会計制度協議会小委員会
2.	9	月	13時	第2常置委員会小委員会
2.	10	火	10時	大学卒業予定者就職問題懇談会
2.	13	金	10時30分	図書館特別委員会
2.	15	日	12時20分	第1常置委員会
2.	15	日	10時	理事会・大学運営協議会・各研究部会合同会議
2.	15	日	18時	理事会
2.	23	月	10時	第2常置委員会
2.	23	月	13時	第2常置委員会と東大入試制度調査委員会との懇談会
2.	25	水	10時	大学卒業予定者就職問題懇談会
2.	26	木	15時	第3常置委員会と在京役員の合同会議
2.	26	木	17時	幹事会
3.	2	月	13時	第7常置委員会
3.	5	木	10時	大学卒業予定者就職問題懇談会
3.	19	木	10時	大学卒業予定者就職問題懇談会
3.	27	金	10時	図書館特別委員会
3.	27	金	10時	第2常置委員会
3.	27	金	14時	理事会
4.	1	水	12時	大学卒業予定者就職問題懇談会
4.	6	月	10時	第7常置委員会
4.	15	木	13時30分	研究所特別委員会
4.	17	金	13時	第2常置委員会
4.	24	金	11時	第7常置委員会小委員会

B 要 望 書

1. 文化系サークル部室の新営について

昭和45年3月3日

国立大学協会

会 長 加 藤 一 郎

大学教育における課外活動の重要性と、とくに文化系サークル部室の現状とにかんがみ、別紙のとおり要望書を提出いたしますので、これが実現方について格別のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

文化系サークル部室の新営について

大学における課外の体育、文化サークル活動が、学生の人間形成上、大きな意義と価値を有することについては、いまさら申し述べる必要もないことと存じます。殊に、現在のマスプロ化し、大衆化した大学においては、全人教育の観点から特にその必要が痛感されます。

各大学においても、課外活動に関する施設・設備の整備・充実を図るため、最大限の努力をしていますが、いずれにしても国の予算援助が必要であります。この観点から、去る昭和44年10月11日付国立大学協会長名をもって、昭和45年度予算に関する要望事項を提出し、課外活動の振興に要する経費の増額方を要請した次第ですが、なかでも特に文化系サークル部室の新営に要する経費の予算化が望まれます。このたび、当協会の第3常置委員会において、別

紙「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」を作成いたしましたのも、同じ趣旨からにはなりません。なにとぞ事情ご賢察の上、その実現方について格別のご理解とご高配を切に希望いたします。

要望先 坂田文部大臣

(別紙)

文化系サークル部室の新営に関する基準試案

第3常置委員会

1. 文化系サークル部室の新営を必要とする理由

(1) サークル活動の意義と問題点

大学における課外のサークル活動が学生の人間形成の面において、いかに効果的であるかについては、いまさら説明を要しないところであろう。すなわち、体育活動によって身心を練磨し、文化活動によって情操を陶冶し、集団活動を行なうことによって民主的な生活のルールと責任と義務とを修得することができる。

つぎに、課外におけるサークル活動が、学生にとっていかに必要なものであるかは学生のサークル活動参加状況を見れば明らかである。すなわち、国立大学(4年制)の全学生の60%以上の者がサークル活動を行なっているのである。

このような価値と意義のある課外の自主的なサークル活動に対して、大学が最大限の助言と援助を与え、その発展と充実をはかるべきは論をまたないところである。しかしながら、現実には色々の制約が存在する。その一つは、施設の不備であり、他の

一つは活動費の不足である。国としても、サークル活動の価値と重要性を認め、その施設の充実と活動の強化のために年々予算を増額してはいるが、まだまだ不十分である。その一番の盲点が、文化系サークルの部室なのである。

(2) サークル部室の意義と機能

サークル部室は、サークル活動の目的を効果的に達成するために必要な施設である。それはサークルの事務室であり、連絡室であり、企画室であり、編集室であり、合評室であり、研究・討論室であり、会議室であり、時には制作室でもある。また、部員の談話室であり、憩いの場でもある。このような各種の機能を有するサークル部室に対しては、そこでの活動が小グループの範囲に限定され、排他的、閉鎖的な人間関係を生み出すおそれがあるとの批判も出されているが、実際にサークル活動を行なううえにおいてサークル部室がいかに重要な役割りをになっているかは、万人の認めるところであろう。

(3) 文化系サークル部室の特性と役割り

つぎにこのようなサークル部室の重要性は、体育系サークルの場合よりも文化系サークルにおいてより強く感じられる。すなわち以上に述べたサークル部室の諸機能は、文化系サークルの場合に特に発揮されるということができる。体育系の場合は、その活動のほとんどが部室外において行なわれるが、文化系の場合は、部室内において行なわれる活動が大部分なのである。それだけに部室そのものが占める価値と役割りは、文化系サークルの方が高いといわざるを得ない。

(4) 文化系サークル部室の現状と問題点

ところが現実には、文化系の部室はその活動の特殊性からして、体育系の部室にくらべてきわめて不十分な状態にあるということができる。いままで大学における文化系サークル活動のための施設・設備としては、「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」（昭和40年2月、文部省大学学術局学生課）のなかにおいて、学生会館、文化系サークル共用施設にその一部がとり入れられているにすぎない。すなわち、学生会館内に、各種集会室と学生団体連絡室が設けられ、また文化系サークル共用施設内に、練習室、作業室、器具保管室、資料作成室などがとり入れられているが、これらはいずれも共同利用の施設であって、サークル部室とはいいいがたい。

現在国が定めている厚生補導に関する基準的な施設・設備の中には、文化系のサークル部室は入っていないのである。したがって、本建築による部室の新営は行なわれず、たいていの大学では、やむなく不用老朽施設の転用、または仮設物の設置等で急場をしのいでいるというのが実情である。

このことは、文化系サークル部室になっているその重要な役割りと価値から考えてみた場合、まことに不合理で片手落ちの措置といわざるを得ない。このことは、文化系サークル参加者の数が、全サークル参加者の過半数を占めていることから痛感される。

文化系サークル部室の新営を必要とする理由は、実にここに存する。

2. 新営部室を利用する文化系サークルの範囲

文化系サークルの種類は、まさに多様多彩

である。学生は、1サークル1部屋の要求をするが、予算に限度があり、とてもそれに応ぜられるものではない。また国有財産の適正な管理の面からも、これを利用するサークルに一定の制限をつける必要があるように思われる。

この一定の制限とは、有資格条件のことであって、従来、多くの大学において行なわれているところである。

その一つは、大学の公認ということである。すなわち、サークルの活動内容、部員名簿、代表責任者、予算計画、顧問教官等を明記した団体設立届を提出させ、大学がこれを承認する。他の一つは、サークル活動の内容からみた価値の有無である。その際、過去における実績を考慮することも必要であろう。

3. 部室の種類とサークル会館

(1) 専用部室と共用部室

文化系サークルの部室は、サークルの活動様態と特殊性からして、その機能にもそれぞれ変化と特色がある。しかしながら、各サークルごとに部室を作ることは予算的にも困難なことであり、施設の効率的使用という観点からも、部室を二つの種類に分けて新営するのが適当である。

その第一は、専用の部室であり、第二は共用の部室である。

専用の部室は、サークルの特殊性からして、特殊設備を必要とするもの、すなわち、特殊活動を行なうものが対象となる。例えば、つぎのようなものが該当する。

(サークル名称) (特殊設備)

新聞部……編集室暗室

映画部・写真部……暗室など

放送研究部
ラジオドラマ研究会 } ……録音室

アマチュア無線部……アンテナ、無線器格納室

美術部……作業室

なお、この専用部室は、できるだけその数を制限することが望ましい。

つぎに、共用の部室は、一室を幾つかの類似した活動内容をもつサークルが共同で使用するものである。単なる事務連絡のための施設であるならば、机とロッカーを有するだけの課外活動連絡室で事足りるであろう。しかしながら、上述した各種の機能をできるだけ多く備えたサークル部室とするためには、オープン形式ではなく、数サークル共用の形式とした方がよからう。

(2) 音楽サークル会館と文化サークル会館

つぎに、文化系サークル部室は、サークルの活動様態とその特殊性からして、これを音楽関係（舞踊、演劇を含む。）部室とその他の部室とに分け、それぞれの系統の部室集団とし、それに必要な関連施設を付加するのがよい。音楽関係の部室は共用部室とし、それに練習室、作業室、器具保管室などの関連施設を加え、一個の独立した音楽サークル会館のようにすることが望ましい。その際、できれば防音、冷暖房設備が欲しい。（参考資料1、音楽サークル会館平面図53頁参照。）その他の部室集団の場合は、共用部室を中心として、それに専用部屋を加え、さらに、集会室、器具保管室などを付設する。これを文化サークル会館と呼称する。（参考資料2、文化サークル会館平面図54頁参照。）

以上の着想に基づいて、一例を示すとつぎのとおりとする。

一団地学生数 5,000 人程度の大学の場合の例。なお 5,000 人以下の大学、または単科大学については、その規模に応じて適宜考慮する。

イ、音楽サークル会館	6階建	1,827m ²
ロ、文化サークル会館	//	1,188m ²
	計	3,015m ²

イ、音楽サークル会館の内訳

① 大練習室 2室
ステージ付 100 人くらいが立練習できる広さのフロア

② パート練習室 6室
40人くらいが立練習できる広さのフロア

③ 和室 1室

④ 共用部室 4室

⑤ 器具保管室 5室

⑥ 管理室 1室

⑦ 廊下、W. C.、階段等

ロ、文化サークル会館の内訳

① 専用部室
(イ) 編集室、アトリエ等をかねられる比較的広いもの 2室
(ロ) 暗室設備のあるもの 2室
(ハ) 防音設備をもつもの 1室

② 共用部室
20m² 程度の室(1室2団体収容)
20室

③ 練習室(集会室をかねた比較的広いもの) 1室

④ 和室 1室

⑤ 管理室 1室

⑥ 廊下、W. C.、階段等

以上の施設内訳のほかに、さらに、集会室、印刷室、倉庫、食堂、喫茶室などを必要とする場合もある。これについては、その他の学内施設、特に学生会館、食堂などとの関係において考慮することになる。

また、合宿研修施設も、サークル活動の実施のために不可欠のものであるが、これはこれらの会館の中には設けないで、別に環境のよい適地に設けるのがよい。

なお、これらの会館は、まず大学の主たる団地に建設し、ついでその他の団地に建設する。

4. 部室の規模、構造

部室の規模、構造等について、一定の標準を設けることは非常に困難である。文化系サークルの場合は、前述したとおりその活動内容がきわめて多様多彩であり、また部員数も時によって増減があるので、一定の標準を設けることは困難である。これは、専用の場合も共用の場合も同様である。しかしながら、専用・共用のいずれを問わず、広さの最高限度をおさえておくことは必要であり、50m² くらいが適当と思われる。また、共用の場合、1室に収容するサークル数は、2～4とすることが適当と考えられるので、その広さは20m²～50m² くらいがよからうと思われる。

部室の構造についても、専用の場合は別として、共用の場合に一定の構造基準を設けることは、これまた非常にむづかしいが、通常の場合を想定して一つの試案を作成したのが参考資料3。(55頁参照)の共用部室内部構造図である。

5. 管理・運営

サークル部室だけの建物の場合とサークル会館のような部室以外の施設をも包含した建

物の場合とでは、その管理、運営のやり方が若干相違するが、いずれの場合でも、2.に述べた有資格条件を備えた大学公認の団体が使用するものとする。

部室の使用に関しては、大幅に使用サークル団体の自主性にまかされるが、国有財産管理上の必要から大学の定めた諸規程、指示に従うものとする。

部室を使用するサークル団体は、所定の部室使用願を当該施設を管理する部局の長に提出し許可を得るものとする。

サークル会館の場合には、教職員、使用サークル団体の代表者をもって運営委員会を構成し、会館の日常の運営にあたるものとする。

なお、管理・運営に要する人員および予算確保を努力する必要がある。

(参考資料 1, 2, 3 は 53, 54, 55頁参照)

2. 中教審第26特別委員会の 高等教育の改革に関する基 本構想試案に対する各大学 の意見について

中央教育審議会

会長 森戸辰男 殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国大協総第73号

昭和45年4月15日

かねて各国立大学より当協会に寄せられた標記の件について、このたび別冊のとおりとりまとめましたので、お送りいたします。

貴審議会におかれては、これら各大学の意見についてご検討中のことと存じますが、各大学の意のあるところを十分ご斟酌の上今後とも宜敷くご審議の程をお願いいたします。

(別冊『中央教育審議会「基本構想試案」

に対する各国立大学の意見』添付省略)

窓

お お す み の 打 上 げ

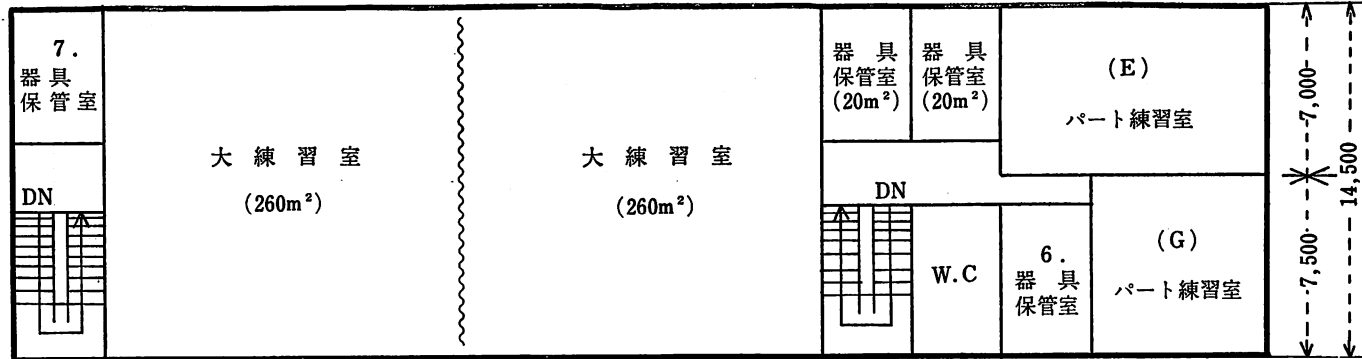
昭和45年2月11日、宇宙研にとっては長い間の懸案であったラムダ4 S型ロケットの実験が成功し、人工衛星「おおすみ」が誕生した。重量僅か23.8 kmの小さな衛星であるが、今もなお地球の周囲を回りつづけている。大気の摩擦で周回のたびにすこしずつエネルギーを失い、次第に軌道の高さが低くなって、ついには大気圏に再突入して消滅してしまうが、それまで、60年位はかかるだろうといわれている。

ロケットが発射されてから衛星が軌道にのるまでは、9分足らずの時間である。この間、ロケットを構成している22,000点の部分品が、順調に働いて呉れねばならない。何分にも、一たん発射されれば、やり返しの効かない実験であるだけに、事前に十分試験してあるといっても、不安は尽きないわけで、咽喉がヒリヒリしてくる。精神衛生上、はなはだ宜敷くない実験である。

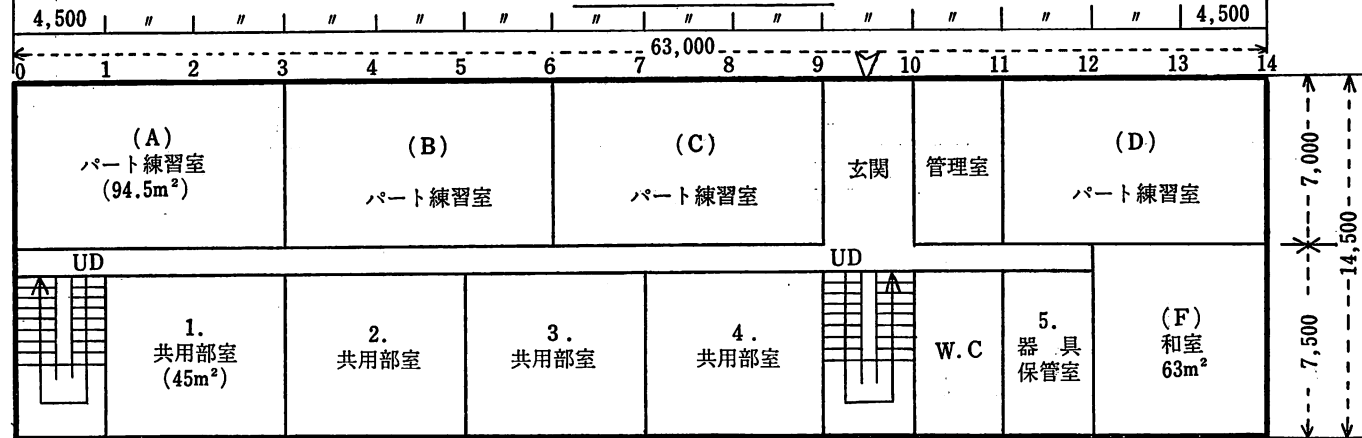
衛星が人工衛星の軌道にのったことは、1周して戻って来た時に、その電波を把えることで確認される。打上げ直後のデータから、軌道にのったようだと考えられても、初めてのことで、確信はもてない。実際に電波を受けたのは、予想におくれること2分半であったが、この間は、いても立ってもいられない気持で、こんなに時間の経過を長く感じたのは、後にも先にも、初めてのことであった。

ラムダ4 S型は、もともと、科学観測用の人工衛星の打上げ用に開発を進めているミュー4 S型の相似実験機として、必要な技術的課題を研究するためのものである。その役割は、今回の成功によって一応果され、これから、ミュー4 S型の実験が始まることになる。ラムダ4 S型における苦心の成果は、すべてミュー4 S型に採り入れられ、その開発は、これまでのところ、順調に進んでいる。しかし、宇宙の技術は、わが国では未経験な部分が多く、これから、何かと問題が起るだろうと思う。我々当事者も、一層の精進、努力を傾ける所存である。

(東京大学宇宙航空研究所 野村 民也)



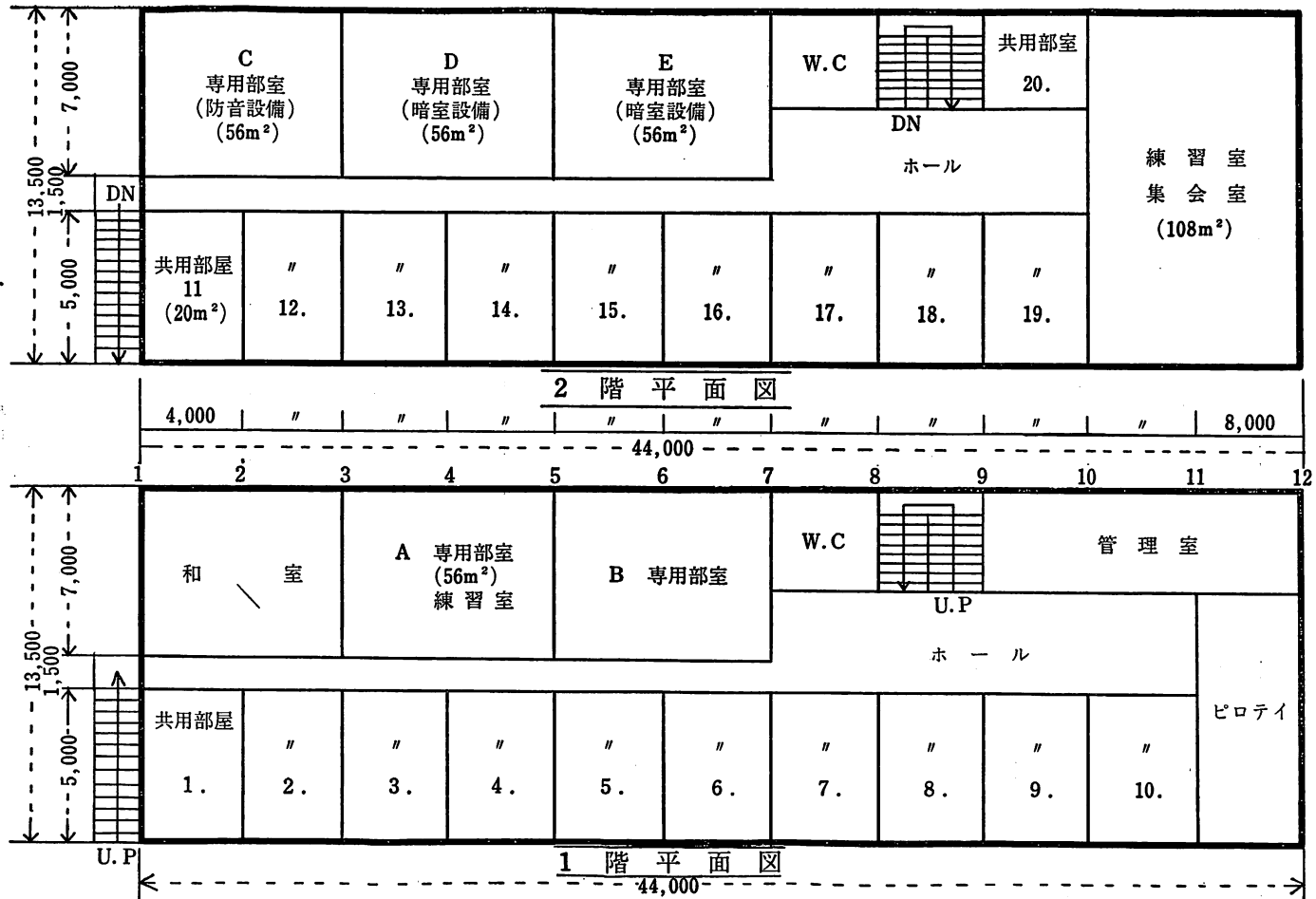
2 階 平 面 図



1 階 平 面 図

面 積 表

1 F	$14,500 \times 63,000 = 913.50\text{m}^2$
2 F	$14,500 \times 63,000 = 913.50\text{m}^2$
合	計 1,827.00m ²

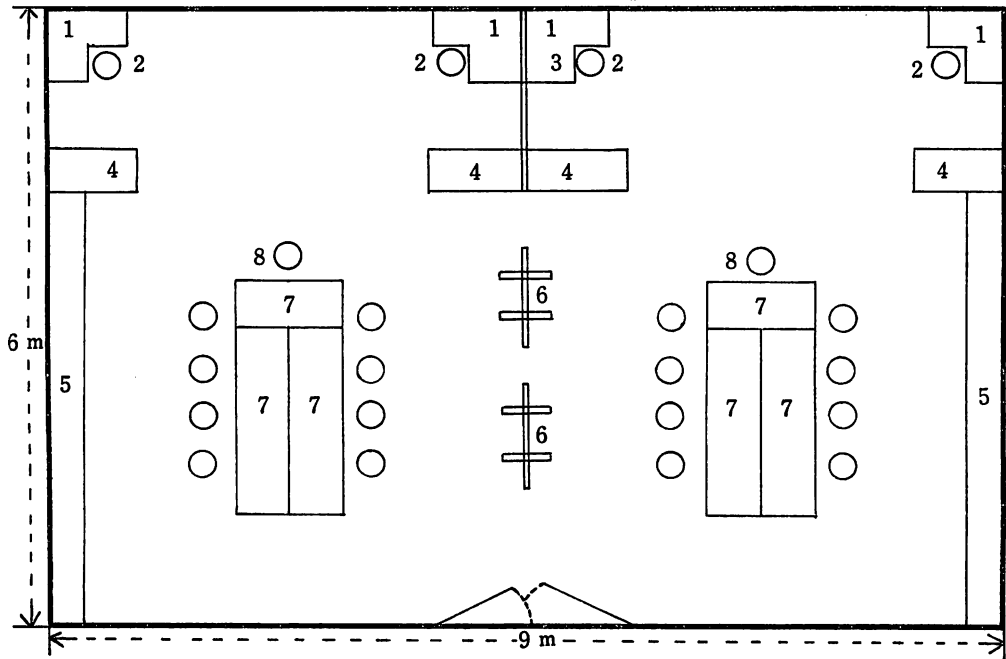


面積表

1 F 13,500×4,400=594.00m²

2 F 13,500×4,400=594.00m² 合計 1,188.00m²

参 考 資 料 3 共用部室内部構造図 (案)



- | | | | |
|--------------------|------|-----------------|-----|
| 1. 固定L字型机 | 4ケ | (下部に回転輪をつけておく) | |
| 2. 同上用椅子 | 4脚 | 7. 移動式机 1m×0.5m | 2ケ |
| 3. 簡易間仕切り | 10ヶ所 | " 2m×0.5m | 4ケ |
| 4. 固定書棚 | 4ケ | (脚に回転輪をつける) | |
| 5. 固定長椅子 | 2ヶ所 | 8. 同上用椅子 | 18脚 |
| (この下は物置き用として戸棚にする) | | その外に折椅子 | 18脚 |
| 6. 移動式ついたて | 2ケ | | |

窓

建 築 プ ー ム と シ ロ ア リ

近年、住宅をはじめ各種建造物の、新建設のテンポはめざましく、ブルドーザーなどの大型機械により、山地を切り開いて宅地が造成され、瞬時に住宅団地が出来あがるといっても過言ではない。この急造の建築物の要請に対して生まれたものが新建材で、これを用いることにより工事は進捗し、その建物はカラフルであり、仕上りは立派にみえ、誠に快適な近代建築といえる。だが、この時代の寵児である新建材も火災に際し、有毒ガスや発煙の問題を提起し、不燃建材の開発に努力が向けられている。しかも、関東以西の日本では、この新建材に今や、伏兵シロアリの被害が起ろうとしている。日本におけるシロアリの被害は、火災の被害額にも匹敵するといわれている。にも拘わらず、シロアリの被害には余り関心がもたれないのは、火災の陽性な被害に対して、シロアリの被害は家屋の結核病といわれ、陰性であるからである。近年、人間の結核病患者は激減しているが、建築物に対するシロアリの被害は一向に減らない。なぜだろうか？ 先ず、宅地造成の際の伐根が地中に埋没することによって、シロアリに餌と住居をあたえることになり、建築物の基礎が低いこと、通風孔が少なく小さいことは、シロアリの加害行動を容易にし、照明施設の拡大は有翅のシロアリを、ますます建築物に誘引し、暖房法の開発は冬期における家屋内のシロアリの加害活動期を拡大することになり、加えて防蟻処理のない新建材の多用は、一層、建築物に対してシロアリの加害を、増長する結果となっている。建築3年後にはシロアリ駆除工事をしなければならなかった2階建鉄筋コンクリートや、新築して翌年には有翅のシロアリが飛び出した住宅など、シロアリ被害の出現もテンポを早めている。これはシロアリに対して生息の好条件があまりにも揃いすぎたためである。

(宮崎大学農学部 清水 薫)

3. 国立大学教官の待遇改善について

昭和45年6月1日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

要 望 書

国立大学協会は、国立大学教官の待遇改善に関し別紙のとおり要望書を提出いたします。

国立大学教官待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、特段の措置を講ぜられるよう要望いたします。

国立大学教官の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の待遇が劣悪な状態にあることは、最近社会の各方面において広く認識されるようになってきたが、社会の発展につれて昨今ますます重要性をましている大学がその使命と責任を果たしていくためには、教官の待遇改善が緊急の課題である。ついてはつぎの諸点を、この際とくに強く要望する。

1. 給与の根本的改善のため調査会または協議会を設置すること

社会の発展にともない、とくに第2次大戦後、知識あるいは情報が社会の各方面において果たす役割は、飛躍的に拡大し、これに対応して教育水準も急速に上昇してきている。その中で大学はあらゆる方面で指導的あるいは中心的役割を演ずるよう要請されており、研究と教育についてその機能はますます重要となってきている。他方学問の発展は、戦後各分野にわたってきわめて急速であり、今日の知識は明日は陳腐となる状況のもとで、大学教官は時代の進展におくれな知識の習得と教授のために、日夜つとめなければならな

い。

しかも、大学教官は、その講義、演習および実験指導等を通じて学生を啓発し、さらには人間的共感の場を作りつつ共に学ぶ姿勢が必要であるが、大学に学ぶ学生数が激増し、大学の機構が巨大化するにつれ大学教官の教育と管理についての負担は好むと好まざるにかかわらず増大している。しかるに、その待遇は、諸外国の大学教官の待遇とくらべてきわめて劣悪であるのみでなく、同年輩の大企業の従業員や一般公務員にくらべても、相当に劣っている。

このことは国立大学教官の研究・教育活動を阻害しているばかりでなく、後継者の確保と育成をきわめて困難にし、現に研究と教育のためには不足がちな教官定員についてさえそれを充足しえない状況である。国立大学教官の給与をこのままにして、根本的改善をはからなければ、やがて大学は、重要となりつつあるその使命と責務を全うしえない事態を生ずるであろう。すでにその徴候は現われている。

このような状況は研究・教育の条件がより整備されている戦前からの国立大学にも、戦後創設された国立大学にも、おしなべて一様に見られるものであり、国立大学の教官全体について職務にふさわしい待遇が与えられるべきである。

このような観点に立って、国立大学協会は、大学教官の給与体系の根本的再検討と、それに基づく待遇の改革の実現をめざすべくこの両3年調査会の設置を要望してきた。われわれは現在でも給与問題に関する調査会の設置が望ましいと考えているが、さしあたり、大学教官の待遇に関し、文部省等と国立

大学協会との協議会を設置することを要望する。そこでは、関係者相互の連絡のほか、次のステップである根本的再検討にそなえて、資料を収集し、大学教官の給与のあり方を討議するなどの作業をするものとするのが望ましい。

2. 緊急に改善を要する事項

上述した根本的改善策とは別に、さしあたり、現行給与体系を大幅に変えない範囲のなかで、つぎの諸点について緊急に措置されることを強く要望する。

(1) 中堅教官の待遇を改善すること

一般公務員および民間大企業従業員の給与と比較すると、大学教官の給与は、30才から55才位までの間がとくに低くなっている。ところが、これら中堅教官こそが研究と教育との中心的な担い手となっているのであり、しかも家計の負担も急速に増大する年令層である。この層の生活が安定していないことは研究においても、教育においても大きな損失となっている。現在のいわゆる中だるみの昇給曲線を改め、たとえば、ほぼ55才までに最高俸近くまで達するようにするなどのことを検討し、中ふくらみの給与表に改善することを要望する。

(付表参照)

また、定員制の関係で上級職への格上げができないため、給与の上昇が頭打ちにならないよう俸給表を改訂し、研究助手をはじめとして教官の給与体系を一本建てに近いものとするを強く要望する。

(2) 大学院に關係する教官の調整額を増額すること

學術の發展が急速であり、かつ國際的レベルで行なわれている現在、日本の研究水

準を維持し、引上げていくための任務を負う大学院の役割は、きわめて重大であり、学生数も急激に増加している。大学院担当の教官は、このような状況のなかでその負担が量的にも質的にもますます重くなっている。したがって、現在実施されている程度の調整額では不十分であるので、上記のような職責を全うし得るよう待遇について特段の配慮を要望する。

なお、助手に対する調整額の支給の枠についても、もう一段の配慮を要望する。

(3) 指定職の範囲を拡大し、その定数を増加すること

学長の給与が近年多少の改善をみたことにともない教官の給与との格差が開く結果となり、その溝を埋めるために指定職の制度が設けられ、停年直前の教官に適用されている。しかし、国立大学教官のうちには、部局長その他、学長以外にも管理運営に多大の努力を傾けているものがあり、これらについても学長に準じて待遇しうよう指定職の範囲を拡大されることを強く要望する。大学の管理運営が問題となっている現在、この点はとくに考慮されたい。

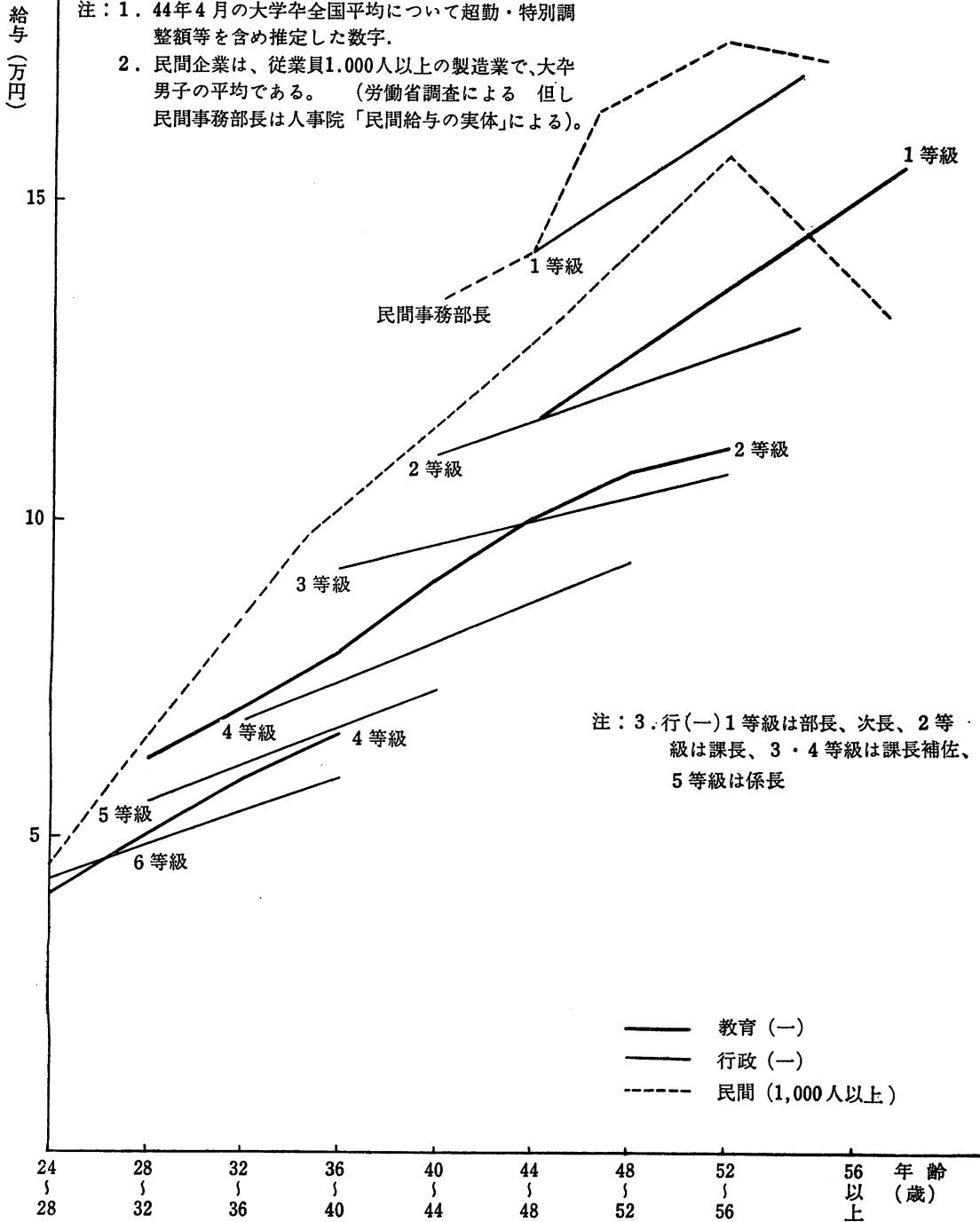
要望先 文部大臣、大蔵大臣、人事院総裁

〔付表〕

国家公務員、行政(一)、教育(一)、等級別年令別 給与、および民間企業の年令別給与比較

注：1. 44年4月の大学卒全国平均について超勤・特別調整額等を含め推定した数字。

2. 民間企業は、従業員1,000人以上の製造業で、大卒男子の平均である。(労働省調査による 但し民間事務部長は人事院「民間給与の実体」による)。



C 予 算 ・ 決 算

1. 昭和44年度 国立大学協会歳入歳出決算

(注) 予算現額は、各科目間の流用後の金額を掲記

科 目	決 算 額	予 算 額			差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額		
歳 入 の 部	円 25,773,150	円 18,223,806	円 7,834,657	円 26,058,463	円 △285,313	
1. 会 費	17,770,000	17,770,000		17,770,000	0	75大学分
2. 預 金 利 子	188,689	250,000		250,000	△ 61,311	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	5,750,655	200,000	5,334,657	5,534,657	215,998	追加予算は、各大学の改革案等24件 64,957部の頒布収入および同送料費 (委員会費、調査研究費、図書・資料 頒布費、諸給与に充当)
4. 前年度よりの繰越額	3,806	3,806		3,806	0	
5. 一時借入金	2,060,000	0	2,500,000	2,500,000	△440,000	追加予算は、委員会費・調査研究費増 加のため一般歳入をもって支弁不可能 のため一時借入。なお44万円減少した のは、雑収入において予定以上の増収 があったのと、歳出の一部に年度内支 出に至らなかったものがあったため。
歳 出 の 部	円 25,772,150	円 18,223,806	円 7,834,657	円 26,058,463	円 286,313	
1. 事 業 費	12,245,234	4,770,000	7,337,356	12,257,356	12,122	(予備費流用 150,000 円)
(1)総 会 費	1,218,552	1,200,000		1,219,000	448	運営協議会諸費より流用増 19,000円
(2)運 営 協 議 会 諸 費	300,012	400,000		307,000	6,988	総会費へ流用減 △ 19,000円 会報発行費へ流用減 △ 60,000円 図書・資料頒布費へ流用減 △ 14,000円
(3)役 員 会 費	75,958	70,000		76,000	42	委員会費より流用増 6,000円
(4)委 員 会 費	1,069,347	400,000	677,000	1,071,000	1,653	役員会費へ流用減 △ 6,000円
(5)会 報 発 行 費	1,259,685	1,000,000		1,260,000	315	運営協議会諸費より流用増 60,000円 調査研究費より流用増 50,000円 予備費より流用増 150,000円
(6)調 査 研 究 費	4,070,770	1,600,000	2,523,000	4,073,000	2,230	会報発行費へ流用減 △ 50,000円
(7)図 書 資 料 頒 布 費	4,250,910	100,000	4,137,356	4,251,356	446	運営協議会諸費より流用増 14,000円
2. 事 務 費	13,526,916	12,453,806	497,301	13,533,107	6,191	(予備費流用 582,000 円)
(1)諸 給 与	10,269,101	9,615,000	497,301	10,269,301	200	予備費より流用増 157,000円
(2)備 品 費	292,140	100,000		293,000	860	予備費より流用増 193,000円
(3)借 用 料	438,866	440,000		440,000	1,134	
(4)消 耗 品 費	193,894	200,000		194,000	106	庁用諸費へ流用減 △ 6,000円
(5)印 刷 費	30,100	75,000		31,000	900	通信費へ流用減 △ 44,000円
(6)通 信 費	388,395	300,000		389,000	605	印刷費より流用増 44,000円 旅費・交通費より流用増 16,000円 予備費より流用増 29,000円
(7)旅 費 ・ 交 通 費	333,715	400,000		335,000	1,285	通信費へ流用減 △ 16,000円 被保険者事業主負担金へ流用減 △ 49,000円
(8)庁 用 諸 費	608,413	400,000		609,000	587	消耗品費より流用増 6,000円 予備費より流用増 203,000円

科 目	決 算 額	予 算 額			差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額		
(9)被 保 険 者 事業主負担金	円 432,486	円 384,000		円 433,000	円 514	旅費・交通費より流用増 49,000円
(10)退 職 給 与 引 当 金	円 539,806	円 539,806		円 539,806	0	
3. 予 備 費		1,000,000		268,000	268,000	予備費流用総額 (732,000円) 会報発行費へ流用減 △ 150,000円 諸給与へ流用減 △ 157,000円 備品費へ流用減 △ 193,000円 通信費へ流用減 △ 29,000円 庁用諸費へ流用減 △ 203,000円
翌年度へ繰越額	1,000					

(付) 財 産 目 録

昭和45年3月31日現在

資 産 総 額	5,232,683円
1. 運 用 財 産	621,000円
(1) 普 通 預 金	1,000円
第一銀行本郷支店	400円
富士銀行本郷支店	300円
三和銀行本郷支店	300円
(2) 有 価 証 券	620,000円
割引電信電話債券 (額面)	62万円
昭和39年9月取得	10万円 3枚 30万円
昭和41年3月取得	10万円 3枚 30万円
昭和41年3月取得	1万円 2枚 2万円
2. 積 立 退 (退職給与引当金)	1,960,070円
ただし、昭和44年度経費に一時運用 (昭和45年2月15日)	
(理 事 会 承 認)	
3. 図 書	50,000円
現行日本法規一式	55冊
4. 備 品	2,601,613円
机、椅子、戸棚、書庫、金庫、謄写機、ロッカー、テープレコーダー、電子リコピー、タイプライター、ガストープ、電話機、マイクロホン等 169点	

2. 昭和44年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）（1）

国立大学協会

科 目	当初予算額	追加予算額	予算現額 (改訂)	備 考
歳入の部	円 18,223,806	円 5,334,657	円 23,558,463	
3. 雑収入	200,000	5,334,657	5,534,657	追加予算は、「東京大学改革準備調査会覚書」外23件64,957部の頒布収入額および同送料費。
歳出の部	18,223,806	5,334,657	23,558,463	
1. 事業費	4,770,000	4,837,356	9,607,356	
(4) 委員会費	400,000	300,000	700,000	追加予算は、「東京大学改革準備調査会覚書」外23件の頒布手数料の一部をもって充当。
(5) 調査研究費	1,600,000	400,000	2,000,000	同上
(7) 図書・資料頒布費	100,000	4,137,356	4,237,356	追加予算は、「東京大学改革準備調査会覚書」外23件の製作費に充当。
2. 事務費	12,453,806	497,301	12,951,107	
(1) 諸給与	9,615,000	497,301	10,112,301	追加予算は、「東京大学改革準備調査会覚書」外23件の頒布手数料の一部をもって充当。

（追加予算を要する理由）

「東京大学改革準備調査会覚書」外23件の頒布については、当初予算に計上されていないため今回別記の通り追加計上の必要を生じたのと、同頒布手数料相当額を委員会費、調査研究費および諸給与の不足分に充当するためこれに關係する予算を追加するものである。

昭和44年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）（2）

国立大学協会

科 目	予算額	追加予算額	予算現額	備 考
歳入の部	23,558,463	2,500,000	26,058,463	
5. 一時借入金	0	2,500,000	2,500,000	委員会費および調査研究費の予算の不足に対し所定の歳入をもって支弁不可能のため、これが財源として一時借入
歳出の部	23,558,463	2,500,000	26,058,463	
1. 事業費	9,607,356	2,500,000	12,107,356	
(4) 委員会費	700,000	377,000	1,077,000	
(5) 調査研究費	2,000,000	2,123,000	4,123,000	

追加予算を要する理由

最近、①大学における研究・教育その他諸制度の改革等について、各常置委員会・特別委員会・大学運営協議会等の審議事項が増加し、これに伴い教員委員および専門委員が増員され、さらに会議開催数が増加されたこと、②以上に伴う会務が急激に増加したこと、③物価および諸給与の上昇に伴い諸経費が増加したこと等により昭和44年度予算において、これらの経費を支弁すべく、各科目間の彼此流用をした結果、なお委員会費および調査研究費の予算に不足をきたし、所定の歳入をもって支弁不可能のため、一時借入金を財源として委員会費および調査研究費の予算を追加するものである。

3. 昭和45年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

※前年度予算額は、前年度の最終予算額を示す。

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減	備 考
歳 入 の 部	円 29,011,000	円 26,058,463	円 2,952,537	
1. 会 費	26,091,000	17,770,000	8,321,000	75大学会費
2. 預 金 利 子	400,000	250,000	150,000	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	2,519,000	5,534,657	△3,015,657	研究部会「中間報告」@400円 5千800部および各大学改革案等資料頒布未収入その他の雑収
4. 前年度繰越金	1,000	3,806	△ 2,806	
5. 一時借入金	0	2,500,000	△2,500,000	
歳 出 の 部	円 29,011,000	円 26,058,463	円 2,952,537	
1. 事 業 費	12,895,000	12,107,356	287,644	
(1) 総 会 費	1,300,000	1,200,000	100,000	総会 2回@30万円計60万円、事務連絡会議 2回@25万円計50万円外に会場費20万円
(2) 運営協議会諸費	450,000	400,000	50,000	協議会 5回@3万円計15万円（資料を含む）、大学問題研究部会10回@2万円計20万円外に会場費10万円
(3) 役員会費	100,000	70,000	30,000	理事会 6回@1万円計6万円、常務理事会 3回@5千円計1万5千円外に会場費2万5千円
(4) 委員会費	1,100,000	1,077,000	23,000	委員会および専門委員会110回@6千円計66万円、特別会計制度協議会 4回@1万5千円計6万円（資料を含む）外に会場費38万円
(5) 会報発行費	1,100,000	1,000,000	100,000	会報 4回@25万円計100万円外に原稿料・謝金・送料10万円
(6) 調査研究費	4,200,000	4,123,000	77,000	各委員会等の資料購入・作成その他調査研究費（調査研究旅費・謝金および調査職員給与を含む）
(7) 会議旅費	3,200,000	0	3,200,000	学長以外の委員の会議等出席旅費
(8) 図書・資料頒布費	945,000	4,237,356	△3,292,356	研究部会「中間報告」その他頒布資料製作および購入費
2. 事 務 費	14,516,000	12,951,107	1,564,893	
(1) 諸 給 与	11,050,000	10,112,301	937,699	職員（10人）の俸給・諸手当および臨時傭員給
(2) 備 品 費	300,000	100,000	200,000	印刷機その他庁用什器備品等
(3) 借 用 料	300,000	440,000	△ 140,000	協会事務局・倉庫・物置借用料
(4) 消 耗 品 費	250,000	200,000	50,000	庁用消耗品等
(5) 印 刷 費	90,000	75,000	15,000	庁用印刷
(6) 通 信 費	400,000	300,000	100,000	電話料・電信料および郵送料
(7) 旅費・交通費	500,000	400,000	100,000	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費
(8) 庁 用 諸 費	400,000	400,000	0	光熱・水料・新聞雑誌購入費その他の庁用諸費
(9) 雑 費	100,000	0	100,000	職員厚生費・清掃費その他諸雑費
(10) 被保険者事業主負担金	504,000	384,000	120,000	職員社会保険半額協会負担月4万2千円
(11) 退職給与引当金	622,000	539,806	82,194	
3. 予 備 費	600,000	1,000,000	△ 400,000	
4. 一時借入金償還	1,500,000	0	1,500,000	44年度一時借入金250万円のうち昭和45年度において150万円を昭和46年度において100万円を償還の予定

昭和40年の夏、本学医学部が、沖縄へ學術調査診療団を派遣して以来、今年で既に5回目。戦前戦後を通じ熱帯医学に特に意欲的な当時の佐藤医学部長が、教官学生の強い支持を得て、派遣に踏み切ったものであるが、沖縄復帰のめどもたため当時としては、渡航手続き、経費、診療地等々障害が多く、実現するまでは苦難の連続であったようである。最初の診療地は、沖縄戦最後の激戦地那覇市南方の三和地区で幾万の英霊が今なお眠る摩文仁等の戦跡から始まり、診療団は炎熱の中を2週間に亘って大きな成果を収めた。佐藤医学部長を団長に、内科・外科・産婦人科・眼科・泌尿器科・小児科等8診療科に医師、学生、沖縄の看護婦、検査技師など総数40名で、受診者2,276名、検診者4,962名と、大変な苦勞が偲ばれる。報告書等に数々記されている現地の人々の感謝の言葉から、無医村民がいかにこの恩恵に対して強い感謝の念で迎えたかが窺える。其後も毎年派遣しているが、それはまさしく現地の人々の愛称どおり「動く大学病院」でもある。今では全診療科が参加し、派遣も逐年強化されており、診療地も無医村地区を重点的に、診療地域も拡大されつつある。本診療団の特長は、この種の行事にありがちな受け入れ側との意見の不一致や誤解・摩擦等が皆無ということである。現地では感謝と信頼そのものであり、派遣についての鹿児島県民挙げての声援はもとより受け入れ側の琉球政府はもとより、医師会、報道関係等各機関の積極的協力は勿論、現地の看護学生、住民等の参加希望者が多くその協力一致ぶりはまこと見事でもある。これは日本最南端の大学としての地域的使命から当然とも言えるし、同時に又相当高く評価されるべき活動であると考えられる。その外本学は、昭和24年以来、南方科学研究委員会を、全学の研究態勢として結成し、その地域性に基づく自然と人文に関する調査・研究活動を全学教官が積極的に続けているし、7学部を擁する総合大学としても凡ゆる研究分野の発展・調和を図りながら、しかも地域の独自性を生かしたユニークな研究の成果を益々実り多いものにするためより有効なお手伝いをしたいと念願している。

(鹿児島大学事務局長 井上 正)

夏の果物、スイカの魅力は大きい、適当な水分と甘味、シャリッとした舌触りが、とくに日本人にうけるのであろう、糖とビタミンA、Cも夏のスタミナ果物として適切である。

果物屋の店先、スイカを買う人は殆んどが“これは熟していますか”“おいしいですか”などと聞く、それに対して“大丈夫保証します”“もし白かったら取りかえます”の答を得て買っている、誰が自分の商品を悪いという人があろうか、それを承知で双方がごく真面目顔で問答している。まさに漫画である。スイカはそんな果物である。何故か、熟し方や品質が買う人にわからないから果物を疑っている。しかし実は果物を通じそれを生産し出荷した人を疑っているのである。人と人との不信であり、スイカに罪はない。その意味でスイカの収穫出荷は、生産者の誠心の出荷であり、良心の評価であると思う、おいしいスイカの科学的評価と技術、(開花後の積算温度によるのが正しいと考えるが、それを能率的に実行して)によってお互に信用しあえる出荷販売が確立されるべきである。

大学問題を含めた社会の諸々の事象についても最も基本になることは心と心の繋りで、お互の立場を尊重し信頼しあうことではないかと思う、スイカの心と同じであらう。

具体的においしいスイカを選ぶために、(1)熟していること、(これは収穫出荷の問題である、極端な場合以外は、タイでも押しても判らない)(2)型が正しいこと、(とくに扁平でないこと)(3)大きいこと、(同じ品種では大きい方がよい)(4)張っていること、(果梗の周りに縦溝が発達し、全体として充実している)(5)新鮮であること、(切口、果梗、色沢でみる)などが着眼点であらう、品種による差は少なくなっている。

今夏はおいしいスイカを十分に召し上って作った人の心を汲んで下さい。

(香川大学農学部 倉田 久男)

D 調 査

昭和45年度国立学校特別会計予算小観

第63回国会（特別会成立）佐藤内閣

（主として国立大学，同附属病院及び附置研究所の予算について）

佐 藤 憲 三

（元東京工業大学事務局長）

国立学校に関する昭和45年度予算は「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）が施行されてから第7回目である。昭和45年度予算は44年度内成立に至らず44年4月17日に参議院において可決したので漸く成立するに至った。成立に先立って一ヶ月間の暫定予算が3.31に成立した。（予算成立の経過は44年2月14日衆議院に提出3月20日同本会議可決，同日参議院へ送付同予算委員会付託4月17日参議院本会議可決である）なお，昭和44年度補正予算が3月4日に成立した。本稿においては所謂本予算について解説するものである。

昭和45年度国立学校予算は国家予算の拡大に伴って前年度予算に比し歳入出共二百九十億七千九十一万余円の増加で9.498%の伸率を示している。が44年度の伸率と比較すると45年度は0.852%を減少している。このことは国家予算が七兆九千億余円と増大しているにも拘らず，実際には極めて厳しい予算と言われ，新規事業の乏しさがこれを表わしている。

さて国立学校予算小観と題し調査したところについては既に昭和32年度から国立学校予算小観として本会報に掲載した。すなわち

昭和32年度会報12号 昭和33年度会報14号
昭和34年度会報16号 昭和35年度会報18号
昭和36年度会報20号 昭和37年度会報22号
昭和38年度会報23号 昭和39年度会報25号

昭和40年度会報28号 昭和41年度会報32号
昭和42年度会報36号 昭和43年度会報40号
昭和44年度会報44号 昭和45年度会報48号

である。今回の調査で十四回目となるが，最初の調査から見ると国立学校予算の規模が素晴らしく拡大したものであると，つくづく感慨を催しているものの一人である。高等教育機関の発達は学術研究の異常なまでの進展を促したこと，かつまた産業界に重大な影響をもたらしたことを証明することができる。これは国のあらゆる分野の成長の証左でもあり，世界第二位の経済成長を来たし，国民生活の拡充を証する一つのメーターでもあろう。国家予算が国会の議決を経てから調査することにしておるため，時間的余裕もないままに従来の形態を踏襲し，また統計的比較資料となることを併せて考えて本稿を作成した。本稿作成の資料は既記の分と同様に，総予算書，同参照書，国立学校特別会計歳入歳出予定計算書，同各自明細書並びに文部省会計課算算班の編集になる予算事項別表，予算参書照，予算参考書などの資料と関係法令を基とし調査し記したものである。筆者は直接に予算の編成事務に携っておるものではないから，内容の詳細については聊か理解に欠く点もあって多少の誤謬があることはやむを得ないことを附記する。

昭和45.4.17官記号外を以て国立学校の職員

の定員は 107, 291 人と定められた。

さらに昭和45. 4. 文部省令第10号によって文部省定員規則が定められ、国立学校に関する分は文部大臣裁定によって定められるであろう。

区 分	定 員	備 考
国立学校	国立大学	100,832 人 各国立大学を通じての定員とし、国立大学に併設され附属として設置され又は附属される学校の定員を含む
	国立短期大学	44
	国立高等専門学校	6,239 各国立高等専門学校を通じての定員とする
	国立高等学校	176 各国立高等学校を通じての定員とする
	計	107,291

上記の学校別表として後記する定員は凡て予算上のものであることを附記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法（昭和24年法律第 150 号）国立学校設置法施行令（昭和39年政令第43号）国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）国立養護教諭養成所設置法施行規則（昭和40年文部省令第18号）によって設置された国立大学75, 学部281, 教養部29, 国立短期大学1, 併設短期大学部24, 大学附置研究所70, 学部及び研究所所属の教育, 研究施設 326——附属学校（小学校76, 中学校81, 高等学校21, 盲学校 1, 聾学校 2, 養護学校12, 幼稚園43, 日本語学校 1）——大学附属病院（学部附29, 研究所附 6）——教育施設138, 研究施設（学部附117, 研究所附35）

◎国立学校特別会計歳入歳出予算総表

1. 歳入予算について

区 分	45年度予定額	44年度予算額	比較の差増△減
一 般 会 計 よ り 受 入 金	千円 253,701,685	千円 229,732,923	千円 23,968,762
借 入 金	600,000	1,700,000	△ 1,100,000
附 属 病 院 収 入	37,493,017	32,431,693	5,061,324
授 業 料 及 入 学 検 定 料	6,014,518	5,991,546	22,972
学 校 財 産 処 分 収 入	3,350,000	3,000,000	350,000
雑 収 入	4,220,948	3,516,091	704,857
歳 入 会 計	305,380,168	276,372,253	29,007,915

大学院71（研究科171）工業高等専門学校44, 商船高等専門学校 5, 電波高等学校 3, 国立養護教諭養成所9, 各種学校79（病院附属——学校教育法第85条）その他大学学部専攻科184, 別科10の運営に必要な歳入歳出予算に関することである。

昭和45年度における国立学校特別会計予算の総額は歳入歳出何れも3, 053億8, 016万 8 千円である。歳入予定額中一般会計から受入れる金額2, 537億0. 168万 5 千円は特別会計歳入予定額の83. 077%余に当り, 学校自体収入予定額 516 億7, 848万 3 千円は16. 922%に相当する。

これを昭和44年度一般会計受入額比率83, 124 %と比較すると 0. 047 %の減少である。このことは昭和45年度予算が新規事業の縮少の結果のために政府支出金が減少する結果を招いたものと観測される。その他の歳入予定額中借入金 6 億円は借入を要する事業の減少したためである。

歳出予定額中前記各組織機関の運営に必要な所謂経常的経費と目すべき人件的経費, 物件的経費, 医療関係費, 船舶運航関係費等 2, 447 億2, 296万 4 千円で歳出予定額の80, 137%に当り, そのほか臨時的経費すなわち資産財となるものである施設整備費の合計額484億3, 605万 6 千円は15, 860%に相当する。その他他会計への繰入額等122億 2, 114 万 8 千円は4. 003%となっている。以下歳入歳出予定額について前年度予算額と比較すると次のとおりである。

前表歳入予定額において前年度に比し増加した金額の中一般会より受入れる金額が239億6,876万余円であることは歳出予算において述べる理由によるものである。この受入財源の主たる要素は、秋田大学医学部の創設、大学院修士課程の増設、拡充、学生の増募、講座学科目の増置、大学院における診療施設の整備充実な

ど新規事項に伴う増加、既設学科の学年進行による必然的経費のために受入額の増加及研究所研究費の増加したものである。授業料及び入学検定料における増加額2億2,972万円は学生の増加、学生の新規増募によるものである。借入金金の減少は統合用地の完了したものがあるためである。

2. 歳出予算について

区 分	45年度予定額	44年度予算額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
国 立 学 校	170,663,779	150,371,276	20,292,503
大 学 附 属 病 院	53,100,647	45,725,734	7,374,913
大 学 附 置 研 究 所	20,958,538	18,867,816	2,090,722
施 設 整 備 費	48,436,056	51,881,289	△ 3,445,233
国債整理基金特別会計へ繰入	1,617,281	650,625	966,656
予 備 費	250,000	100,000	150,000
国家公務員共済組合負担金	10,260,470	8,730,993	1,529,477
賠償償還及払戻金	10,000	10,000	0
一般会計へ繰入	79,239	31,940	47,299
郵便事業特別会計へ繰入	4,158	2,580	1,578
(A) 歳 出 合 計	305,380,168	276,372,253	29,007,915

次表は一般会計文部省所管歳出予算の中大学及び学校等と直接的に関係の深い予算を掲記したものである。

区 分	45年度予算額	44年度予算額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
文 部 本 省			
外国人留学生給与等	407,699	381,327	26,372
科学振興費			
科学研究費補助金	7,200,000	6,000,000	1,200,000
育英及学徒援護事業費	16,410,971	15,180,699	1,230,272
(B) 計	24,018,670	21,562,026	2,456,644
(C) 国立学校関係歳出予算の計 (A)と(B)との計	329,398,838	297,934,279	31,464,559
(D) 文 部 省 所 管 歳 出 予 算	845,587,745	742,228,101	103,359,644
(E) 一 般 会 計 総 予 算	7,949,764,116	6,738,924,148	1,210,789,973
$\frac{A}{D}$ 文部省所管予算と国立学校予算との比	36,104%	37,235%	
$\frac{C}{D}$ 文部省所管予算と国立学校関係との比	38,955%	40,140%	
$\frac{A}{E}$ 総予算と国立学校予算との比	3,841%	4,101%	

$\frac{C}{E}$ 総予算と国立学校関係予算との比	4,143%	4,421%	
$\frac{D}{E}$ 総予算と文部省所管予算との比	10,636%	11,014%	

国立学校の運営に要する経費は前表に掲記した国立学校特別会計の歳出予算と、一般会計文部省所管歳出予算の中大学及学校等に直接に又稍間接的に使用されるものとである。大学及び研究所、病院、学校等において直接的に使用される歳出予算は前表(A)に示す国立学校特別会計における3,053億8,016万8千円であって文部省所管全予算一般会計計上額(D)に示す8,455億8,774万5千円の30,104%に当り、一般会計総予算(E)に示す7兆9,497億6,411万6千円の3,841%に相当する。また国立学校関係予算(C)3,293億9,383万8千円は(D)の38,955%に当り(E)の4,143%に相当する。前年度予算の比率を見るに文部省所管予算との比は相当の減率を示している又国家予算との対比においても減少を示している。新規事項予算が極めて僅かであったことに由来するであろう。

国立学校特別会計歳出予算中経常的経費につき予算上の組織別である国立学校、大学病院、研究所を通じ見るに、前年度予算に比し263億1,290万6千円の増加となっている。この増加額は学部の新設、学科の新設、拡充、大学院の増置、大学病院における診療部の拡張、学年進行等に因由するものである。施設整備においては34億4,523万3千円の減少となっている。この減少額は既往において拡張された施設が逐次段落をつげたものがあるためである。

経常的経費の増加額の中には前記新規事項に伴うもののほか所謂標準予算——基準予算という——において積算単位の改訂による増加額も含むものである。研究教育に関する経費では、退職手当の増加、非常勤講師手当——時間当の増

加、外人講師給の増額、教育研究旅費の単価は正による増加、在外研究員旅費の増加、学生当積算校費単価8%、教官当積算校費単価5%乃至8%増等であるが、基準単価の引上については数年間に亘って継続され増加率は年々異ってはいたが今日のように相当額の校費を算するに至ったのであるが、我国経済の成長は物価の上昇を必然ならしめたため校費において増額を来しているが実質的には研究費にゆとりが生じたのではない。校費中特に教育研究費、学生校費等の水準を昇すことは、運営上極めて重要なことであって歓迎すべきことではあるが本年の如く少率では物価高は次ぐに昂騰の現状に追いつくことも不可能であって、教育研究に支障を与えることが大と言っても過言ではあるまい。増率が安全に実益をもたらす程実際に適応するような措置が望ましい。言うなれば一番に増率を行いこれならば安心であるという姿が出現するならば年々歳々の煩鎖を除去することができるであろう。さもなくば昔時の水準以上に達するには道更に遠しという声無きにしもあらずといえよう。事項並列の予算方式もさることながら基準予算を大幅に膨脹して各大学の自主的運営の自由化を徹底的に目論見ることが緊要ではあるまいか。年々歳々細部の事項にまで一々指示的予算の編成とせず、大学が自主的に運営が行われるようにしてこそ研究教育の自由が確保されるといえよう。国家予算の拡大の波によって教育投資額は逐次膨脹する傾向にあることを考え抜本的に検討して経常的経費の在り方と不変の方策を樹て、特別会計としての妙味が發揮できるようにすべきではなかろうか。教育研究

の振興といっても大学学校における日常の経済生活の基幹である大学固有の経常的経費を形成している管理的経費、教育費、研究費の充実如何にかかっている。今日大学は揺れ動いているのでこれらが強化されるか否かは全く教育研究の消長を左右するものと断ずるも憚りないであろう。無限に而も急速に発達する学術研究に即応するためには、学問研究者に後顧の憂なからしむる程の基準予算単位の増率の確立を図るべきであろう。産業投資の如く比較的はね返り効果が早いものには容易に投資が行われるのが一般的のことである。これらは専ら学問研究の結果によって投資に基くものが大方の姿であろう。教育研究のための投資は容易に結果が現れられないからという考えもあろう。この成果には時間がかかり将来に期待をかけるのであって目先の結果の投資ではない。凡ての基盤を培う教育研究事業に対する投資は、優先事項とすべき重要問題であると繰返し言われていることである。

前表中一般会計予算に計上されたものは本省事業に属するものであるが、科学振興に関する経費の中科学研究補助金72億円はその凡そ80%余が国立大学、研究所関係において使用されていることが実績である。学徒援護に関する経費、育英奨学に関する経費164億1,097万千円の大半は国立大学学生、国立学校学生、生徒の用に供されるものである。

科学技術教育の振興、学生の急増対策といった近年の時流に従った予算の編成は42年度をもって一応頂上に達したものと言えよう。本年度においては本年も亦それ等の整理的予算と様相が変った如くである。今後は寧ろ内容充実に向方を転じ、理工、人文両者のバランスある拡充強化の予算こそ必要であると思慮されるが飽迄

も基礎的予算の確固不変を考え教育研究上支障を生じないようにすべきであろう。

学部の増設、学科の新設、学部の改組等、等これらに従って学生の増募となり、講座、学科目の新設、増設となって教育、その他の職員の増員となって膨脹に次ぐ膨脹をもってこの5、6年間の予算が計上されて来たことは例年の本稿によっても理解するところである。今後は前段にも述べたように基礎的経費の水準を上昇することを目途として推進することが望ましい。何れにしても基本である学校予算については十分に検討してその基礎が崩壊されないようにしなければなるまい。本年度予算中講座、学科目構成人員において数年以前に取極めのあった。構成基準が国家公務員増員不可との大綱によって、崩れた姿を呈していることは法的根拠のない基準が如何に弱いものであるかを如実に物語るものである。将来において不完全状態は恢復することに思うが極めて不安定なことではなかろうか。公務員総定員法の成立によって却って学校別の配分が、政令、訓令大臣裁定の範囲内で自由に行なわれることになったので、文部省の配分計画には一段と考慮を要するであろう。が歴史的事実も無視することは困難であろう。

施設整備費も逐年増加し、新設大学学部等も漸次整備を整えたため前年に比し多額の減少を来した。額においては往年の予算額に比し面目一新というところであるが、これらは殆んど、前述した如き時流拡大に関連する新規事業上の必然的営造物の建築整備予算である。老朽化した施設は近代化すべき面の予算は未だ寡少といえるのではあるまいか、一県一大学といった方針で設置されたものでも旧制時代の老朽建物が多々盤踞している姿でもあるからこれらを改築することは声を大にして、積極果敢に

繰返し要望することが大切であろう。

おもに昭和45年度一般会計国家予算は前表に掲記したように7兆9,497億6,411万6千円の巨額に達し、文部省所管予算8,455億8,794万5千円で国立学校特別会計純計予算516億7,848万3千円を合せ（特別会計に受入るる一般会計予算額を差引いた額）文部省所管に属する予算は8,972億6,642万8千円となっている。

大学の学部学科の新設等新規事項については

新しい基準のもとにそれぞれ予算されているを数年行っているのみで、既往のものを全部新規基準を適用し整備することは容易でなかろうが、漸次整備すべきことは大学も齊しく望んでおることであろう。

前表に記載した国立学校特別会計歳入歳出予算中昭和45年度歳出予算の組織区分に従って人件的経費物件的経費を主軸とし大別すれば次表の如き結果を見ることができる。

◎国立学校特別会計45年度歳出予算科目別内訳（予算額の単位は千円）

区 分	総 額		組 織 区 分							
			国 立 学 校		大学附属病院		附 置 研 究 所		共 通	
	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額
昭 和 45 年 度	100%	305,380,168	100%	170,683,779	100%	53,100,647	100%	20,958,538	100%	60,657,204
内 訳										
人 件 的 経 費	48.144	147,024,601	66.329	113,200,490	46.605	24,747,877	43.308	9,076,729		0
俸 給 手 当 等	46.956	143,396,406	64.523	110,118,131	46.363	24,619,120	41.315	8,669,165		0
旅 費	1.184	3,628,195	1.806	3,082,359	0.242	128,757	1.992	417,674		0
物 件 的 経 費	24.291	74,180,435	32.573	55,590,356	13.420	7,126,343	51.647	11,463,736		0
校 費	23.209	70,878,313	30.097	52,389,768	13.242	7,032,025	54.682	11,456,520		0
校 費	22.861	69,813,696	30.624	52,265,239	11.493	6,103,351	54.608	11,446,106		0
光 熱 水 料	0.348	1,064,617	0.023	124,529	1.748	928,674	0.054	11,414		0
土地建物等財産維持費等	1.081	3,302,122	18.753	3,200,588	0.176	94,318	0.035	7,216		0
そ の 他	0.723	2,209,962	1.0862	1,853,889		0	1.698	418,073		0
般 船 関 係	0.189	577,824	0.274	468,842		0	0.519	168,982		0
受 託 研 究 費	0.151	461,944	0.125	214,853		0	1.178	249,091		0
受 託 研 究 員 費	0.023	70,194	0.041	70,194		0		0		0
奨 学 交 付 金	0.360	1,100,000	0.644	1,100,000		0		0		0
医 療 関 係 費	6.950	21,226,727			0.39	974,21,226,427		0		0
日本安全会掛金交付金	0.006	19,044	0.011	19,044				0		0
国家公務員共済組合負担金	3.359	10,260,470		0		0		0	16.915	10,260,470
施 設 整 備 費	15.860	48,436,056		0		0		0	79.852	48,436,056
賠償償還及払戻金	0.003	10,000		0		0		0	0.002	10,000
一般会計へ繰入	0.025	79,239		0		0		0	0.013	79,239
郵政事業特別会計へ繰入	0.001	4,158		0		0		0	0.006	4,158
国債整理基金特別会計へ繰入	0.529	1,617,281		0		0		0	2.666	1,617,281
予 備 費	0.018	250,000		0		0		0	0.410	250,000

次に大学、学校、病院、研究所等の昭和45年度職員に関する予算定員は次表に示すとおりである。
が、既設のもの対しては積算単位の比率増昇

◎大学、学校、病院、研究所等職員定数表（45年度予算定員）

I 組織別職種定員区分表

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適用俸給表
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	
指 定 職	283	224	—	59	
学 長	75	75	—	—	
教 授	208	149	—	59	
行 政 職	48,285	38,382	6,380	3,503	(-)適用
事 務 局 長	75	75	0	0	"
部 長	123	123	0	0	"
事 務 部 長	28	0	24	4	"
高 専 事 務 部 長	49	49	0	0	"
次 長	36	36	0	0	"
課 長	693	637	48	8	"
事 務 長	541	452	23	66	"
課 長 補 佐	641	546	72	23	"
係 長	4,238	3,756	289	193	"
主 任	774	714	60	0	"
技 術 職 員	6,486	6,562	271	1,653	"
図 書 館 職 員	1,683	1,556	68	59	"
一 般 職 員	17,586	14,872	2,027	687	"
技 能 労 務 職 員	13,312	9,004	3,498	810	(-)適用
海 事 職	394	320	0	74	
大 型 船 舶 船 員	194	49 93	0	18 84	(-)適用 (-)適用
中 型 船 舶 (甲) 船 員	159	49 88	0	10 12	(-)適用 (-)適用
中 型 船 舶 (乙) 船 員	30	16 14	0	0 0	(-)適用 (-)適用
中 型 船 舶 (丙) 船 員 (小型船舶甲, 乙船員共)	11	11	0	0	(-)適用
教 育 職	49,147	42,035	3,598	3,514	
学 長	1	1	0	0	(-)適用
所 員	9	9	0	0	"
教 授	12,159	11,474	7	678	"
助 教 授	12,143	11,287	94	762	"
講 師	1,631	603	954	74	"
助 手	14,042	10,020	2,303	1,719	"
教 務 職 員	1,765	1,426	58	281	"
校 長	3	3	0	0	(-)適用
教 諭	4,582	1,168 1,414	0	0	(-)" (-)"

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適用俸給表
		国 立 学 校	大学附属病院	附置研究所	
実 習 助 手	16	16	0	0	(一)適用
各 種 学 校 講 師	182	0	182	0	(一)〃
高 専 校 長	49	49	0	0	(四)適用
高 専 教 授	876	876	0	0	〃
高 専 助 教 授	818	818	0	0	〃
高 専 講 師	358	358	0	0	〃
高 専 助 手	513	513	0	0	〃
医 療 職	11,202	511	10,637	54	
医 師	3	2	0	1	(一)適用
医 療 技 術 職 員	1,118	60	1,029	29	(一)適用
診療エックス線技師	501	32	449	20	〃
栄 養 士	286	170	116	0	〃
薬 剤 部 長	60	0	60	0	〃
薬 剤 主 任	143	0	143	0	〃
薬 剤 師	342	0	342	0	〃
歯 科 衛 生 士	16	0	16	0	〃
総 看 護 婦 長	38	0	38	0	(三)適用
副 総 看 護 婦 長	31	0	31	0	〃
看 護 婦 長	1,187	0	1,187	0	〃
看 護 婦	7,276	247	7,276	4	〃
合 計	107,291	79,472	20,615	7,204	

Ⅱ 等級別定員表（組織別）

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附属病院	附置研究所	総定員	
指 定 職	224	—	59	283	学長(75), 教授(183)
行 政 職	36,382	6,380	3,503	46,265	
(一) 適 用	27,378	2,882	2,693	32,953	
1等級	20	0	0	20	事務局長
2等級	228	25	13	266	事務局長(55), 部長(123), 次長(36), 課長(7), 事務部長(24), 高専部長(2), 事務長(15)
3等級	409	17	11	437	高専部長(47), 課長(239), 事務長(135), 補長補佐(518)
4等級	1,472	148	103	1,723	課長(409), 事務長(416), 課長補佐(50), 技術職員(123), 図書館職員(143), 係長(3,247)
5等級	4,568	363	380	5,301	課長補佐(67), 係長(3,430), 主任(103), 技術職員(971), 図書館職員(343), 課長(32), 事務長(21)
6等級	5,973	646	460	7,079	係長(777), 主任(413), 技術職員(845), 図書館職員(443), 一般職員(4,385)
7等級	8,073	967	973	10,013	技術職員(2,014), 図書館職員(629), 一般職員(6,552)
8等級	6,645	716	753	8,114	〃 (2,112) 〃 (139), 〃 (7,173)
(二) 適 用	9,004	3,498	810	13,312	
1等級	132	28	36	196	技能労務職員
2等級	1,980	627	137	2,744	
3等級	4,662	1,393	206	6,261	
4等級	2,203	1,101	293	3,597	
5等級	27	349	138	514	

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附 属病院	附 置 研究所	総定員	
海 事 職	320	—	74	394	
(一) 適 用	114	—	28	142	
特1等級	—	—	—	2	大型船舶船員(2)
1等級	10	—	—	10	同 上(10), 中型船舶船員(甲2)(乙1)
2等級	42	—	—	42	同 上(21), 中型船舶(甲(17), 乙(5))
3等級	61	—	—	61	同 上(22), 同 上(甲(24), 乙(3))
4等級	27	—	—	27	同 上(12), 同 上(甲9), 乙(5)
(二) 適 用	206	—	46	252	
1等級	14	—	3	17	大型(14), 中型(甲(2), 乙(1))
2等級	57	—	12	69	" (27), " (甲32), 乙(5), 丙(5)
3等級	77	—	24	101	" (53), " ("41), " (3), " (4)
4等級	58	—	7	65	" (33), " ("25), " (5), " (2)
教 育 職	42,035	3,598	3,514	49,147	
(一) 適 用	34,820	3,416	3,514	41,750	
1等級	11,484	7	678	12,169	学長(1), 所長(9), 教授(12,159)
2等級	11,287	94	702	12,143	助教授
3等級	603	854	74	1,631	講 師
4等級	10,020	2,303	1,719	14,042	助 手
5等級	1,426	58	281	1,765	教務職員
(二) 適 用	1,187	182	0	1,369	
1等級	35	0	0	35	校長(3), 教諭(32)
2等級	1,116	182	0	1,298	教諭(1,116), 各種学校講師(182)
3等級	36	0	0	36	教諭(20), 実習助手(15)
(三) 適 用	3,414	0	0	3,414	
1等級	192	0	0	192	} 教 諭
2等級	3,222	0	0	3,222	
(四) 適 用	2,614	0	0	2,614	
1等級	49	0	0	49	高専校長
2等級	876	0	0	876	同 教授
3等級	818	0	0	818	同 助教授
4等級	358	0	0	358	同 講師
5等級	513	0	0	513	同 助手
医 療 職	511	10,637	54	11,202	
(一) 適 用	2	6	1	3	
4等級	2	0	1	3	医 師
(二) 適 用	262	2,155	49	2,466	
1等級	0	22	0	22	薬剤部長
2等級	0	150	0	150	{ 薬剤部長 (38), 薬剤主任 (90), 医療技術職員 (8), 診療 エックス線技師 (14)
3等級	46	627	7	680	{ 医療技術職員(227), 診療エックス線技師(155), 栄養士(51) 薬剤主任(53), 薬剤士(194)
4等級	153	812	32	997	{ 医療技術職員(469), 診療エックス線技師(183), 栄養士(68) 薬剤師(148), 歯科衛生士(3)
5等級	63	518	7	570	{ 医療技術職員(374), 診療エックス線技師(109), 栄養士(77) 歯科衛生士(8)
6等級	0	42	3	47	医療技術職員(42), 歯科衛生士(5)
(三) 適 用	247	8,482	4	8,733	
特1等級	0	22	0	22	総看護婦長
1等級	0	40	0	40	総看護婦長(16), 副総看護婦長(25)
2等級	54	1,194	0	1,248	看護婦長, 看護婦, 副総看護婦長(7)
3等級	184	6,262	2	6,448	} 看護婦
4等級	9	964	2	976	
合 計	79,472	20,615	7,204	107,291	

◎国立学校職員定員機関別内訳（45年度分大臣裁定人員）

大 学		総 定 員	大 学		総 定 員
北海道	道	4,530	名古屋工業	業	586
北海	教	908	三	重	535
室蘭	工	359	滋	賀	367
小樽	工	182	京	都	5,998
帯広	蓄	261	京	都	400
北見	工	183	京	都	463
弘		1,440	大	維	4,567
岩		815	大	阪	241
東		5,641	大	阪	801
宮	教	325	大	神	2,452
秋		610	神	戸	184
山		964	奈	良	268
福		470	奈	良	288
茨		895	和	歌	387
宇		619	鳥		1,504
群	都	1,654	島		560
埼		706	岡		2,186
千		2,232	広		2,893
東		9,440	山		1,697
東	京	1,594	徳		1,569
東	京	283	香		628
東	京	1,017	愛		905
東	京	572	高		648
東	京	325	福	岡	510
東	京	1,718	九		4,776
東	京	1,663	九	州	367
東	京	249	九	州	148
東	京	304	佐	工	502
お	茶	383	長	術	1,774
電	気	409	熊	工	2,036
一		516	大		388
横	浜	914	宮		622
新		2,444	鹿	児	1,966
富		757	合	計 (45年度)大学	101,832
金		2,177	大	学	100,832
福		530	図	書	44
山		561	館	短	6,239
信		2,017	工	業	176
岐		1,514	商	船	
静		1,219	高	等	
名		3,701	学	校	
愛	古	626	通	(昭和45年度) 計	107,291
	知				
	教				
	育				

○学生、生徒定数表（予算総数）

区 分	総 数	組 織 区 分		
		国 立 学 校	大学附属病院	附置研究所
45年度予算総数				
大 学 院 学 生	24,067	22,227	0	1,790
大 学 専 攻 科 学 生	942	942	0	0
学 部 学 生	270,749	270,749	0	0
外 国 人 留 学 生	692	692	0	0
沖 縄 学 生	821	821	0	0
養 護 教 諭 養 成 所 学 生	510	510	0	0
短 期 大 学 学 生	9,635	9,635	0	0
独 立 短 大	160	160	0	0
併 設 短 大	9,475	9,475	0	0
高 等 専 門 学 校 学 生	22,320	22,320	0	0
大 学 別 科 学 生	760	760	0	0
高 等 学 校 専 攻 科 学 生	1,780	1,780	0	0
高 等 学 校 (電 波) 学 生	900	900	0	0
附 属 学 校 生 徒	100,829	100,829	0	0
盲 学 校	440	440	0	0
聾 学 校	500	500	0	0
養 護 学 校	1,919	1,919	0	0
高 等 学 校	8,980	8,980	0	0
中 学 校	39,755	39,755	0	0
小 学 校	46,005	46,005	0	0
幼 稚 園	4,270	4,270	0	0
各 種 学 校	6,887	1,935	4,977	0
日 本 語 学 校	25	25		
特 別 教 科 教 員 養 成 課 程	1,910	1,910		
衛 生 検 査 技 師 学 校	680	0	680	0
歯 科 衛 生 師 学 校	40	0	40	0
歯 科 技 工 士 学 校	80	0	80	0
診 療 放 射 線 技 師 学 校	580	0	580	0
看 護 学 校	3,197	0	3,197	0
助 産 婦 学 校	360	0	360	0
保 健 婦 学 校	20	0	20	0
歯 科 技 工 実 習	20	0	20	0
研 究 生 等	10,385	2,457	7,430	498
合 計	452,334	437,649	12,407	2,288

前年度予算に比し昭和45年度歳出予算において増加したところの概要については既に前述したところである。各組織において人件的経費は、新規事項による教員の増員、その他の職員増加のため俸給手当旅費の増加を合せ国立学校に

において161億6,820万2千円、大学病院において52億1,755万9千円、附置研究所において13億6,442万5千円合計227億5,358万6千円の増加を示している。また物件的経費について校費積算単価の改訂5%増新規事業としての校費の増

加,教育研究用設備の増加,各所修繕費の増加等を合せ国立学校において43億6,219万千円,大学病院において7億6,584万4千円附置研究所においては6億4,678万6千円を増加し,大学病院医療関係費において13億9,207万円増,施設整備費等34億4,323万3千円,の減他会計へ

の繰入額等11億6,553万3千円の増,共済組合負担金等入額15億2,947万7千円増,予備費の増1億5,000万円の増,総計290億0,791万5千円の増加を示すに至った。この増加額の組織別の大要は次の通りである。

昭和45年度国立学校特別会計歳出予算増加額総表

(単位 千円) △印減

区 分	45年度予算	44年度予算	増△減額	組 織 区 分			
				国立大学	大学病院	附 置 研 究 所	共 通
歳 出 総 額	305,380,188	276,372,253	29,007,915	20,292,503	7,374,913	2,090,722	△ 750,225
内 訳							
人 件 的 経 費	147,025,096	124,271,510	22,753,586	16,168,702	5,217,469	1,367,425	0
物 件 的 経 費	74,180,435	68,406,074	5,774,361	4,362,191	765,384	646,786	0
そ の 他	2,271,962	2,343,363	162,401	△ 238,912	0	76,511	0
医 療 関 係 費	21,226,727	19,834,357	1,392,370		1,392,070		
日本学校安全会共済掛金交付金	19,044	18,522	522	522		0	0
国家公務員共済組 合 負 担 金	10,260,470	8,730,993	1,529,477	—	—	—	1,529,477
施 設 整 備 費	48,436,056	51,881,289	△3,445,233	—	—	—	△3,445,233
賠 償 償 還 及 払 戻 金	10,000	10,000	0	—	—	—	—
一 般 会 計 へ 繰 入	79,239	31,940	47,299	—	—	—	47,299
郵政事業特別会計へ繰入	4,158	2,580	1,578	—	—	—	1,578
国債整理基金特別会計へ繰入	1,617,281	650,625	966,656	—	—	—	966,656
予 備 費	250,000	100,000	150,000	—	—	—	150,000

組織別内訳次の通り

I 国立学校の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
国 立 学 校	20,292,503	大学院,学部,短期大学,高等専門学校(工業,商船),高等学校,附属学校,養護教諭養成所,その他教育研究施設に関する予算の増加である。	170,663,779	150,371,276
1. 人 件 的 経 費	16,168,702	三カ年計画による人員の減少あるもなお職員の新規増加による俸給,諸手当,旅費などの増加額である。	113,200,490	97,031,788

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
(1) 俸 給 手 当 な ど	15,594,051	新規事項及学年進行等による職員の増加に伴う俸給、手当などでさる。増加概要次のとおり。 1. 学部の創設（秋田大学医学部） 2. 学部創設準備（大阪大学、社会学部） 3. 大学院の設置（修士課程）、水産学研究所（長崎26人）、農学研究科（山形38人、茂城34人、静岡38人、佐賀28人）、合計164人（5大学研究科設置）、大学院強化のため不完全講座の充実による職員の増加 4. 不完全講座による教官の増 5. 短期大学1学科増40人（工科系1科） 6. 学科の新設（工科系7、理科1、歯科系1、合計10学科）学科の改組1（工） 7. 講座の増設10（医系3、工学系3、理1、経営1、文学1、法1） 8. 学科目の新設等（理系2、工系2、農系3、薬系1、文系1、体育1、計10講座新設）共通講座工学系6講座振替、教育一講座学科目3（人文、機関、共通）（以上修士課程） 9. 特別 教員養成課程の新設1、学生20 10. 実習施設の新設1（東大、芸大、農大、海大、京大） 11. 工業高等専門学校の学科新設7 12. 学科目の新設、整備による教官増 13. 既設学科の学年進行による職員増 14. 実習施設の整備8、大型計算機センターの整備(2)実習船84の運航職員 15. 研究施設新設（13施設及び整備） 16. 附属学校新設、日本語学校（東外大） 20. 厚生補導要員の増（保健管理センターの増設9、管理要員の充実）、事務機構整備（庶務部5、経理部5、施設部2、学生課7、高専に10学生課設置）	110,118,131	94,524,080
(2) 旅 費	574,651	前項に記載した事項等に基づく職員の増加に伴うもの、在外研究等旅費の増	3,082,359	2,507,708
2. 物 件 的 経 費	4,362,191	人件的経費において述べた事項による増加及び標準的予算の各項目による積算増加による増	55,590,356	51,228,165
(3) 校 費	4,293,416	1. 教官当校費積算単位改訂講座制5%, 修士講座制8%, その他15%増	52,265,239	47,971,823

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
		2. 学生当校費積算単位改訂 8 %増 3. 外国人留学生経費の増 4. 用途指定費の増（奨学研究費等） 5. 研究特別経費の増等 6. 特別事業経費（太陽活動期国際観測年事業等） 7. 臨時事業費（国際会議、調査、国際共同実験費増） 8. 特殊施設費増（図書館維持、農場、演習林、工場、附属施設、運営費の増特殊装置維持費） 9. 厚生補導関係 10. 諸設健の充実、更新（特殊装置、電算機関係）等		
(4) 光 熱 水 料	3, 463		124, 629	121, 066
(5) 不動産維持修繕	65, 312	坪数の増加単価の増等による所要額の増加	3, 200, 688	3, 135, 276
3. そ の 他	△ 238, 912		1, 853, 889	2, 092, 801
(6) 実習船関係費	△ 527, 988		468, 842	996, 830
		運 航 費 20, 160		
		食 糧 費 1, 562		
		建 造 費 △554, 500		
		整 備 費 4, 790		
(7) 受託研究費	39, 076		214, 853	175, 777
(8) 受託研究員費	0		70, 194	70, 194
(9) 奨学交付金	250, 000		1, 100, 000	850, 000
4. 日本学校安全会共済掛金交付金	522		19, 044	18, 622

II 大学附属病院の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
附 属 病 院	7, 374, 913	大学医学部、歯学部附属病院29及び附置研究附属病院6の運営に関する予算の増加である。	53, 100, 647	45, 725, 734
1. 人 件 的 経 費	5, 217, 469	診療科の新設、歯学部設置校、附属病院の整備、病床の増加、科殊診療施設の新設、その他諸設備のため職員及び病院教官の増員並びに看護業務職員の増加予算である。	24, 747, 877	19, 530, 418
(1) 俸 給 手 当 など	5, 192, 821	前項の事項の職員の増員に伴う俸給及手当の増加である。	24, 619, 120	19, 426, 299
(2) 旅 費	24, 638	職員の増員に伴うもの及び教官当旅費単価改訂増	128, 767	104, 119

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
2. 物 件 的 経 費	765,384	人件的経費において述べた事項に伴う増加及び標準的予算の各項目による積算増加による。	7,126,343	6,360,959
(3) 校 費	666,261	1. 教官当校費積算単位改訂（職種別） 2. 建物新営に伴う設備 3. 管理運営費の増加	6,103,351	5,437,090
(4) 光 熱 水 料	99,247		928,674	829,427
(5) 不動産維持修繕	△ 124		94,318	94,442
3. 医 療 関 係 費	1,392,070	人件的経費において述べた事項及び食糧費単価改訂に伴う増加である。 医 療 費 911,735 医 療 機 器 整 備 費 48,980 学 用 患 者 費 149,321 患 者 食 糧 費 227,098 生 徒 食 糧 費 54,936	21,226,427	19,834,357

Ⅲ 附置研究所の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
附 置 研 究 所	2,090,722	大学附属研究所の運営に関する予算の増加である。	20,958,538	18,867,816
1. 人 件 的 経 費	1,367,425	既設研究所の整備，研究部門の増設，不完全部門の新設，工場の整備に伴う職員の増員による増加額である。	9,076,729	7,709,304
(1) 俸 給 手 当 など	1,304,358	1. 研究所整備（海洋研1部門，宇宙航空1部門，霊長類1部門） 2. 研究部門増設物性1部門，低温科学1部門，放射線誘発，がん2部門，脳の研究部門一般研究1部門 3. 不完全部門整備の職員増 4. 附属施設の新設7 5. 特殊装置運転職員の増加に伴う俸給手当などの増加額である。	8,659,150	7,354,792
(2) 旅 費	63,067	前項に記載した職員に伴うもの及び教官研究旅費による。単価5%増	417,579	354,512
2. 物 件 的 経 費	646,786	人的経費に記述した事項と同様の内容による増加及び教官当算校費単価改訂5%増，研究用設備更新，特別設備の増加である。	11,463,736	10,816,950
(3) 校 費	646,408	1. 特別事業費 2. 臨時事業費 3. 特殊装置運転費 3. 共同利用研究施設運営費 6. ロケット観測経費	11,456,520	10,810,112

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
(4) 不動産維持費	378	7. 部門研究費 8. 積算単価改訂教官5%, 学生8%	7,216	6,838
3. その他	76,511		418,073	341,562
(5) 研究船関係	1,537	1. 運航費, 航海日当, 食糧費	168,982	167,445
(6) 受託研究費	74,974		249,091	174,117

IV 各組織に共通する分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	45年度予算	44年度予算
施設整備費	△3,445,233		48,436,056	51,881,289
施設庁費其他	△ 22,446		649,401	671,747
学校等施設整備	△1,950,682	既設拡張事業の継続による施設整備の減少	36,554,744	38,505,427
病院施設整備	△1,128,948	病院の改築, 増築による既定事業の減少	6,682,011	7,811,959
不動産購入費	△ 300,000	購入予定のものの減少による	4,500,000	4,800,000
学校施設災害復旧費	△ 42,156	災害復旧によるものの減少による	500,000	91,156
国債整理基金特別会計へ	966,656	借入金に対する利子及返還	1,617,281	650,625
国家公務員共済組合負担金	1,529,477	職員の増加による負担金の増加	10,260,470	8,730,993
賠償償還及払戻金	0		10,000	10,000
予 備 費	150,000		250,000	100,000
一般会計へ繰入	47,299	政府職員等失業者退職手当負担金	79,239	31,940
郵政事業特別会計へ繰入	1,578		4,158	2,580
合 計	△ 750,225		60,657,202	61,407,427

次に最近13カ年度間における国立学校歳出予算を展望すると次表に示すように金額は逐年増加している。これらの投資額が国立学校運営上に与えた影響は極めて大であって、学校教育の進歩発展した姿であることを如実に語るもので

ある。また国立学校運営における最近13カ年度比につき、総額及び組織別に昭和33年度から昭和45年度に亘り人件的経費、物件的経費を主体として続いて掲記する。

◎ 国 立 学 校 関 係 歳

区 分	特 別 会 計				
	45 年 度	44 年 度	43 年 度	42 年 年	41 年 度
国立大学及び学校	170,673,779	150,171,276	131,606,502	119,909,893	104,800,964
大学附属病院	53,100,647	45,725,734	39,518,788	34,072,195	28,671,049
大学附置研究所	20,958,538	18,867,816	17,218,317	17,492,865	14,969,373
施設整備費等	48,436,056	51,881,267	53,825,055	50,298,117	41,987,129
国債整理基金特別会計へ繰入	1,617,281	650,625	753,658	999,864	325,000
予 備 費	250,000	100,000	100,000	300,000	300,000
国家国公務員共済組合負担金	10,260,472	8,730,993	7,379,952	6,584,267	5,612,175
他 会 計 へ 繰 入	83,397	34,520	36,784	29,650	10,316
小 計 (特別会計)	305,380,168	276,372,253	250,438,696	229,657,351	197,189,568
科 学 研 究 費	7,200,000	6,000,000	5,600,000	4,164,710	3,783,370
在外研究員旅費	(658,977)	—	—	—	—
内地研究員旅費	—	—	—	—	—
外国人留学生費	407,699	375,684	337,478	302,241	301,707,000
沖縄留学生費	—	—	—	—	—
育英及び学徒援護関係	16,410,971	15,429,014	14,525,045	13,247,834	10,666,814
小 計 (一般会計)	24,018,690	21,804,698	19,862,523	17,714,785	316,175,184
合 計	329,398,838	298,176,951	270,309,219	247,069,891	511,521,573
文 部 省 所 管 全 予 算	845,587,745	742,228,010	652,496,337	604,922,786	527,320,391
一 般 会 計 総 予 算	7,949,764,116	6,739,574,143	5,049,922,948	5,203,436,743	4,477,147,888

(注) 本会報12号以降に掲記した予算小額中の予算額とにおいて、相異なる点は掲記した後において

国立学校の運営費中経常的経費と目される経費中人的、物件的、医療関係、特殊設備に要する経費の13カ年度における歩みにつき百分比をもって示すと次のような数値を得た。

◎国立学校運営費13カ年度百分比

30—45年度分は過年度との比較対照上特別会計となって掲上された施設整備費等共通するものを除き比を採った。

総 表

区 分	45年度	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	60.097	57.781	56.602	51.175	54.590	52.203	54.44	55.60	57.68	60.2	61.4	62.8	65.2
旅 費	1.483	1.351	1.463	1.552	1.500	1.058	1.01	1.05	1.14	1.2	1.1	1.1	1.1
物 件 的 経 費	30.322	31.820	32.780	35.241	34.318	34.726	34.44	33.88	32.13	29.4	28.0	26.8	24.7
校 費	28.972	30.320	31.323	33.530	32.560	31.496	30.98	29.98	28.43	26.1	24.9	23.1	21.3
土地建物維持 修繕及新築費	1.350	1.500	1.457	1.710	1.758	3.730	3.46	3.90	3.70	3.3	3.1	3.7	3.4
医 療 関 係 費	8.678	9.226	9.528	8.970	9.076	10.087	9.45	8.19	8.51	9.1	8.8	8.9	8.6
そ の 他	0.903	1.614	0.843	1.227	1.251	1.179	0.75	1.12	0.84	0.7	1.0	0.6	0.6
特 殊 設 備 費	—	0.012	0.248	0.836	0.765	0.805	0.92	1.21	0.85	0.6	0.7	0.9	0.9

出 予 算 13 カ 年 度 表

(単位 千円)

一 般 会 計							
40 年 度	39 年 度	38 年 度	37 年 度	36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度
88,281,948	66,872,433	57,862,656	56,862,656	46,059,639	37,977,177	32,320,763	29,099,138
25,750,918	17,768,778	15,496,030	15,496,030	12,902,943	10,299,020	8,520,740	7,756,565
12,016,277	8,601,334	6,627,537	6,627,537	5,508,084	4,341,424	3,832,875	3,161,040
35,200,000	18,972,685	13,209,414	13,209,414	7,166,793	4,394,681	3,547,876	3,117,349
178,750	—	—	—	—	—	—	—
300,000	—	—	—	—	—	—	—
4,961,812	2,883,340	2,471,227	2,472,227	2,159,196	1,798,487	1,112,832	901,420
—	—	—	—	—	—	—	—
167,589,705	115,103,570	94,966,864	94,666,864	73,796,660	58,810,789	49,335,076	44,035,512
3,441,705	115,103,570	2,507,000	2,507,000	2,194,000	1,819,406	1,546,044	1,442,400
307,443	210,260	191,000	191,000	191,000	160,000	166,000	110,000
20,618	20,619	18,916	18,916	18,101	6,062	6,062	6,380
206,870	113,253	103,709	103,709	76,620	56,020	50,500	39,600
—	—	33,750	33,750	29,705	21,151	18,582	17,805
9,074,660	8,137,480	6,440,929	6,440,929	5,466,897	4,798,495	4,624,606	4,445,254
13,021,291	11,238,611	9,295,304	9,295,304	7,976,323	6,861,129	6,405,795	6,061,079
180,610,996	126,342,181	103,962,168	103,962,168	81,772,983	65,671,918	55,740,880	50,096,591
566,903,899	360,476,723	298,532,311	298,532,311	241,619,095	194,789,186	170,912,363	154,153,275
3,744,725,265	2,972,195,117	2,480,959,228	2,480,959,228	1,952,776,277	1,569,674,702	1,419,248,163	1,321,229,502

補正予算が成立したものについては、補正後の予算を掲記したことによるからである。

◎各組織別運営費13カ年度百分比

(1) 大学学校分

区 分	45年度	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	66.329	63.650	63.921	61.664	62.074	60.985	61.40	61.82	64.37	67.7	68.5	69.9	71.7
旅 費	64.523	63.025	62.133	59.811	60.280	59.758	61.18	60.60	63.05	66.3	67.2	68.7	70.5
物件的経費	1.806	1.625	1.788	1.851	1.794	1.227	1.11	1.22	1.32	1.4	1.3	1.2	1.2
校 舎 費	32.573	33.620	35.144	37.383	36.922	37.950	37.00	36.91	34.60	31.5	30.2	29.4	27.4
土地建物維持修繕及新営費等	30.697	31.568	33.136	35.018	34.578	33.783	33.40	31.96	29.97	27.4	26.5	24.7	23.3
その他	1.875	2.052	2.008	2.365	2.343	4.167	4.30	4.95	4.63	4.1	3.7	4.7	4.2
	1.862	1.404	0.995	0.948	0.998	1.065	0.90	1.22	1.03	0.8	1.3	0.7	0.9

(2) 大学附属病院の分

区 分	45年度	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	46.605	42.712	40.336	39.218	38.007	35.59	37.60	40.44	39.91	40.3	43.0	41.1	46.5
旅 費	46.363	42.485	40.101	38.937	37.753	35.45	37.37	40.19	39.63	40.0	42.8	43.9	46.3
物件的経費	0.422	0.227	0.235	0.281	0.252	0.14	0.23	0.25	0.28	0.3	0.2	0.2	0.2
校 舎 費	13.420	13.911	14.255	15.349	14.810	14.14	14.95	16.40	16.59	14.0	10.8	9.1	8.7
土地建物維持修繕及新営費等	13.242	13.705	14.020	15.059	14.313	13.97	13.50	14.80	14.95	12.6	9.1	7.8	7.3
医療関係費	0.176	0.206	0.235	1.958	0.492	1.17	1.45	1.60	1.64	1.4	1.7	1.3	1.4
	39.974	43.377	45.409	45.433	47.183	49.27	47.45	43.16	43.50	45.7	46.2	46.8	44.8

(3) 附 置 研 究 所 分

区 分	45年度	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	43.308	40.776	37.996	32.592	34.547	34.992	38.89	38.66	41.90	43.7	42.8	44.3	48.5
旅 費	41.315	38.981	31.199	30.649	32.727	33.399	37.20	37.33	40.35	42.2	41.3	42.8	47.3
物 件 的 経 費	1.992	1.795	1.796	1.943	1.820	1.593	1.69	1.33	1.55	1.5	1.5	1.5	1.2
校 費	54.697	57.330	57.217	58.402	52.827	52.785	50.41	46.15	47.10	48.0	48.0	44.7	33.6
校 地建物維持修繕及新営費等	54.622	57.274	57.177	58.371	52.694	52.348	49.87	45.57	46.61	47.1	47.1	44.0	37.7
その他	0.035	0.068	0.030	0.031	0.132	0.437	0.54	0.57	0.49	0.9	0.9	0.7	0.9
特殊設備費	1.698	1.894	2.080	5.389	5.288	4.313	1.14	2.26	1.10	1.0	1.0	0.9	0.9
	0	2.038	2.708	3.617	7.338	7.910	9.56	12.93	9.90	7.3	7.3	10.1	10.0

前表によって最近13カ年度間における国立学校運営に関する経費の推移を総表および3組織の国立学校、病院、研究所を通じての総表について見ると、人件的経費は漸次比率の減少を示すか増減なく保合であるかの状態を示してあったが、45年度においては人格的経費において相当地に増加するに至ったが物件的経費において減少を示しについている、学部新設、拡張等の結果人員の増加と俸給上昇改定に基因するものであろう。物件的経費の校費においては僅かながらも比率が年々上昇している。時に減少率を示しているのは節減があった年である。これは経常的経費の基幹をなす校費の積算単価を年々引上げ改訂するの結果に外ならないと考えられる。教育研究の基礎原資である経費の堅実化を表わしているものでもあろう。しかもこれらの健全な傾向は大学の数の少ない昔時において人件費物件費が半々と平衡を保っておったように、平衡を回復しつつある傾向と見付ことがあるのであるが、比重が平衡でなくてはならないという確定した原理原則がある訳ではない。昔時はその平衡の上に大学が運営されていたという史実によってその判断に到達するのである。大学の数が少ない時代であった昭和の初め帝国大学5官立大学6の比率の姿を考え、またその当書は研究費が不足で困るといった声は比

較的少なかったことからして、半々という事実が常道であったと見ることは強ち妥当を欠くものであるとは考えられない。当時にそうした半々の予算を殊更意識して編成したものでないことは、当時の予算編成の経過を追憶しても昇格大学（東京商科大学、官立医科大学）の講座当經常費予算が大体人件費、物件費が半々ということで組まれたことが唯一の寄りどころであるのと、大学の全予算において自然に人件的経費と物件的経費との割合が結果的に半々となったのに過ぎないことであらう。多年に亘って左様な姿であったことからすれば、その姿が原則的なものとして進められ伝承されたものと考えるべきであらう。

要は人件費、物件費が平衡であるということとは歴史的の事実を基礎としての意味ではあるまいか。

大学における研究費がきわめて不足であるとの情態もここ数年度間において多少緩和されるに至ったが研究資材の値上りと所要の資材が複雑高度化のため、実際問題として予算が増加しても使用面に於ては窮屈になっているが実情である。而も急速に変転する学術研究を遂行するのに支障を来しているという声は未だに消え失せているものではない。莫然と巷間ったえられるのは人の経費に即応する物の組費がバランス

していないということにあるのであろう。予算単価の基準が明確に樹立された以上は新規事項のみに限らず過去に設けられた事項についても新基準を適用してすっきりした計算を行い大改造すべきではあるまいか。古いものはむしろ予想されないような費用を多額に必要とすることが実情であるといえよう。この計算改造は一般会計より特別会計に繰入れる財源を明確化し特別会計財政の安定性恒久性の確保に役立つ重要な因子であろう。現在のように所管省と財務担当省との合意による基準でも運営上は支障のないことではあるが、時々の情勢によって変動する可能性のある方法によらずにすむように、基準の法制化を建てることは不可能ではあるまいと思うが如何なるものであろうか。いろいろの要素を含んでおくことであるから至難なことがあろうが学問研究、教育事業を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財源確保に関する条項を国立学校特別会計法中に設けることについて十分に検討の要があるであろう。担当者の独断や好みといったことに左右されない一本筋の通ったものを特別会計法の中にとり入れることは国立学校財政上重要なことである。

昭和24年学制改革に際しても国立学校の財政については確保たる見透しもなく教育制度改革のみが先行した。兎角金のこととなると必要な事柄と理解しながらも棚上されて莫然となるのが日本の世情である。昭和39年度から国立学校に対しその特殊性が漸く認められて特別会計となり特別会計法の制定となった。両三年大学制度運営について色々の形で紛争を生じ、このための是正につき政府社会共に悩み、改善の方針に向っておるのであるが国立大学財政の問題も十分研究して実のある結果を生むことが望ましい。

経常費財源の確保については法の上においては一般会計より繰入れるとだけあって、財源は予算に定むだけの政府支出金であるため進行上の行政措置は全く制定以前と何等変るところがない。政府より交付する支出金が法の上に明文化されてこそ特殊特別会計の意義と独立性が鮮明されるものであろう。

次に13カ年度間における予算の対照上国立学校職員学生生徒を次表として掲記する。

昭和45年度職員定員は予算上のもので、他年度は法定員である。

○13カ年度間における国立立学校職員数及び学生生徒数調 (単位 千円)

区 分	45年度	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度
指 定 職	283	298	236	217	195	179	—	—	—	—	—	—	—
行 政 職	46,265	46,513	46,488	45,573	43,376	42,054	40,630	39,019	37,592	31,320	27,888	27,209	26,921
役 付 職 員	7,198	6,362	6,200	6,021	5,750	5,557	5,239	5,019	4,775	4,634	4,523	4,429	4,369
技 術、一般職員	25,755	30,348	25,809	24,944	23,495	22,523	21,560	20,534	19,417	14,916	13,251	12,755	12,442
技 能 労 務 職 員	13,312	9,803	14,474	14,608	14,313	13,974	13,831	13,566	13,400	11,770	10,114	10,725	10,110
海 事 職													
船 舶 職 員	394	350	339	335	297	311	310	302	289	251	247	240	234
教 育 職	49,147	48,112	46,805	45,198	42,364	40,050	38,139	36,212	34,589	33,007	31,861	31,196	30,694
大 学 教 長	1	1	1	1	1	1	78	77	77	75	74	73	72
大学研究所教官等	43,118	41,153	39,952	38,660	36,334	34,568	33,169	31,733	30,481	29,122	28,065	27,430	26,954
附属学校等教官	3,414	4,500	4,585	4,505	4,354	4,163	3,994	3,942	3,873	3,810	3,722	3,693	3,668
高等専門学校教官	2,614	2,458	2,267	2,032	1,675	1,318	898	460	158	—	—	—	—
医 療 職	11,199	10,787	10,408	10,240	8,951	8,682	8,447	8,142	7,966	7,678	6,028	5,858	5,828
医 療 技 術 関 係	1,921	1,840	5,666	1,640	1,450	1,357	1,284	1,186	1,070	1,015	871	837	837
薬 剤 師 関 係	545	545	542	542	769	469	467	439	439	439	394	371	367
看 護 婦 関 係	8,733	8,402	8,200	8,058	7,032	6,856	6,696	6,517	6,457	6,269	4,763	4,650	4,620
合 計	107,291	106,020	104,276	101,563	95,183	91,270	87,526	83,675	80,436	72,256	66,024	64,503	63,677
学 生 生 徒 数	452,334	453,482	409,590	404,940	400,836	377,211	342,868	355,299	327,983	313,153	315,595	306,641	300,405

次に昭和39年度から施行された国立学校特別会計法以前8カ年間に於ける国立学校関係歳入予算につき次表につき次表を掲記もる。

◎国立学校関係歳入予算 {特別会計設定以前}
{(一般会計文部省主管)}

(単位 千円)

区 分	38 年 度	37 年 度	36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度	31 年 度
授業料検定料及入 学料	2,777,387	2,217,176	2,106,061	2,019,390	2,015,487	1,901,373	1,807,539	1,694,402
寄宿料	47,183	40,981	40,870	40,870	40,396	40,396	40,396	39,956
病院収入	12,855,448	12,474,966	9,990,420	7,095,254	2,954,613	6,038,393	5,512,738	5,089,271
役務収入	200,473	126,496	104,378	91,048	73,392	44,302	32,536	33,589
ミナ	147,535	135,952	123,309	117,793	93,295	80,072	78,733	56,556
入	881,781	735,577	670,507	545,518	489,808	589,384	611,733	759,561
用途指定寄付金収 入	306,500	6,500	6,708	2,555	2,239	680	6,240	290
合 計	17,216,307	15,739,648	13,042,303	9,912,428	9,666,230	8,694,600	8,099,940	7,673,622

◎大学学部学校病院研究所等の数調

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医学	教員養成系	教養系	文理系	学校
国立学校設置法 (昭和24年法律第150号によるもの)									
大 学	3条1項	75	—	—	—	—	—	—	—
学 部	同上	280	62	126	32	54	2	4	—
教 養 部	3条2項	29	—	—	—	—	29	—	—
大 学 院	3条の2, 1項	71	—	—	—	—	—	—	—
研 究 科	政令(昭28, 51号)	171	46	98	25	2	—	—	—
短 期 大 学	3条の3	25	11	13	1	—	—	—	—
独 立 学 校	同1項	1	1	—	—	—	—	—	—
併 設 学 校	同2項	24	10	13	1	—	—	—	—
附 置 研 究 所	4条	71	11	42	18	—	—	—	—
固 有 学 校	同1項	59	10	32	17	—	—	—	—
共 同 利 用 学 校	同2項	12	1	10	1	—	—	—	—
高 等 専 門 学 校	7条の2	49	0	49	0	—	—	—	49
工 商 学 校	—	44	—	44	—	—	—	—	—
高 等 学 校	8条	5	—	5	—	—	—	—	—
高 電 波 学 校	—	3	—	(3)	—	—	—	—	3
附 属 学 校	—	233	—	—	—	—	—	—	233
小 中 高 等 学 校	—	76	—	—	—	—	—	—	76
普 通 学 校	—	81	—	—	—	—	—	—	81
工 農 学 校	—	21	—	—	—	—	—	—	21
音 楽 学 校	—	13	—	—	—	—	—	—	13
商 業 学 校	—	1	—	(1)	—	—	—	—	1
音 楽 学 校	—	1	—	(1)	—	—	—	—	1
盲 聾 養 育 学 校	—	1	(1)	—	—	—	—	—	1
日 本 語 学 校	—	5	—	(5)	—	—	—	—	5
護 理 学 校	—	1	—	—	—	—	—	—	1
本 語 学 校	—	2	—	—	—	—	—	—	2
教 育 施 設	—	12	—	—	—	—	—	—	12
病 院	—	13	—	—	—	—	—	—	43
学 部 附 属 学 校	—	1	—	—	—	—	—	—	1
研 究 所 附 属 学 校	—	173	3	130	35	—	—	—	—
教 育 施 設	—	35	—	—	35	—	—	—	—
臨 海 実 験 所	—	29	—	—	29	—	—	—	—
臨 湖 実 験 所	—	6	—	—	6	—	—	—	—
牧 場 試 験 地	—	138	3	130	—	—	—	—	—
熱 帯 植 物 試 験 地	—	16	—	16	—	—	—	—	—
	—	3	—	3	—	—	—	—	—
	—	2	—	2	—	—	—	—	—
	—	33	—	33	—	—	—	—	—
	—	1	—	1	—	—	—	—	—

1. 研究部会発表の「大学問題に関する調査研究（中間報告）」の送付その他について

国大協総第34号
昭和45年2月24日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

このたび研究部会の調査研究の結果をとりまとめた「大学問題に関する調査研究（中間報告）」（以下「中間報告」という。）を、別冊のとおりお送りいたします。

貴学において、この「中間報告」についてご意見がある場合には、今後の検討に資するため、当協会事務局内大学運営協議会宛お申越しくださるようお願いいたします。

なお、①「中間報告」発表までの経過および②「中間報告」の趣旨（性格）については、次のとおりであります。ここにご報告かたがたその要旨を念のため申添えます。

① 「中間報告」発表までの経過

昨年7月大学問題に関する調査研究を行なうため、大学運営協議会に研究部会が設置されましたが、以来各研究部会においては、部会長をはじめ委員の長期間にわたる作業と特

段の努力により、このほど研究部会の「中間報告」として、一応の案を得ました。よって、去る2月15日に理事会、大学運営協議会および各研究部会の合同会議を開催し、同中間報告（案）について慎重審議した結果、一部修正の上、別冊の「大学問題に関する調査研究（中間報告）」を各研究部会の名をもって発表することが承認され、各大学および関係方面に送付することになりました。

② 「中間報告」の趣旨（性格）

この「中間報告」は、その「まえがき」にもあるように『現在各大学において検討中の問題に関して、各大学共通の理解と拠りどころを求めることを目的として、大学運営協議会の研究部会において作成されたものである。従ってそれは同協議会の確定的な成案というべきものではなく、各大学の改革案の方向を追いながら、現在の問題点を一応指摘するという意味での研究部会の中間報告にとどまり、今後も各大学の意見や事態の推移によって修正補充されるべきもの』であります。貴学内においてこの「中間報告」を配付し、または検討される際は、以上の経過および「中間報告」の趣旨（性格）について、とくに学内周知方をお取計らいくださるよう何分のご配慮をお願いいたします。

2. 「文献センターの利用案内」の送付について

国大協総第38号

昭和45年2月28日

各国立大学長 殿

国立大学協会

第5常置委員会

委員長 後 藤 正 夫

このたび文部省大学学術局の幹施により、国立大学各文献センターにおいて「文献センター利用案内」を刊行されました。

現在、国立大学に5ヶ所設置されている文献センターの存在、使命、活動等が十分に認識されていないことについて、当第5常置委員会（大学間の協力担当）においても屢々問題になり、上記の利用案内を作成し、各大学に周知させるとともにこれが利用の促進を図るよう文部省に要望してきたところであります。この意味において今回の「文献センター利用案内」の発刊は極めて意義の深いことと思われま

す。ついては、別冊のとおり、各大学宛お送り申し上げますので趣旨ご諒承の上、貴学内に周知され、これが利用方について格別のご配慮を頂きますようお願いいたします。

3. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について（依頼）

国大協総第62号2

昭和45年4月3日

国立大学協会

会長 加 藤 一 郎

国立大学卒業者の就職につきましては、例年格別のご配慮をわずらわし、厚く感謝申し上げます。

然るに近年就職事情の激化に伴い、求人側の事前選考がきわめて早い時期に行なわれ、学生もまた早い時期から求人側を訪問する等最終学年の教育が円滑に行なわれない事例が毎年増加している実情は、大学側の等しく憂慮しているところであります。このことは大学教育上ひいては求人側の要請される人材育成上誠に遺憾な次第であり、大学側の本意にも沿わないところであります。

当協会におきましては、このたび昭和45年度大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について別紙写のとおり各国立大学長あて通知し申し合わせの趣旨徹底を期しております。

また、本年は大学8団体の申し合わせのほか、とくに大学8団体、日本経営者団体連盟および文部省との連名のもとに「大学卒業者の就職事務開始時期等について」に関する共同意見表明を行なったことは、ご承知のことと存じます。

貴連盟（協会）（会議所）におかれては、以上の事情をとくにご諒承ください、貴傘下各事業所等において、大学側の立場を十分ご理解の上、大局的立場より何分のご協力を得られますよう、お取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

4. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について

国大協総第62号

昭和45年4月3日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

標記の件に関しては、大学教育の正常化をはかるため、各国公私立大学団体において、毎年申し合わせを行なってきたことは、ご承知のとおりであります。当協会としては、昭和45年度大学卒業予定者についても、第3常置委員会の意向および昨秋11月24、25日開催の第45回総会の際の趣旨により、この申し合わせを行なうこととし、去る4月1日別紙(1)のとおり就職推薦選考開始時期について申し合わせを行ないました。

なお、本年はとくに大学側団体の強い要望により、この申し合わせに企業者側の代表として日経連の加盟を得べく、大学卒業生就職問題懇談会（各大学団体・日経連・文部省が参加）において話し合いを行なった結果、申し合わせ加盟までにはいたりませんでした。この度大学側団体に日経連および文部省が加わり、別紙(2)の共同意見表明を上記の申し合わせと同時に公表することになりました。この共同意見表明につきましては、取敢えず去る2月26日に第3常置委員会および存京役員の合同会議を開き協議し、さらに3月27日の理事会において承認を得ましたが、いずれ次期総会においてご報告かたがたご了解を得る予定でありますので、何分のご了承を願います。

ついでには以上の経緯をご了知の上、この申し合わせの趣旨について学内教職員を初め学生に対し十分周知方お取り計らいくださるとともに、その実施に際しとくに次の事項についてご留意の上ご協力くださるようお願いいたします。

(1) 今回の申し合わせをするにあたり、前掲の

就職問題懇談会が数回開かれましたが、その席上企業者側より各大学の就職事務についての取扱いが区々にわたり、甚だしきは担当職員独自の意見によって取扱われている向もあるので、責任体制を明確化されたい旨が要望されました。各大学におかれては、就職事務に関する担当者を定め窓口の一本化をはかり責任体制を確立するようお取りはからい願いたいこと。

(2) 申し合わせの2の「10月1日以降実施を目途として行なう」ことについては、国立大学にあっては例年のとおり10月1日以降実施を厳守すること。

追って、当協会より全国の各事業所団体の代表者に対して別紙の依頼状を送付し協力方を要望いたしましたので貴学におかれても右の趣旨を十分ご了解の上何分のご配意を賜わりたく併せてご通知かたがたお願いいたします。

申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和45年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

- 1 就職事務は、7月1日より前には一切行なわないこと。ただし、技術系については、この期日を6月1日とすることができること。
- 2 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和45年4月1日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

公立大学協会
会長 外 山 修
日本私立大学連盟
会長 時子山 常三郎
日本私立大学協会
会長 稗 方 弘 毅
私立大学懇話会
会長 高 垣 寅次郎
国立短期大学協議会
会長 岡 田 幸 雄
全国公立短期大学協会
会長 各 務 虎 雄
日本私立短期大学協会
会長 松 本 生 太

日本私立大学連盟
日本私立大学協会
私立大学懇話会
国立短期大学協議会
全国公立短期大学協会
日本私立短期大学協会
日本経営者団体連盟
文 部 省

5. 国立大学協会の会議出席 委員旅費支給、会費増額お よび昭和45年度予算案等に ついて

国大協総第63号
昭和45年3月31日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 加 藤 一 郎

去る2月15日および3月27日開催の理事会において標記に関する諸案件が、別記のとおり承認されました。ついては、これらの案件はいずれも総会の承認を必要としますが、上記の理事会において、従来の慣例に従い次回総会（6月）において追認を得ることとし、昭和45年度より実施することに承認されましたので、取敢えず文書をもってご報告かたがたご了承を得たく、何分のご配意をお願いいたします。

なお、今回改正した「会費の基準」（別記参照）により算定した昭和45年度における各大学の会費額については、去る3月27日の理事会において決定され、貴学の会費は〇〇〇〇〇〇〇千円ありますが、（備考会則第35条参照）これが納入につきましては、別途文部省より会費増額につき正式承認があり次第改めて同省の承認

大学卒業予定者の就職事務開始時期等について

近年、大学に対し社会から人材養成がいちじるしく要請されるあまり、とすると大学が就職のための場であると誤解されがちな風潮を醸成し、しかも、人材需給の激化とあいまって、学生の最終学年における修学に少なからぬ影響をおよぼしていることは、まことに憂慮に耐えないところである。

本日、大学関係八団体は例年のとおり別紙の申し合わせを行なったが、今回あらたに大学卒業生就職問題懇談会は、この申し合わせの趣旨を推進すべく、これに協力することを確認するとともに、さらに大学および各企業に対してこの趣旨の徹底をはかり、もって、その実現を期することを、ここに表明する。

昭和45年4月1日

大学卒業生就職問題懇談会

大学関係八団体
国立大学協会
公立大学協会

通知（写）を添えをお願いする予定でありますので、その節は宜しくご配慮の程をお願いいたします。

（備 考）

会則第35条 会員は、総会の定める基準に従って理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（別 記）

- 1) 学長以外の委員に会議出席旅費を支給することについて

学長以外の委員（教員委員・専門委員・臨時委員）に別紙（資料1号）の「学長以外の委員の会議出席旅費支給基準」により、昭和45年度より新たに当協会の会議に出席する旅費を支給する。

（理 由）

かねてから、当協会の会議に出席する学長および教員委員等の旅費を当協会で負担されたい旨の意見が大学側より出されていたので、その所要見込額を調査したところ2千数百万円という巨額の金額となり、現状においては到底全額負担の不可能なことが判明した。よって去る2月15日および3月27日開催の理事会において協議した結果、上記のとおり学長以外の委員の旅費のみを負担することとし、これに見合う財源は、会費の増額分で賄うことになった。

なお、従来上記の旅費は当該大学において負担されていたため、①委員を依頼しても旅費の関係で出席が十分でなかったこと、②したがって、東京近接の大学の教職員に多く委員を委嘱する傾向があったこと等により、一般教職員の当協会への会議参加について制約を受けていたが、本件によって大学の遠近を問わず委員を委嘱し、出来得る限り一般教職

員が当協会への会議に委員として参加し得るよう配慮することになった。

- 2) 「国立大学協会会費の基準」改正案（別紙資料2号参照）

（改正理由）

最近、①大学における研究・教育その他諸制度の改革等について、各常置委員会・特別委員会・大学運営協議会（研究部会）等の審議事項が増加し、これに伴い教員委員および専門委員が約40名増員され、さらに会議開催数が昭和43年度は年148回（前年に比し13回増）であったが、昭和44年度においては年210回に及び前年に比し50回以上増加したことで、②学長以外の委員（教員委員・専門委員・臨時委員）に対し昭和45年度より当協会より会議出席旅費を支出することになったこと（別紙資料1号参照）、③以上に伴う会務が急激に増加したこと、④物価および諸給与の上昇に伴い諸経費が増加したこと等により、これに対応して会費を増額する必要があるため「国立大学協会会費の基準」を改正しようとするものである。（これについては既に文部省の事前了解済）

なお、会費増額の方法としては、①学部数による負担額は現行の一学部当り26,000円を決めた当時と現在では甚だしく事情を異にしているので、これを一学部当り40,000円に引き上げること、②また、現在各大学の会費のうちには約50,000円内外のものがあつた、協会として一大学に連絡する資料その他の経費にも満たない状態であるので、かねてより各方面から大学間の負担の均衡をはかる点から、一大学当りの会費基本額を設けるべきであるとの意見が出されていたので、今回新たに一大学当り40,000円の会費基本額を設けること

とした。

3) 昭和44年度追加予算(案) (昭 45. 2. 15 理事会)

同 上 (昭 45. 3. 27 理事会)

(別掲C予算・決算の項参照)

なお、上記追加予算のうち、昭和45年3月27日理事会承認の分は、前掲2)の「会費の基準」の改正理由で述べたとおり、昭和44年度の経費が急増し、所定の歳入をもって支弁不可能となったため、当協会会計規程第20条により一時借入金をする事として追加予算をするものである。

(備考)

国立大学協会会計規程第20条

本会の運営上必要がある場合は、理事会の承認を経て、一時借入金をもって差し繰り使用することができる。この場合は、次期総会にその旨を報告しなければならない。

4) 昭和45年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

(別掲C予算・決算の項参照)

歳入の部に「4一時借入金償還」の科目を設けた外は、同上予算(案)の摘要欄において詳細説明。

資料1

学長以外の委員の会議出席旅費支給基準

昭和45・3・27理事会

学長以外の委員の会議等出席旅費は、次の区分により支給する。

1. 次項2の在京大学および東京近接大学以外の委員には、鉄道賃(グリーン車・特急券又は急行券)のほか、日当宿泊料(教育職2等8号以上は行政職2等の額、2等7号以下はそれぞれ定額)を支給する。事務系職員の委員は、これに準ずる。
2. 在京大学および東京近接大学(埼玉、千

葉、横浜)の委員には、会議1日につき車賃として1,000円を支給する。ただし、会議が東京以外の場合は、前項1に準じ旅費を支給する。

資料2

「国立大学協会会費の基準」改正案

昭和45・3・27理事会

国立大学協会会費の基準を次のとおり改正する。

国立大学協会会費の基準

国立大学協会における各大学の会費は、次の各号に定める額の合計額とする。

1. 会費基本額 1大学当り
40,000円
2. 学部数による負担額 1学部当り
40,000円
3. 決算額による負担額は、前々年度における当該大学の項)国立学校目)校費および光熱水料決算額の0.03%。ただし、当分の間これにより算出した各大学の負担額が、前年度に比し50%を超える場合は、これを50%にとどめる。

附 則

この改正は、昭和45年4月1日より適用する。

理 由

最近、①大学における研究・教育その他諸制度の改革等について、各常置委員会・特別委員会・大学運営協議会等の審議事項が増加し、これに伴い教員委員および専門委員が増員され、さらに会議開催数が増加されたこと、②学長以外の委員に対し昭和45年度より会議出席旅費を支払うことになったこと、③以上に伴う会費が急激に増加したこと、④物価および諸給与の上昇に伴い諸経費が増加したこと等により、これに対応して会費を増額する必要があるため」国立大学協会会費の基準」を改正しようとするも

のである。
なお、会費増額の方法としては、学部数による負担額を1学部当り26,000円から、40,000円

に引き上げるとともに、大学間の負担の均衡をはかるため、新たに1大学当り40,000円の会費基本額を設けることとした。

国立大学協会 会費の基準
新旧対照表

(昭和45・3・27理事会)

新	旧
○国立大学協会会費の基準 国立大学協会における各大学の会費は、次の各号に定める額の合計額とする。 1. 会費基本額 1大学当り 40,000円 2. 学部数による負担額 1学部当り 40,000円 3. 決算額による負担額 前々年度における当該大学の項)国立学校目)校費および光熱水料決算額の0.03%。ただし、当分の間これにより算出した各大学の負担額が、前年度に比し50%を超える場合は、これを50%にとどめる。	○国立大学協会会費の基準 (昭和39.11.27) (昭和44.6.24) (第33回総会可決) (第43回総会改正) 国立大学協会における各大学の会費は、学部数による負担額と決算額による負担額の合計額とする。 イ、学部数による負担額は、一学部当り26,000円とする。 ロ、決算額による負担額は、前々年度における当該大学の項)国立学校目)校費および光熱水料決算額の0.03%とする。ただし、当分の間これにより算出した各大学の負担額が、前年度に比し50%を超える場合は、これを50%にとどめる。

6. 国立大学協会の「会費の基準」が前年度と同一の場合における翌年度の会費承認方について

東大経主第60号
昭和45年4月27日

長 殿

東京大学総長 加藤 一郎

標記のことについては、従来昭和41年6月2日付学会第146号東京大学長宛文部省大臣官房会計課長通知「国立大学協会の会費の支出について」(別紙参照)により処理してきましたが、この度この点に関する今後の取扱い方について文部省大臣官房会計課と打合わせの結果、上記の通知「なお書」以下は、現在なお有効で

あり、今後ともこの趣旨により処理されたいとのことでありました。

ついては、念のため別記のとおり本学より各大学および国立大学協会に連絡することになりましたので、ここにご通知いたします。

(別 記)

1. 国立大学協会の翌年度の「会費の基準」が前年度と同一の場合は、同協会より東京大学長を通じて文部省大臣官房会計課長に、翌年度開始の20日前までにあらかじめ下記の書類を提出すること。
2. 翌年度当初までに、文部省大臣官房会計課長より同協会会費支出についてとくに指示がなかったときは、承認のあったものとして処理して差支えないこと。

記

- (1) 翌年度の会費額調書
- (2) 翌年度の歳入歳出予算書(または案)

(3) 当該年度の決算見込書

(4) 会費の基準

別 紙

国立大学協会の会費の支出について

学 会 等 146 号

昭和41年6月2日

東京大学長 殿

文部省大臣官房会計課長

岩 間 英太郎

昭和41年5月18日付け東大経主第114号で申し越しがあった国立大学協会会費の支出については、昭和41年度分について異存ありません。

なお、昭和42年度分以降については、各年度開始の20日前までにあらかじめ下記の書類をご提出願います。

おって昭和42年度分以降については、各年度当初までに標記のことについての取扱いについて指示がなかった場合は、承認があったものとして支出して差し支えありません。

記

- (1) 翌年度の会費額調書
- (2) 翌年度の歳入歳出予算書（又は案）
- (3) 当該年度の決算見込書
- (4) 会費の基準

7. 入試問題に関するアンケートについて

国大協議第47号

昭和45年4月24日

各国立大学長 殿

第2常置委員会

委員長 秋 月 康 夫

目下第2常置委員会においては、大学入試改善に関して根本的な立場から改善案を審議中ですが、現実に実施する方策となります

と、現行のように入試をⅠ期・Ⅱ期に分けて行なうかどうか、それによって対策も変わります。つきましては、各大学において

1) Ⅰ・Ⅱ期の区分を廃し、国立大学入試は全国一斉に行なう

2) Ⅰ・Ⅱ期の区分は存置するが、現行のⅠ期校、Ⅱ期校の区分わけを考え直す。

3) その他のご意見（あればお示し下さい）について、今日の時点でどのようにお考えになっているかをうかがい（第1表）、その大勢の上に立って改善策を審議し、なお、

4) 入学者選抜の過程について（第2表）

その実態を把握して審議の資料といたしたいと存じますので、別記様式により貴学のご意見並びに実情を5月31日までに必着するよう当協会事務局宛ご回答願います。

なお、このアンケートは上に述べたとおり、今後における入試問題検討の基本資料となりますので、Ⅰ期・Ⅱ期の問題については、貴学としてのご意見をうかがう必要がありますが、万一期日までに貴学としてのご意見のおとりまとめが困難な場合には、学部別のご意見でもやむを得ませんのでよろしくお願いいたします。

（備 考）

各大学がそれぞれ独自の日時に入試を行なうことについては、入学許可者に辞退者が多く出なると、かえって混乱を招くおそれがあるとの強い意見が、当委員会では出ていることを付記いたします。

第 1 表

大 学 名 _____

1. I・II期制について

(注) ①②いずれかに○をつけてください

① I・II期の区分を廃し、国立大学入試は全国一斉に行なう	
② I・II期の区分は存置するが、現行のI期校・II期校の区分別けを考え直す	
③ 其他のご意見（あればお示し下さい）	

第2表

2. 入学者に関する調査

学 部 名 _____

区 分 年 度	(a) 入学定員数	(b) 入試志願者数		(c) 入試欠席者数		(d) 入試受験者数 (b)-(c)		(e) 入試合格者数		(f) 入学辞退者数		(g) 補欠入学者数		(h) 入学許可者数 (e)-(f)+(g)	
		員数	指数	員数	指数	員数	指数	員数	指数	員数	指数	員数	指数	員数	指数
昭 41															
" 42															
" 43															
" 44															
" 45															
5ヶ年 平 均															

(注) (1) この調査表は、学部別に作成し、なお、これと同じ様式で大学全体の総括表を別に作成して下さい。

(2) 各欄の指数は、各年度の入学定員数(a)を100としての指数を記入して下さい。

F そ の 他

1. 学長・役員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
帯広畜産大学	大原 久友 (事務取扱)	大原 久友
北見工業大学	佐山 総平	松本 秋男
宇都宮大学	小林 隆治 (事務取扱)	中村 藤樹 (事務取扱)
東京教育大学	宮島 竜興 (事務取扱)	宮島 竜興
横浜国立大学	越村信三郎 (事務取扱)	越村信三郎
福井大学	塚野 善蔵 (事務取扱)	木村 里雄 (事務取扱)
大阪教育大学	山崎荘三郎 (事務取扱)	松本 賢三 (事務取扱)
山口大学	田中 弘道 (事務取扱)	力武 一郎 (事務取扱)
香川大学	前川 忠夫	倉田 貞美

(2) 役員等の交替

役職名

理 事

(旧) 塚野 善蔵 (福井大) 事務取扱

(新) 木村 里雄 (") "

(旧) 前川 忠夫 (香川大)

(新) 倉田 貞美 (")

第1常置委員会委員長

小塚東京芸術大学長退任後欠員中のところ

(新) 中川善之助 (金沢大)

(3) 委員、専門委員の交替

(1) 第2常置委員会教員委員 (一名増員による)

松永藤雄 (弘前大教授) 委嘱

(2) 第3常置委員会教員委員 (欠員補充)

山田朝治 (大阪大教授) 委嘱

(3) 第7常置委員会専門委員

松原元一 (東京学芸大教授) 委嘱

志田延義 (山梨大教授) 委嘱

徳広竜男 (大阪教育大教授) 退任

(4) 大学運営協議会

関東・甲信越地区 加藤六美 (東京工業大)

(5) 学生問題に関する合同研究部会

第2研究部会部会長

(旧) 小塚新一郎 (東京芸術大)

(新) 和達 清夫 (埼玉大)

(6) 図書館特別委員会

(旧) 塚野善蔵 (福井大) 事務取扱

(新) 木村里雄 (") "

(7) 教養課程に関する特別委員会

(旧) 前川忠夫 (香川大)

(新) 倉田貞美 (")

(8) 入試期特別委員会

(旧) 山田 保 (名古屋工大) 事務取扱

(新) 森島宗太郎 (") "

(旧) 前川 忠夫 (香川大)

(新) 倉田貞美 (")

2. 寄贈図書

わが国の教育のあゆみと今後の課題

文 部 省

大学の学生生活とその指導

国立教育研究所

神戸大学改革のための提案

- {その7 教学問題について第2部
- {その8 教官組織の改革について

神 戸 大

広島大学カリキュラム改革の基本構想（第一部）

広 島 大 学

研究集録 第41集

神戸大（教育学部）

世界経済リポート No. 21

堂島米会所古文庫

Studies in World Economic Problem Series
No. 8

以上 近 畿 大

C. O. Dニュース No.3 学生の意見（第1回）

関西学院大

大阪府立大学改革草案

大阪府立大学改革準備委員会

大学教育の基本的あり方に関する意見

東京商工会議所

参議院文教委員会審議要録（第59回国会開会中
～第61国会）

参議院文教委員会調査会

勤労者のための大学教育機関確立に関する見解

国立短期大学協会

文献センターの利用案内

国立大学文献センター

大学問題についての中間報告草案

将来計画に関する中間報告

〃 (Ⅱ)

〃 (Ⅲ)

長期研究計画に関する研究調査

第7期長期研究計画委員会報告

日本学術会議

I D E, 大学教育国際資料

民主教育協会

制度改革委員会の構成に関する報告

電気通信大学

愛媛大学入学試験制度に関する改革案（改革の
方向）

愛 媛 大 学

中教審高等教育の改革に関する基本構想試案

文 部 省

教育学部紀要

北海道大学

熊本大学の改革について

熊 本 大 学

「学生参加」の範囲と方式について No. 3

管理・運営組織の問題点 No. 4

各学部教養部共通細則の検討と改正意見

No. 5

弘 前 大 学

教養講座シリーズ 8, 9

国立教育会館

新潟大学再建のための討議資料（人文、理、
農、商短の部）

〃 附属図書館の現状と問題点（討議資料）

教員養成分科会に提出された資料の抜粋

新潟大学再建のための討議資料（共通施設の部）

〃 （教養課程の部）

〃 （教員養成の部）

〃 （工学部の部）

以上 新 潟 大 学

教育組織・研究組織（その1）No. 6

管理・運営組織の問題点 No. 7

弘 前 大 学

大学改革準備調査会管理組織専門委員会報告

- ～東京大学と国および社会との関係～
- 東京大学
筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告
(第一次補遺)
" 第一分冊
(第二次)
" 第二分冊
(第二次)
以上 東京教育大学マスタープラン委員会
大学改革準備調査会研究・教育組織専門委員会
(報告書)
～新しい総合大学を求めて～
- 東京大学
「第28回研究所長会議」(44. 6. 12～13)
「第28回文部省所轄ならびに国立大学付置研究
所長会議」(44. 6. 12～13)
共同利用研究所の現状と問題点
総会第1日(6月12日)議事録
東京大学応用微生物研究所
学生相談所年報 昭和43年度
就職のための会社案内
- 学徒援護会
明治大学大学院紀要, 第7集, 昭和44年
明治大学大学院
改革フォーラム No.5 東京大学
第14回文部省所管研究所長会議第1部会議事録
" 第2部 "
" 第3部 "
以上 京都大学食糧科学研究所
中教審初等・中等教育の改革に関する基本構想
試案 文部省
大学問題特別委員会報告
日本学術会議のあり方検討特別委員会報告
以上 日本学術会議
I D E 大学教育国際資料30 民主教育協会
- 第一委員会第四分科会中間報告
山形大学
群馬大学大学問題検討準備委員会覚書(その3)
群馬大学
昭和44年度入学生身上調査報告書
東京農工大
教育学部紀要(教育部門)第15集
九州大学
会報 第18号 大学基準協会
大学問題検討小委員会報告(そのⅢ)
教養課程 "
- 静岡大学
大学病院の看護部門のあり方について
文部省
改革フォーラム No.6
東京大学
学生生活研究 1969年度
大学・学生問題文献目録
民主教育協会
大学紛争に関する最近の判決(1)
文部省
大学改革の基本方針(その3)
大阪大学
改革準備調査委員会答申
徳島大学
大学改革推進準備会中間報告
横浜国立大学
医歯系専門委員会答申
広島大
教養課程の改革について
九州大学
第一回中間報告
東京学芸大学教育検討委員会
東京学芸大学
中教審高等教育の改革に関する基本構想

(第26特別委員会中間報告)
 中教審初等・中等教育の改革に関する基本構想
 (第25特別委員会中間報告)
 文 部 省
 改革委員会(教官)中間答申 1970.6.2
 東京大学
 中間討議資料 総括編
 // A 案
 // B 案
 以上 信州大学
 神戸大学改革準備委員会の「学寮について」の提
 案 神戸大学
 日本育英会年表
 日本育英会
 新潟大学再建のための討議資料
 (医, 歯, 脳研の部)
 新 潟 大 学
 研究所における研究補助員並びに臨時職員に関
 する実態調査報告書 東大応微研
 当面の改革のための三つの暫定措置について

—全学討議資料—
 広島大学
 昭和46年度大学入学者選抜実施要項について
 文 部 省
 改革フォーラム No.7
 東京大学
 コカコーラ産業
 日本コカコーラK. K
 スポーツの文化と思想(Energy25)
 エッソスタンダード石油K. K
 米国コンピュータ教育システム調査団について
 コンピュータ教育研究会
 71「採用のための大学案内」
 学徒援護会
 ○第46回総会議事要録中誤植訂正について
 会報第47号27頁上から18行目「国大協の中に
 止まることは出来ない。教授会の議を……」を
 「国大協の中に止まることは出来ない。脱退と
 なると教授会の議を……」に訂正いたします。

編 集 後 記

特別寄稿は、現職の方だけに限らぬことになって、今回は新国立教育会館館長小塚先生(前東京芸大学長)をお願いした。諸会議事要録は、各委員会等の審議状況を知って頂くために、ぜひ皆様にお読みをお願いしたい。佐藤憲三氏の予算の話は、例によって大学人のよい参考になるもの。「窓」は、日本最初の人工衛星おすみの打上げについて東大宇宙研から、季節の果物水瓜について香川大から、筆者是水瓜博士として有名。新建材の関係で最近またやかましくなった白蟻の害について、多年研究の宮崎大から、また、沖縄に対して毎年医療奉仕調査活動を行っている鹿児島大から、それぞれ原稿を頂いたことを感謝する。(C)